

III. 地方公共団体及びまちづくり関係団体に対する説明会の開催

平成24年1～2月にかけて、国土交通省地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局主催で実施された「中心市街地活性化及び官民連携によるまちづくり研究会」において、地方公共団体のまちづくり担当者及びまちづくり関係団体（まちづくり会社、中心市街地活性化協議会加盟機関、中間支援組織等）を対象に、都市再生特別措置法に基づく各制度の説明を行った。説明は、本調査内で作成した「都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引き」及び「都市再生整備計画の記載例」を活用して行った。

図表 研究会の開催地及び開催日

開催地	開催日	開催場所(住所・会場)
北海道ブロック	1月19日(木) 13:30-16:10	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 北海道開発局 2F講堂
東北ブロック	2月2日(木) 13:00-17:00	〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台
関東ブロック	1月25日(水) 13:30-16:45	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館14階 災害対策本部室
北陸ブロック	1月26日(木) 13:00-16:00	〒940-0062 新潟県長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト 長岡市地域交流センターまちなかキャンパス長岡 301会議室
中部ブロック	2月1日(水) 13:00-17:00	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県自治センター 12F E会議室
近畿ブロック	1月31日(火) 13:30-16:30	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館[第1別館 大会議室(2F)]
中国ブロック 四国ブロック	1月27日(金) 13:00-17:30	〒540-8586 広島市中区八丁堀2-15 中国地方整備局建政部 3F会議室
九州ブロック	1月23日(月) 13:00-17:00	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-3-6 第3博多借成ビル4F 会議室
沖縄ブロック	2月14日(火) 14:00-17:30	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 沖縄総合事務局 2F災害対策室

IV. 卷末資料

卷末資料 1 制度関連書式例

①都市再生整備推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

※下記様式含む：

- －都市再生整備推進法人指定申請書
- －都市再生整備推進法人指定書
- －名称等変更届出書
- －業務変更報告書

②市町村都市再生整備協議会規約及び財務規程

③都市利便増進協定 認定要領

※下記様式含む：

- －都市利便増進協定認定申請書
- －都市利便増進協定変更認定申請書
- －都市利便増進協定認定通知書
- －都市利便増進協定変更認定通知書
- －都市利便増進協定書

④都市再生(整備)歩行者経路協定認可要領

※下記様式含む：

- －都市再生（整備）歩行者経路協定認可申請書
- －都市再生（整備）歩行者経路協定（変更・廃止）認可申請書
- －都市再生（整備）歩行者経路協定認可通知書
- －都市再生（整備）歩行者経路協定（変更・廃止）認可通知書
- －借地権消滅等届
- －都市再生（整備）歩行者経路協定加入届
- －一人都市再生歩行者経路効力発生届

〇〇市都市再生整備推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第73条第1項の規定に基づく都市再生整備推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第2条 法第73条第1項の規定による都市再生整備推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生整備推進法人申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書面
- (8) 法第74条に規定する業務に関する計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、都市再生整備推進法人の業務に関し参考となる書類

（指定の基準等）

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第73条第1項の規定により、当該申請者を都市再生整備推進法人として指定するものとする。

- (1) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
 - (2) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
- 2 市長は、申請者を都市再生整備推進法人として指定した場合は、都市再生整備推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第73条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 都市再生整備推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第5条 都市再生整備推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 都市再生整備推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

この要綱は、一般的な記載例として掲載しているものであり、確定したものではありません。指定に際し、適宜修正の上、ご活用下さい。

様式第1号（第2条関係）

都市再生整備推進法人指定申請書

年 月 日

（あて先）〇〇市長

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

印

事務所の所在地

都市再生特別措置法第73条第1項の規定による都市再生整備推進法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書及び収支決算書並びに貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 指定前のまちづくり活動実績を示す書類
- 8 指定後の予定業務に関する計画書
- 9 その他業務に関し参考となる書類

様式第2号（第3条関係）

都市再生整備推進法人指定書

〇〇市第 号
平成 年 月 日

法人の住所

法人の名称 様

〇〇市長 印

平成 年 月 日付の申請については、審査の結果適正であるので、都市再生特別措置法第73条第1項の規定による都市再生整備推進法人として指定します。

1 指 定 番 号：

2 法 人 の 名 称：

3 法 人 の 住 所：

4 事 務 所 の 所 在 地：

5 業 務：

様式第3号（第4条関係）

名称等変更届出書

年 月 日	
(あて先) ○○市長 都市再生整備推進法人の住所 都市再生整備推進法人の名称 代表者氏名 印	
都市再生特別措置法第73条第3項の規定により届け出ます。	
指定年月日・指令番号	年 月 日 ○○市第 号
変更予定年月日	年 月 日
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地 <input type="checkbox"/> その他
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

※ 該当する□に、レ印を記入してください。

業務変更報告書

年 月 日	
(あて先) ○○市長	
都市再生整備推進法人の住所	
都市再生整備推進法人の名称	
代表者氏名	印
○○市都市再生整備推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第◆条第◆項の規定により届け出ます。	
指定年月日・指令番号	年 月 日 ○○市第 号
変更年月日	年 月 日
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

●●市(町、村)都市再生整備協議会規約(例)

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、●●市(町、村)都市再生整備協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(目的)

第3条 協議会は、都市再生特別措置法（平成14年4月5日法律第22号。以下「法」という。）第四十六条の二の規定に基づき、都市再生整備計画及びその実施並びに都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理に関し必要な協議を行うため設置する。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第4条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 〇〇〇
- (2) □□□
- (3) △△△
- (4) ◇◇◇

(届出)

第5条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 監事 〇名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(役員の仕事)

第8条 役員の任期は、〇年とする。

2 辞任又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

（総会の種別等）

第9条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年〇回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会員現在数の〇分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- (2) 第7条第3項第2号の規定により監事が招集したとき。
- (3) その他会長が必要と認めたとき。

（総会の招集）

第10条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

（総会の議決方法等）

第11条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の〇〇をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、議決に加わる権利を有しない。

（総会の権能）

第12条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項。

（特別議決事項）

第13条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の〇〇以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の解任
- (5) 〇〇

（書面又は代理人による表決）

（協議結果の尊重義務）

第14条 総会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第15条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) ○○○
- (2) ○○○
- (3) ○○○

3

協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

4 事務局長は、第3項の責任者の中から会長が任命する。

（業務の執行）

第16条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 財務規程

（書類及び帳簿の備付け）

第17条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第6章 会計

（事業年度）

第18条 協議会の事業年度は、毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わる。

（資金の取扱い）

第19条 協議会の資金の取扱方法は、財務規程で定める。

（収支予算）

第20条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

（監査等）

第21条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の○日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

（報告）

第22条 会長は、次の各号に掲げる書類を、〇〇市長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

第7章 協議会規約等の変更、協議会が解散した場合の措置

（規約の変更）

第23条 この規約を変更する場合には、総会の承認を経るものとする。

（協議会が解散した場合の措置）

第24条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第8章 雑則

（細則）

第25条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成○年○月○日から施行する。

**この規約は、一般的な記載例として掲載しているものであり、
確定したものではありません。指定に際し、適宜修正の上、
ご活用下さい。**

●●市(町、村)都市再生整備協議会事務処理規程(例)

(目的)

第1条 この規程は、●●市(町、村)都市再生整備協議会（以下「協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分)	(事務分担組織)	責任者)
(1)○○事業に関する業務	○○○	△△△
(2)その他協議会が定める業務	○○○	△△△

(備考)

本項の事務分担組織は、複数の事務の区分を兼ねることができる。

(雑則)

第4条 ●●市(町、村)都市再生整備協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成○○年○月○日から施行する。

●●市(町、村)都市再生整備協議会財務規程(例)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、市町村都市再生整備協議会（以下「協議会」という。）の会計の処理に関する基準を確立して、協議会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 協議会の会計業務に関しては、市町村都市再生整備協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(会計原則)

第3条 協議会の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- (1) 協議会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- (2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- (3) 会計の処理方法及び手続は、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(勘定区分)

第4条 協議会の勘定区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。

- (1) ○○勘定
- (2) △△勘定

(口座の開設)

第5条 前条に関する口座は、○○に開設するものとする。

(会計年度)

第6条 協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年○月○日から翌年○月○日までとする。

(出納責任者)

第7条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第8条 次の各号に掲げる市町村都市再生整備協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。

- | (事務の区分) | (経理責任者) |
|------------------|---------|
| (1) ○○事業に係る事務 | ○○○ |
| (2) その他協議会が定める業務 | ○○○ |

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 予算及び決算書類 ○年
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 ○年

(3) 証ひょう（領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。）

○年

(4) その他書類 ○年
(備考)

第1項は、文書等の標準的な保存分類等を参考に規定する。

2 前項各号の保存期間は、決算完結の日から起算する。

3 第1項各号に掲げる書類の焼却その他の処分を行う場合には、あらかじめ第8条第1項の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。

第2章 勘定処理及び会計帳簿類

(勘定処理の原則)

第10条 勘定処理を行うに当たっては、次の各号に掲げる原則に留意しなければならない。

(1) すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理すること。

(2) 収入と支出は、相殺してはならないこと。

(3) その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うこと。

(会計帳簿)

第11条 会計帳簿は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 主要簿

① 仕訳帳

② 総勘定元帳

(2) 補助簿

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代えることができる。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票及び総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

4 総勘定元帳及び補助簿の様式は会長が別に定める。

(会計伝票)

第12条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、会長が別に定める。

(1) 入金伝票

(2) 出金伝票

(3) 振替伝票

3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。

4 会計伝票は、作成者が押印した上で、第8条第1項の経理責任者の承認印を受けるものとする。

(記帳)

第13条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票又は証ひょうに基づいて記帳しなければならない。

(会計帳簿の更新)

第14条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 予算

(予算の目的)

第15条 予算は、各会計年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

（収支予算の作成）

第16条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度勘定区分ごとに作成し、総会の議決を得てこれを定める。

2 前項の収支予算は、〇〇市長に報告しなければならない。

（予算の実施）

第17条 予算の執行者は、会長とする。

（予算の流用）

第18条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

第4章 出納

（金銭の範囲）

第19条 この規程において、「金銭」とは現金及び預貯金をいい、「現金」とは通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

（金銭出納の明確化）

第20条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にいき、日々出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

（金銭の収納）

第21条 金銭を収納したときは、会長が別に定める様式の領収証を発行しなければならない。

2 入金先の要求その他の事由より、前項の様式によらない領収証を発行する必要があるときは、第8条第1項の経理責任者の承認を得てこれを行う。

3 金融機関への振込みの方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

（支払方法）

第22条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、第8条第1項の経理責任者及び会長の決裁を得て行うものとする。

2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として第8条第1項の経理責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

（支払期日）

第23条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについては、この限りではない。

（領収証の徴収）

第24条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えるこ

とができる。

2 金融機関への振込みの方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

（預貯金証書等の保管）

第25条 預貯金証書又は預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けするものとする。

（金銭の過不足）

第26条 出納の事務を行う者は、原則として毎月1回以上、預貯金の残高の証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第8条第1項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 物品

（物品の定義）

第27条 物品とは、消耗品並びに耐用年数1年以上の器具及び備品をいう。

（物品の購入）

第28条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付し、第8条第1項の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1件の購入金額が〇万円未満のときは、事務局長が専決処理にすることができる。

（物品の照合）

第29条 出納の事務を行う者は、耐用年数1年以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動及び滅失又はき損があった場合は、第8条第1項の経理責任者に通知しなければならない。

2 第8条第1項の経理責任者は、毎事業年度1回以上、現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。

（規定の準用）

第30条 協議会の運営に必要な経費であって、会議費等軽微なものの支出については、第28条の規定を準用する。

第6章 決算

（決算の目的）

第31条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

（決算の種類）

第32条 決算は、毎半期末の半期決算と毎年〇月末の年度決算とする。

（半期決算）

第33条 第8条第1項の経理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次の各号に掲げ計算書類を作成して翌月の15日までに事務局長を経て会長に報告しなければならない。

- (1) 合計残高試算表
- (2) 予算対比収支計算書

（財務諸表の作成）

第34条 第8条第1項の経理責任者は、毎事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

（年度決算の確定）

第35条 会長は、前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

（報告）

第36条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を〇〇市長に報告しなければならない。

第7章 雑則

第37条 協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

●●市 都市利便増進協定 認定要領

(目的)

第1条 本要領は、都市再生特別措置法（以下「法」という。）第72条の3第1項に規定する都市利便増進協定の認定に関し、必要な事項を定める。

(都市利便増進協定の認定の申請)

第2条 法第72条の4の規定による都市利便増進協定の認定を申請しようとする者は、都市利便増進協定認定申請書（別紙様式1）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 都市利便増進協定書
- (2) 都市利便増進協定締結の理由を記載した書面
- (3) 都市利便増進協定の区域を示す図面
- (4) 申請者が都市利便増進協定の認定申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書面）
- (6) 土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

(都市利便増進協定の変更の認定の申請)

第3条 法第72条の5第1項の規定による都市利便増進協定の変更の認定を受けようとする者は、都市利便増進協定変更認定申請書（別紙様式2）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 都市利便増進協定（変更後）
- (2) 都市利便増進協定の変更の理由を記載した書面
- (3) 変更した都市利便増進協定の区域を示す図面
- (4) 申請者が都市利便増進協定の変更の認定申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書面）
- (6) （変更に係る部分の）土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

(都市利便増進協定に係る認定の通知)

第4条 市長は、第2条又は第3条の認定をしたときは、当該認定を受けた者に対し都市利便増進協定認定通知書（別紙様式3）又は都市利便増進協定変更認定通知書（別紙様式4）によりその旨通知するものとする。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

この要領は、一般的な記載例として掲載しているものであり、
確定したものではありません。指定に際し、適宜修正の上、
ご活用下さい。

記載例

(別紙様式 1)

平成 年 月 日

都市利便増進協定認定申請書

都市再生特別措置法第 7 2 条の 4 の規定による都市利便増進協定の認定について、関係図書を添えて申請します。

(あて先) ●●市長

住 所
申請者
氏 名
(住所及び代表者氏名)
電 話

記

1. 協定の名称
2. 対象とする区域の地名及び地番
3. 対象とする都市利便増進施設の種類
4. 有効期間
5. 特記事項

都市利便増進協定変更認定申請書

都市再生特別措置法第 7 2 条の 5 第 1 項の規定による都市利便増進協定の変更の認定について、関係図書を添えて申請します。

(あて先) ●●市長

住 所
申請者
氏 名
(住所及び代表者氏名)
電 話

記

1. 認定年月日及び文書番号
2. 協定の名称
3. 対象とする区域の地名及び地番
4. 対象とする都市利便増進施設の種類
5. 変更の場合は、その変更の内容
6. 有効期間
7. 特記事項

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 様

●●市長 印

都市利便増進協定認定通知書

都市再生特別措置法第72条の4の規定により、平成 年 月 日付けにて申請のあった都市利便増進協定を認定したので通知します。

認定番号

認定年月日 平成 年 月 日

記

1. 協定の名称
2. 対象とする区域の地名及び地番
3. 対象とする都市利便増進施設の種類
4. 有効期間
5. 特記事項

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 様

●●市長 印

都市利便増進協定変更認定通知書

都市再生特別措置法第72条の5第1項の規定により、平成 年 月 日付けにて申請のあった都市利便増進協定の変更を認定したので通知します。

認定番号

認定年月日 平成 年 月 日

記

1. 認定年月日及び文書番号
2. 協定の名称
3. 対象とする区域の地名及び地番
4. 対象とする都市利便増進施設の種類
5. 変更の場合は、その変更の内容
6. 有効期間
7. 特記事項

■■■地区都市利便増進協定書

●●● (以下「甲」という。)、●●● (以下「乙」という。) 及び●●● (以下「丙」という。) は、次のとおり都市再生特別措置法 (平成14年法律第22号) 第72条の3第1項の都市利便増進協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、■■■地区において、都市利便増進施設の一体的な整備及び管理を行うことを目的とする。

(協定区域)

第2条 本協定の対象となる協定区域は、■■市■■区■■及び■■のうち、別図1に示すとおりとする。

(財産区分)

第3条 協定区域の財産区分は、別図2に示すとおりとする。

(都市利便増進施設の種類及び位置)

第4条 本協定の対象とする都市利便増進施設の種類及び位置は、別図3に示すとおりとする。

(都市利便増進施設の一体的な整備の方法及び整備に要する費用の負担の方法)

第5条 第4条で規定した都市利便増進施設を、本協定の締結者が所有する土地に設置する場合、土地所有者は、当該施設の設置に伴う土地の占有に係る費用を要求しないものとする。

2 第4条で規定した都市利便増進施設の整備に係る費用は、協定締結者間で分担して負担するものとする。費用負担の方法は別途協定を締結してこれを定めることとする。

(都市利便増進施設の一体的な管理の方法及び管理に要する費用の負担の方法)

第6条 第4条で規定した都市利便増進施設の日常管理業務は甲が実施することとし、また、日常管理に要する費用は、協定締結者間で分担して負担するものとする。費用負担の方法は別途協定を締結してこれを定めることとする。

(都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関するその他の事項)

第7条 協定締結者は、第4条で規定した都市利便増進施設を活用して、まちの賑わいの創出に資するイベント等の活動を行うことができる。その企画及び実施は、協定締結者が協力して行うこととする。

(都市利便増進協定を変更し、又は廃止する場合の手続)

第8条 本協定を変更又は廃止する場合には、協定締結者全員の合意を得た上で、市町村長の認定を受けなければならない。

卷末資料 1-3 都市利便増進協定 認定要領・申請様式・協定書(例)

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定区域において都市利便増進施設が設置・供用される期間とする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 本協定に定める事項に違反した者があった場合、違反者に対し、相当の猶予期間を付して、当該違反行為を是正するために必要な措置をとることを文書で請求するものとする。

2 前項の請求があった場合には、違反者は、これに従わなければならない。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合には、協定締結者間で別途協議の上処理するものとする。

以上の協定成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 ■■■市■■■
●●●まちづくり株式会社
代表取締役社長 ●● ●● 印

乙 ■■■市■■■
●●●株式会社
代表取締役社長 ●● ●● 印

丙 ■■■市■■■
●●●市
市長 ●● ●● 印

〇〇市 都市再生(整備)歩行者経路協定認可要領

（目的）

第1条 本要領は、都市再生特別措置法（以下「法」という。）第45条の2第1項（第72条の2第1項）に規定する都市再生（整備）歩行者経路協定に関し、必要な事項を定める。

（都市再生歩行者経路協定の認可の申請）

第2条 法第45条の2第4項の規定による都市再生歩行者経路協定の認可を受けようとする者は、都市再生歩行者経路協定認可申請書（別紙様式1）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- （1）都市再生歩行者経路協定書
- （2）都市再生歩行者経路協定締結の理由を記載した書面
- （3）都市再生歩行者経路協定の区域及び位置を示す図面
- （4）申請者が都市再生歩行者経路協定の認可申請に係る代表者であることを証する書面
- （5）土地所有者等（法第45条の2第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）の全員の住所、氏名、権利の種別並びに権利の目的となっている土地及び建築物の所在地を記載した書面。
- （6）土地及び建物の登記簿謄本
- （7）法第45条の2第3項に規定する協定区域隣接地（以下「協定区域隣接地」という。）を定める場合には、当該協定区域隣接地の区域及び位置を示す図面
- （8）前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

（都市再生歩行者経路協定の変更又は廃止の認可の申請）

第3条 法第45条の5第1項又は法第45条の9第1項の規定による都市再生歩行者経路協定の変更又は廃止の認可を受けようとする者は、都市再生歩行者経路協定変更・廃止認可申請書（別紙様式2）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書（都市再生歩行者経路協定を廃止しようとする場合においては、第1号、第3号及び第8号に規定する書類を除く。）を添えて市長に提出するものとする。

- （1）都市再生歩行者経路協定の変更書
- （2）都市再生歩行者経路協定の変更又は廃止の理由を記載した書面
- （3）変更した都市再生歩行者経路協定の区域及び位置を示す図面
- （4）申請者が都市再生歩行者経路協定の変更又は廃止の認可申請に係る代表者であることを証する書面
- （5）土地所有者等の全員の住所、氏名、権利の種別並びに権利の目的となっている土地及び建築物の所在地を記載した書面。
- （6）土地及び建物の登記簿謄本
- （7）都市再生歩行者経路協定の廃止の場合、土地所有者等の過半数の合意のあったことを証する書面

卷末資料 1-4 都市再生（整備）歩行者経路協定認可要領（例）

（８）協定区域隣接地を定めている場合には、変更した協定区域隣接地の区域及び位置を示す図面

（９）前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

（都市再生歩行者経路協定に係る認可の通知）

第４条 市長は、第２条又は第３条の認可をしたときは、当該認可を受けた者に対し都市再生歩行者経路協定認可通知書（別紙様式３）又は都市再生歩行者経路協定変更・廃止認可通知書（別紙様式４）によりその旨通知するものとする。

（都市再生歩行者経路協定区域内の借地権消滅等届）

第５条 法第４５条の６第３項の規定による届出をしようとする者は、借地権消滅等届（別紙様式５）に都市再生歩行者経路協定区域から除かれるべき事実が生じたことを証する書類及び土地の位置を表示した図面を添えて市長に提出するものとする。

（都市再生歩行者経路協定加入届）

第６条 法第４５条の８第１項又は第２項の規定により都市再生歩行者経路協定に加わろうとする者は、都市再生歩行者経路協定加入届（別紙様式６）に土地の登記簿謄本及び土地の位置を表示した図面を添えて、市長に提出しなければならない。

（一人都市再生歩行者経路協定の効力発効届）

第７条 法第４５条の１１第４項の規定により当該都市再生歩行者経路協定が効力を有することとなったときは、同条第２項の規定による認可を受けた者は、一人都市再生歩行者経路協定効力発生届（別紙様式７）に新たに土地所有者等となった者の土地又は建築物の登記簿謄本及び土地又は建築物の位置を表示した図面を添えて市長に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成２４年 月 日から施行する。

**この要領は、一般的な記載例として掲載しているものであり、
確定したものではありません。指定に際し、適宜修正の上、
ご活用下さい。**

（あて先）〇〇市長

適宜、必要な名称を採用する。（以下、同様）
※第72条の2第2項にて、第4章（都市再生緊急整備地域における特別の措置）の第5節（第五節 都市再生歩行者経路協定）の規定は、都市再生整備歩行者経路協定について準用するものとされている。

（申請者）
住 所
氏 名

都市再生（整備）歩行者経路協定認可申請書

都市再生特別措置法第45条の2第1項（第72条の2第1項）の規定による都市再生（整備）歩行者経路協定の認可について、関係図書を添えて申請します。

協定名称に対応させる

1. 区域の地名及び地番
2. 協定の名称
3. 有効期間
4. 特記事項

平成 年 月 日

（あて先）〇〇市長

（申請者）

住 所

氏 名

都市再生（整備）歩行者経路協定（変更・廃止）認可申請書

都市再生特別措置法第 45 条の 5（変更）／第 45 条の 9（廃止）の規定による都市再生歩行者経路協定の（変更・廃止）の認可について、関係図書を添えて申請します。

1. 認可年月日及び文書番号
2. 区域の地名及び地番
3. 協定の名称
4. 有効期間
5. 変更の場合は、その変更の内容
6. 特記事項

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 様

〇〇市長

都市再生（整備）歩行者経路協定認可通知書

都市再生特別措置法第 45 条の 2 第 4 項の規定により、平成 年 月 日付けにて申請のあった都市再生（整備）歩行者経路協定を認可したので通知します。

認可番号

認可年月日 平成 年 月 日

1. 区域の地名及び地番
2. 協定の名称
3. 特記事項

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 様

〇〇市長

都市再生（整備）歩行者経路協定（変更・廃止）認可通知書

都市再生特別措置法第 45 条の 5（変更）／第 45 条の 9（廃止）の規定により、平成 年 月 日付けにて申請のあった都市再生（整備）歩行者経路協定の（変更・廃止）を認可したので通知します。

認可番号

認可年月日 平成 年 月 日

1. 認可年月日及び認可番号
2. 区域の地名及び地番
3. 協定の名称
4. 特記事項

（別紙様式 5）

平成 年 月 日

（あて先）〇〇市長

（申請者）

住 所

氏 名

借地権消滅等届

都市再生特別措置法第 45 条の 6 の規定により、都市再生（整備）歩行者経路協定区域から除かれることとなったので関係図書を添えて届け出ます。

1. 協定の名称
2. 認可年月日及び認可番号
3. 借地権消滅等年月日
4. 借地権の消滅等に係る土地の地名及び地番
5. 借地権の消滅等に係る土地の所有者の住所及び氏名

平成 年 月 日

（あて先）〇〇市長

（申請者）

住 所

氏 名

都市再生（整備）歩行者経路協定加入届

都市再生特別措置法第 45 条 8 の規定により、認可のあった都市再生（整備）歩行者経路協定に加入したいので、関係図書を添えて届け出ます。

1. 協定の名称
2. 届出に係る土地の地名及び地番
3. 認可年月日及び認可番号
4. 特記事項

（あて先）〇〇市長

（申請者）

住 所

氏 名

一人都市再生歩行者経路効力発生届

都市再生特別措置法第 45 条の 11 第 4 項の規定により、都市再生歩行者経路協定の効力を有することとなったので、関係図書を添えて届け出ます。

1. 協定の名称
2. 認可年月日及び認可番号
3. 効力を有することとなった年月日
4. 効力発生に係る土地の状況

効力発生に係る土地の地名及び地番	所有者等の住所及び氏名

官民連携のまちづくりの進め方

関連法規等

1.	都市再生特別措置法関連	1
1.1.	法律	1
1.1.1.	都市再生特別措置法	1
1.2.	政令	21
1.2.1.	都市再生特別措置法施行令	21
1.3.	省令	24
1.3.1.	都市再生特別措置法施行規則	24
1.4.	通知	27
1.4.1.	都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）（平成 23 年 7 月 25 日、閣議第 230 号、国都まち第 8 号、国都計第 8 号、国都制第 9 号、国水企第 3 号）	27
1.4.2.	都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）（平成 23 年 10 月 20 日、国都まち第 48 号、国都計第 66 号、国道政 57 号、国住街第 147 号）	30
1.4.3.	都市再生特別措置法の一部を改正する法律の円滑な運用について（技術的助言）（平成 23 年 10 月 20 日、国都まち第 54 号）	33
1.5.	事務連絡	35
1.5.1.	都市再生特別措置法に基づく制度の活用手続き「官民連携まちづくりの進め方」について（平成 24 年 1 月 18 日）	35
2.	道路法関連	36
2.1.	法律	36
2.1.1.	道路法	36
2.2.	政令	42
2.2.1.	道路法施行令	42
2.2.2.	道路構造令	58
2.3.	省令	60
2.4.	通知	61
2.4.1.	（改正関連）都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について（平成 23 年 10 月 20 日、国道利第 20 号）	61
2.4.2.	（改正関連）都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて（平成 23 年 10 月 20 日、国道利第 22 号）	66
2.4.3.	（広告物関連）指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について（昭和 44 年 8 月 20 日、建設省道政発第 52 号）	74
2.4.4.	（広告物関連・地域活性化）地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて（平成 20 年 3 月 25 日、国道利第 22 号）	77
2.4.5.	（広告物関連・地域活性化）地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて（平成 20 年 3 月 25 日、国道利第 24 号）	80
2.4.6.	（広告物関連・バス停上屋）バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて（平成 20 年 3 月 25 日、国道利第 26 号）	86
2.4.7.	（食事・購買施設関連）地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて（平成 17 年 3 月 17 日、国道利第 28 号）	92
2.4.8.	（自転車駐車器具関連）道路法施行令の一部改正について（平成 18 年 11 月 15 日、国道利第 31 号）	94

2.5.	事務連絡	96
2.5.1.	都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用の許可基準の特例の運用等にあたっての留意事項について（事務連絡、平成24年1月18日）	96
3.	道路交通法関連	97
3.1.	法律	97
3.1.1.	道路交通法	97
3.2.	政令	102
3.3.	省令	102
3.4.	通達	103
3.4.1.	（改正関連）都市再生特別措置法の一部を改正する法律及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う交通警察の対応について（平成23年10月20日、警察庁丙規発第24号）	103
4.	河川法関連	107
4.1.	法律	107
4.1.1.	河川法	107
4.2.	政令	110
4.2.1.	河川法施行令	110
4.3.	省令	111
4.4.	通知	112
4.4.1.	河川敷地の占用許可について（平成11年8月5日、建設省河政発第67号）	112
4.4.2.	河川敷地占用許可準則の一部改正について（平成17年3月28日、国河政第140号）	123
4.4.3.	河川敷地占用許可準則の一部改正について（平成23年3月8日、国河政第137号）	128
5.	税制特例関連	133
5.1.	法律	133
5.1.1.	租税特別措置法	133
5.1.2.	地方税法	163

1.	都市再生特別措置法関連
1.1.	法律
1.1.1.	都市再生特別措置法
【一部抜粋】	
第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	都市再生本部（第三条―第十三条）
第三章	都市再生基本方針（第十四条）
第四章	都市再生緊急整備地域における特別の措置
第一節	地域整備方針等（第十五条―第十九条）
第二節	整備計画の作成等（第十九条の二―第十九条の十二）
第三節	民間都市再生事業計画の認定等（第二十条―第三十五条）
第四節	都市計画等の特例
第一款	都市再生特別地区（第三十六条）
第二款	都市計画の決定等の提案（第三十七条―第四十一条）
第三款	都市再生事業に係る認可等の特例（第四十二条―第四十五条）
第五節	都市再生歩行者経路協定（第四十五条の二―第四十五条の十二）
第五章	都市再生整備計画に係る特別の措置
第一節	都市再生整備計画の作成等（第四十六条・第四十六条の二）
第二節	交付金（第四十七条―第五十条）
第三節	都市計画等の特例
第一款	都市計画の決定等に係る権限の移譲等（第五十一条―第五十二條）
第二款	都市計画の決定等の要請及び提案（第五十四条―第五十七條の二）
第三款	道路整備に係る権限の移譲等（第五十八條―第六十一条）
第四款	道路の占用の許可基準の特例（第六十二条）
第四節	民間都市再生整備事業計画の認定等（第六十三條―第七十二條）
第五節	都市再生整備歩行者経路協定（第七十二条の二）
第六節	都市利便増進協定（第七十二条の三―第七十二条の九）
第七節	都市再生整備推進法人（第七十三條―第七十八條）
第六章	雑則（第七十九条―第八十四条）
	一部抜粋

附則

※本冊子では、色付きの箇所を掲載している。以下同様。

第五節 都市再生歩行者経路協定

(都市再生歩行者経路協定の締結等)

第四十五条の二 都市再生緊急整備地域内の一団の土地の所有者及び建築物等の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和三十五年法律第六十七号。以下「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により交換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この節において「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該都市再生緊急整備地域内における都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路（以下「都市再生歩行者経路」という。）の整備又は管理に関する協定（以下「都市再生歩行者経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により交換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 都市再生歩行者経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市再生歩行者経路協定の目的となる土地の区域（以下「協定区域」という。）及び都市再生歩行者経路の位置

二 次に掲げる都市再生歩行者経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ 前号の都市再生歩行者経路を構成する道路の幅員又は路面の構造に関する基準

ロ 前号の都市再生歩行者経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のために必要設備を含む。）の整備又は管理に関する事項

ハ その他都市再生歩行者経路の整備又は管理に関する事項

三 都市再生歩行者経路協定の有効期間

四 都市再生歩行者経路協定に違反した場合の措置

3 都市再生歩行者経路協定においては、前項各号に掲げるもののほか、都市再生緊急整備地域内の土地のうち、協定区域に隣接した土地であつて、協定区域の一部とすることにより都市再生歩行者経路の整備又は管理に資するものとして協定区域の土地となることを当該協定区域内の土地に係る土地所有者等が希望するもの（以下「協定区域隣接地」という。）を定めることができる。

4 都市再生歩行者経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る都市再生歩行者経路協定の縦覧等)

第四十五条の三 市町村長は、前条第四項の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市再生歩行者経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都市再生歩行者経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(都市再生歩行者経路協定の認可)

第四十五条の四 市町村長は、第四十五条の二第四項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第四十五条の二第二項各号に掲げる事項（当該都市再生歩行者経路協定において協定区域隣接地を定める場合にあつては、当該協定区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

四 その他当該都市再生緊急整備地域地域の地域整備方針に適合するものであること。

2 建築主事を置かない市町村の市町村長は、第四十五条の二第二項第二号に掲げる事項に建築物に関する事項を定めた都市再生歩行者経路協定について同条第四項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書を添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。市町村長は、第四十五条の二第二項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。

(都市再生歩行者経路協定の変更)

第四十五条の五 協定区域内の土地に係る土地所有者等（当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、都市再生歩行者経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(協定区域からの除外)

第四十五条の六 協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により交換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者の所有するもの全部又は一部について借地権等が消滅した場合には、当該借地権等の目的となつていた土地（同項の規定により交換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての交換地として指定された土地）は、当該協定区域から除外されるものとする。

2 協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により交換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかつたときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による公告があつた日が終了した時において当該協定区域から除外されるものとする。

3 前二項の規定により協定区域内の土地が当該協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該交換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届けなければならない。

4 第四十五条の四第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により協定区域内の土地が当該協定区域から除外されたことを知つた場合について準用する。

(都市再生歩行者経路協定の効力)

第四十五条の七 第四十五条の四第三項（第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があつた都市再生歩行者経路協定は、その公告のあつた後に当該協定区域内

の土地に係る土地所有者等となった者（当該都市再生歩行者経路協定について第四十五条の二第一項又は第四十五条の五第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（都市再生歩行者経路協定の認可の公告のあった後都市再生歩行者経路協定に加わる手続等）
第四十五条の八 協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により交換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばないものは、第四十五条の四第三項（第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でのその意思を表示することによって、当該都市再生歩行者経路協定に加わることができる。

2 協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第四十五条の四第三項（第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面でのその意思を表示することによって、都市再生歩行者経路協定に加わることができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により交換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合には、当該借地権等の目的となつている土地の所有者の合意を要しない。

3 協定区域隣接地の区域内の土地で前項の規定による土地所有者等の意思の表示に係るものの区域は、その意思の表示のあった時以後、協定区域の一部となるものとする。

4 第四十五条の四第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があつた場合について準用する。

5 都市再生歩行者経路協定は、第一項又は第二項の規定により当該都市再生歩行者経路協定に加わつた者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により交換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第四十五条の四第三項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（当該都市再生歩行者経路協定について第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（都市再生歩行者経路協定の廃止）

第四十五条の九 協定区域内の土地に係る土地所有者等（当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、第四十五条の二第四項又は第四十五条の五第一項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者等の取扱い）

第四十五条の十 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十五条の二第二項、第四十五条の五第一項、第四十五条の八第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合せて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

（一の所有者による都市再生歩行者経路協定の設定）

第四十五条の十一 都市再生緊急整備地域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しな

いものの所有者は、都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要があるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を協定区域とする都市再生歩行者経路協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第四十五条の四第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定が都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をすものとする。

3 第四十五条の四第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十五条の四第三項の規定による認可の公告のあった都市再生歩行者経路協定と同一の効力を有する都市再生歩行者経路協定となる。

（借主の地位）

第四十五条の十二 都市再生歩行者経路協定に定める事項が建築物等の借主の権限に係る場合においては、その都市再生歩行者経路協定については、当該建築物等の借主を土地所有者等とみなして、この節の規定を適用する。

第五章 都市再生整備計画等に係る特別の措置

第一節 都市再生整備計画の作成等

(都市再生整備計画)

第四十六条 市町村は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針（当該区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針）に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画（以下「都市再生整備計画」という。）を作成することができる。

2 都市再生整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 都市再生整備計画の区域
- 二 都市再生整備計画の目標
- 三 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項
- イ 公共公益施設の整備に関する事業
- ロ 市街地再開発事業
- ハ 防災街区整備事業
- ニ 土地区画整理事業
- ホ 住宅施設の整備に関する事業
- ヘ その他国土交通省令で定める事業
- 四 前号の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業に関する事項
- 五 前二号の事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項
- 六 計画期間
- 七 その他国土交通省令で定める事項

3 前項第三号及び第四号に掲げる事項には、市町村が実施する事業又は事務（以下この節及び次節において「事業等」という。）に係るものを記載するほか、必要に応じ、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が実施する事業等（市町村が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に係るものを記載することができる。

4 市町村は、都市再生整備計画に特定非営利活動法人等が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該特定非営利活動法人等の同意を得なければならない。

5 第二項第三号イからへまでに掲げる事業に関する事項には、当該事業の実施のために必要な都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画（都市計画法第十五条第一項の規定により都道府県が定めることとされている都市計画（同法第八十七条の二第一項の規定により同項の指定都市が定めることとされているものを除く。）で政令で定めるものに限る。）であつて第五十一条第一項の規定に基づき当該市町村が決定又は変更をすることができるもの（以下「市町村決定計画」という。）及び当該市町村による当該都市計画の決定又は変更の期限（以下「計画決定期限」という。）を記載することができる。

6 市町村は、都市再生整備計画に市町村決定計画及び計画決定期限を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

7 第二項第三号イに掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは都道府県道（同条第三号の都道府県道をいう。以下この条において同じ。）の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物（同法第二条第二項に規定する道路の附属物をいう。）の新設若しくは改築（いずれも同法第十二条ただし

書、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号、第五十八条第一項において「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定により都道府県が行うこととされているもの（道路法第十七条第一項から第三項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市又は同条第三項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）で政令で定めるものに限る。第五十八条において「国道の新設等」という。）であつて第五十八条第一項の規定に基づき当該市町村が行うことができる。（以下「市町村施行国道新設等事業」という。）に関する事項を記載することができる。

8 第二項第四号に掲げる事項には、国道又は都道府県道の維持又は修繕（道路法第十三条第一項及び第十五条の規定により都道府県が行うこととされているもの（同法第十七条第一項から第三項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市又は同条第三項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）で政令で定めるものに限る。第五十八条において「国道の維持等」という。）であつて第五十八条第一項の規定に基づき当該市町村が行うことができるものに関する事業（以下「市町村施行国道維持等事業」という。）に関する事項を記載することができる。

9 市町村は、都市再生整備計画に市町村施行国道新設等事業又は市町村施行国道維持等事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

10 第二項第三号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第四号に掲げる事項には、道路法第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件（以下「施設等」という。）のうち、都市の再生に貢献し、道路（同法）による道路に限る。第六十二条において同じ。）の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であつて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

11 市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）及び都道府県公安委員会に協議し、その同意を得なければならない。

12 第二項第五号に掲げる事項には、同項第一号の区域（都市再生緊急整備地域内にある土地の区域を除く。）のうち、都市開発事業を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき土地の区域であつて、当該区域における都市開発事業の施行に關連して当該区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により反換地として指定された土地にあつては、当該土地に對応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者）による歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理が必要となると認められるもの及び当該経路の整備又は管理に関する事項を記載することができる。

13 第二項第五号に掲げる事項には、同項第一号の区域のうち、広場、街灯、並木その他の都市の居住者その他の者の利便の増進に寄与する施設等であつて国土交通省令で定めるもの（以下「都市利便増進施設」という。）の配置及び利用の状況その他の状況からみて、当該区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により反換地として指定された土地にあつては、当該土地に對応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者）若しくは当該区域内の建築物の所有者（当該建築物に関する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。第七十二条の三第一項において同じ。）又は第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人による都市利便増進施設の一體的な整備又は管理（当該都市利便増進施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であつて、当該一體的な整備又は管理の効果を増大させるために必要なもの

を含む。以下同じ。)が必要となると認められる区域及び当該都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する事項を記載することができる。

14 市町村は、次条第一項の規定により市町村都市再生整備協議会が組織されている場合において、都市再生整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該市町村都市再生整備協議会の意見を聴かなければならない。

15 都市再生整備計画は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、同法第七条の二の都市再開発方針等並びに同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。

16 市町村は、都市再生整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に都市再生整備計画の写しを送付しなければならない。この場合において、当該都市再生整備計画に市町村決定計画及び計画決定期限を記載したときは、国土交通省令で定めるところにより、これらの事項を公告しなければならない。

17 第二項から前項までの規定は、都市再生整備計画の変更について準用する。

(市町村都市再生整備協議会)

第四十六条の二 次に掲げる者は、市町村ごとに、都市再生整備計画及びその実施並びに都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共施設の管理に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生整備協議会(以下この章において「市町村協議会」という。)を組織することができる。

一 市町村

二 第七十三条第一項の規定により当該市町村の長が指定した都市再生整備推進法人

三 密集市街地整備法第三百条第一項の規定により当該市町村の長が指定した防災街区整備推進機構

四 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第五十一条第一項の規定により当該市町村の長が指定した中心市街地整備推進機構

五 景観法(平成十六年法律第十号)第九十二条第一項の規定により当該市町村の長が指定した景観整備機構

六 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第三十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人

七 前各号に掲げる者のほか、第二号から前号までに掲げる者に準ずるものとして国土交通省令で定める特定非営利活動法人等

2 前項各号に掲げる者は、必要があると認めるときは、協議して、市町村協議会に、関係都道府県、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間都市機構、当該都市再生整備計画の区域内において公共施設の整備若しくは管理を行い、又は都市開発事業を施行する民間事業者その他まちづくりの推進を図る活動を行う者を加えることができる。

3 市町村協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関、前条第二項第三号イからへまでに掲げる事業(これらの事業と一体となってその効果を増大させることとなる事業等を含む。)を実施し、又は実施することが見込まれる者及び都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共施設の管理者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、市町村協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の運営に関し必要な事項は、市町村協議会が定める。

(都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案)

第四十六条の三 第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、市町村に対し、国土交通省令で定めるところにより、その業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市再生整備計画の提案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案(以下「都市再生整備計画提案」という。)に係る都市再生整備計画の提案の内容は、都市再生基本方針(当該都市再生整備計画提案に係る土地の区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び地域整備方針)に基づくものでなければならない。

(都市再生整備計画提案に対する市町村の判断等)

第四十六条の四 市町村は、都市再生整備計画提案が行われたときは、遅滞なく、都市再生整備計画提案を踏まえた都市再生整備計画(都市再生整備計画提案に係る都市再生整備計画の提案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市再生整備計画をいう。次条において同じ。)の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市再生整備計画の作成又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(都市再生整備計画提案を踏まえた都市再生整備計画の作成等をしてしない場合にとるべき措置)

第四十六条の五 市町村は、都市再生整備計画提案を踏まえた都市再生整備計画の作成又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該都市再生整備計画提案をした都市再生整備推進法人に通知しなければならない。

第二節 交付金

(交付金の交付等)

第四十七条 市町村は、次項の交付金を充てて都市再生整備計画に基づく事業等の実施(特定非営利活動法人等が実施する事業等に要する費用の一部の負担を含む。次項において同じ。)をしようとするときは、当該都市再生整備計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国は、市町村に対し、前項の規定により提出された都市再生整備計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てため、当該事業等を通じて増進が図られる都市機能の内容、公共公益施設の整備の状況その他の事項を勘案して国土交通省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前項の規定による交付金を充てて行う事業に要する費用については、道路法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(住宅地区改良法の特例)

第四十八条 前条第二項の規定による交付金を充てて建設された住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第六項に規定する改良住宅についての同法第二十九条の規定の適用については、同条第一項中「第二十七条第二項の規定により国の補助を受けて」とあるのは「都市再生特別措置法第四十七条第二項の規定による交付金を充てて」と、同条第三項中「第十三条第三項」とあるのは「第十二条第一項中「の補助」とあるのは「の補助(都市再生特別措置法第四十七条第二項の規定による交付金(以下この項において「都市再生交付金」という。)を含む。)」と、「から補助」とあるのは「から補助(都市再生交付金を含む。)」と、旧公営住宅法第十三条第三項とする。

(大都市住宅等供給法の特例)

第四十九条 大都市住宅等供給法第五十一条の五第一項に規定する認定事業者である市町村が第四十七条第二項の規定による交付金を充てて実施する都心共同住宅供給事業（同法第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業をいう。）により建設される住宅についての同法第一百一条の十一及び第一百三条の二の規定の適用については、同法第一百一条の十一第一項及び第三項中「前条第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは「都市再生特別措置法第四十七条第二項の規定による交付金」と、同法第一百三条の二第一号中「第一百一条の十第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは「都市再生特別措置法第四十七条第二項の規定による交付金の交付」と、「当該補助」とあるのは「当該交付金」とする。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律の特例)

第五十条 市町村が第四十七条第二項の規定による交付金を充てて整備する高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四十九条第一項の賃貸住宅についての同法第五十四条の規定の適用については、同法第四十九条、第五十一条第四項、第五十一条第一項若しくは前条又は第五十一条第一項の規定による費用の補助又は負担を受けて整備し、又は家賃を減額する」とあるのは、「都市再生特別措置法第四十七条第二項の規定による交付金を充てて整備し、又は第四十九条第二項の規定による補助を受けて家賃を減額する」とする。

第三節 都市計画等の特例

第一款 都市計画の決定等に係る権限の移譲等

(都市計画の決定等に係る権限の移譲)

第五十一条 市町村は、都市計画法第五十一条第一項及び第八十七条の二第一項の規定にかかわらず、第四十六条第十六項後段（同法第十七項において準用する場合を含む。）の公告の日から計画決定期限が到来する日までの間に限り、都市再生整備計画に記載された市町村決定計画に係る都市計画の決定又は変更をすることができる。

2 市町村（都市計画法第八十七条の二第二項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。）は、前項の規定により同法第八十八条第三項に規定する都市計画の決定又は変更をしようとするときは、同法第十九条（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する手続を行うほか、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都市計画法第十八条第四項の規定は、前項の協議について準用する。

4 都市計画法第八十七条の二第二項から第七項までの規定は、指定都市が第一項の規定により同法第十八条第三項に規定する都市計画の決定又は変更をしようとする場合について準用する。

(施行予定者)

第五十二条 前条第一項の規定により市町村が決定又は変更をする都市計画には、都市計画法第十一条第二項又は第十二条第二項に定める事項のほか、当該都市計画に係る都市施設に関する都市計画事業又は当該都市計画に係る市街地開発事業の施行予定者（当該市町村を施行予定者とするものに限る。）及びその期限を定めなければならない。

2 前項の規定により施行予定者が定められた都市計画は、これを変更して、施行予定者を定めないものとする。こと及び当該市町村以外の者を施行予定者として定めることができる。

3 前二項の規定は、前条第一項の規定により市町村が決定又は変更をする都市計画に密集市街地整備法第二百八十一条第一項の規定により当該市町村が施行予定者として定められた場合には、適用しない。

この場合において、当該都市計画は、これを変更して当該市町村以外の者を施行予定者として定めることができず。

(認可の申請義務)

第五十三条 前条第一項の規定により施行予定者として定められた市町村は、その期限までに、都市計画法第五十九条第一項の規定による認可（都市再開発法第五十一条第二項その他の法律の規定により都市計画法第五十九条第一項の規定による認可とみなされるものを含む。）の申請をしなければならない。

第二款 都市計画の決定等の要請及び提案

(市町村による都市計画の決定等の要請)

第五十四条 市町村（指定都市を除く。次項において同じ。）は、都道府県に対し、国土交通省令で定めるところにより、都市再生整備計画に記載された事業の実施に関連して必要となる都市計画法第四条第三項の地域地区に関する都市計画（同法第十五条第一項の規定により都道府県が定めることとされている都市計画で政令で定めるものに限る。）の決定又は変更をすることを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2 市町村は、第四十六条の二第一項の規定により市町村協議会が組織されている場合において、前項の規定による要請（以下「計画要請」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該市町村協議会の意見を聴かなければならない。

3 計画要請に係る都市計画の素案の内容は、都市計画法第十三条その他の法令の規定に基づき都市計画に関する基準に適合するものでなければならない。

(計画要請に対する都道府県の判断等)

第五十五条 都道府県は、計画要請が行われたときは、遅滞なく、計画要請を踏まえた都市計画（計画要請に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。）の決定又は変更をしなければならないかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更を必要があることと認めるときは、その案を作成しなければならない。

(計画要請を踏まえた都市計画の案の都道府県都市計画審議会への付議)

第五十六条 都道府県は、計画要請を踏まえた都市計画（当該計画要請に係る都市計画の素案の内容の全部を実現するものを除く。）の決定又は変更をしようとする場合には、都市計画法第十八条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画要請に係る都市計画の素案を提出しなければならない。

(計画要請を踏まえた都市計画の決定等をしない場合にとるべき措置)

第五十七条 都道府県は、計画要請を踏まえた都市計画の決定又は変更を必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画要請をした市町村に通知しなければならない。

2 都道府県は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会に当該計画要請に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

(都市再生整備推進法人による都市計画の決定等の提案)

第五十七条の二 第七十四条第三号（ロに係る部分に限る。）又は第五号に掲げる業務として公共施設

又は同条第三号ロの国土交通省令で定める施設の整備又は管理を行う第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、市町村に対し、これらの施設の整備又は管理を適切に行うために必要な次に掲げる都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

- 一 都市計画法第十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる計画に関する都市計画
- 二 次に掲げる都市計画で都市計画法第十五条第一項の規定により市町村が定めることとされているもの

イ 都市施設で政令で定めるものに関する都市計画

ロ その他政令で定める都市計画

2 第三十七条第二項及び第三項並びに第三十八条から第四十条までの規定は、前項の規定による提案について準用する。この場合において、第三十七条第二項中「都市再生事業」とあるのは「公共施設又は第七十四条第三号ロの国土交通省令で定める施設の整備又は管理」と、第四十条第一項中「者（当該都市計画決定権者が第四十三条第二項の規定による通知を受けているときは、当該計画提案をした者及び当該通知をした行政庁）」とあるのは「都市再生整備推進法人」と読み替えるものとする。

第三款 道路整備に係る権限の移譲等

(道路整備に係る権限の移譲)

第五十八条 市町村（道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下この款において同じ。）は、都市再生整備計画の計画期間内に限り、同法第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかわらず、都市再生整備計画に記載された市町村施行国道新設等事業に関する事項に係る国道の新設等又は都市再生整備計画に記載された市町村施行国道維持等事業に関する事項に係る国道の維持等を行うことができる。

2 市町村は、前項の規定により国道の新設又は改築を行おうとする場合には、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽易なものについては、この限りでない。

3 市町村は、第一項の規定により国道の新設等又は国道の維持等を行おうとするとき、及び当該国道の新設等又は国道の維持等の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 市町村は、第一項の規定により国道の新設等又は国道の維持等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

5 第一項の規定により市町村が行う国道の新設等又は国道の維持等に要する費用は、当該市町村の負担とする。

(不服申立て)

第五十九条 市町村が前条第四項の規定により道路管理者に代わってした処分不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。この場合においては、当該市町村に対して異議申立てをすることもできる。

(事務の区分)

第六十条 第五十八条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(道路法の適用)

第六十一条 第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う市町村は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

第四款 道路の占用の許可基準の特例

第六十二条 都市再生整備計画の区域内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都市再生整備計画の計画期間内に限り、都市再生整備計画に記載された第四十六条第十項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用（同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をい）、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等（当該指定に係る種類のものに限る。）のためのものであること。

二 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域（以下この条において「特例道路占用区域」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

4 前二項の規定は、特例道路占用区域の変更又は解除について準用する。

5 第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書」とあるのは「申請書に、都市再生特別措置法第四十六条第十項の措置を記載した書面を添付して」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

第四節 民間都市再生整備事業計画の認定等

(民間都市再生整備事業計画の認定)

第六十三条 都市再生整備計画の区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下「整備事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「都市再生整備事業」という。）を都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行しようとする民間事業者は、国土交通省令定めるところにより、当該都市再生整備事業に関する計画（以下「民間都市再生整備事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 民間都市再生整備事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 整備事業区域の位置及び面積

二 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要

三 公共施設の整備に関する事業の概要及び当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者

四 工事着手の時期及び事業施行期間

五 用地取得計画

六 資金計画

七 その他国土交通省令で定める事項

(民間都市再生整備事業計画の認定基準等)

第六十四条 国土交通大臣は、前条第一項の認定（以下「整備事業計画の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る民間都市再生整備事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、整備事業計画の認定をすることができる。

一 当該都市再生整備事業が、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものであり、かつ、当該都市再生整備計画の区域を含む都市の再生に著しく貢献するものであると認められること。

二 整備事業区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が、地域整備方針に適合すること。

三 工事着手の時期、事業施行期間及び用地取得計画が、当該都市再生整備事業を都市再生整備計画に記載された事業と一体的かつ確実に遂行するために適切なものであること。

四 当該都市再生整備事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

2 国土交通大臣は、整備事業計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、整備事業計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、あらかじめ、関係市町村の再生整備事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者（以下「公共施設の管理者等」という。）の意見を聴かなければならない。

(整備事業計画の認定の通知)

第六十五条 国土交通大臣は、整備事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係市町村、公共施設の管理者等及び民間都市機構に通知するとともに、整備事業計画の認定を受けた者（以下「認定整備事業者」という。）の氏名又は名称、事業施行期間、整備事業区域その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

(民間都市再生整備事業計画の変更)

第六十六条 認定整備事業者は、整備事業計画の認定を受けた民間都市再生整備事業計画（以下「認定整備事業計画」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第六十七条 国土交通大臣は、認定整備事業者に対し、認定整備事業計画（認定整備事業計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る都市再生整備事業（以下「認定整備事業」という。）の施行の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第六十八条 認定整備事業者の一般承継人又は認定整備事業者から認定整備事業計画に係る整備事業区域内の土地の所有権その他当該認定整備事業の施行に必要な権原を取得した者は、国土交通大臣の承認を受けて、当該認定整備事業者が有していた整備事業計画の認定に基づく地位を承継することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

(改善命令)

第六十九条 国土交通大臣は、認定整備事業者が認定整備事業計画に従って認定整備事業を施行していないと認めるときは、当該認定整備事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

(整備事業計画の認定の取消し)

第七十条 国土交通大臣は、認定整備事業者が前条の規定による処分に違反したときは、整備事業計画の認定を取り消すことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による取消をしたときは、速やかに、その旨を、関係市町村、公共施設の管理者等及び民間都市機構に通知するとともに、公表しなければならない。

(民間都市機構の行う都市再生整備事業支援業務)

第七十一条 民間都市機構は、第二十九条第一項に規定する業務のほか、民間事業者による都市再生整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定整備事業者の認定整備事業の施行に要する費用の一部（公共施設等の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）について支援すること。

イ 認定整備事業者（専ら認定整備事業の施行を目的とする株式会社等に限る。）に対する出資若しくは資金の貸付け又は認定整備事業者（専ら認定整備事業の施行を目的とする株式会社等に限る。）が発行する社債の取得

ロ 専ら、認定整備事業者から認定整備事業の施行により整備される建築物及びその敷地（以下この号において「認定整備建築物等」という。）若しくは認定整備建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定整備建築物等若しくは当該認定整備建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社等に対する出資若しくは資金の貸付け又は当該株式会社等が発行する社債の取得

ハ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第二項に規定する不動産取引（認定整備建築物等を整備し、又は整備された認定整備建築物等を取得し、当該認定整備建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするものに限る。）を対象とする同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく出資

ニ 信託（受託した土地に認定整備建築物等を整備し、当該認定整備建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするものに限る。）の受益権の取得

ホ イからニまでに掲げる方法に準ずるものとして国土交通省令で定める方法

二 認定整備事業者に対し、必要な助言、あっせんその他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により、民間都市機構が同項各号に掲げる業務を行う場合には、民間都市開発法第十一条第一項及び第十二条中「第四条第一項各号」とあるのは「第四条第一項各号及び都市再生特別措置法第七十一条第一項各号」と、民間都市開発法第十四条中「第四条第一項第一号」と、民間都市開発法第七十一条第一号及び第二号並びに都市再生特別措置法第七十一条第一項第一号」と、民間都市開発法第七十一条第一項第一号中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項（都市再生特別措置法第七十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「同項」とあるのは「第十一条第一項」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条（都市再生特別措置法第七十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

3 民間都市機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う場合においては、国土交通省令で定める基準に従って行わなければならない。

(市町村協議会における認定整備事業を円滑かつ確実に施行するために必要な協議)

第七十二条 認定整備事業者は、市町村協議会に対し、その認定整備事業を円滑かつ確実に施行するた

めに必要な協議を行うことを求めることができる。

2 前項の協議を行うことを求められた市町村協議会に関する第四十六条の二第三項の規定の適用については、同項中「及び都市再生整備計画」とあるのは、「都市再生整備計画」と、「管理者」とあるのは「管理者及び第七十二条第一項の協議を行うことを求められた市町村協議会が調ったとき又は当該協議が調わないこととなったときはその結果を、当該協議の結果を得るに至っていないときは当該協議を行うことを求められた日から六月を経過することとそれに伴って、速やかに、当該協議を行うことを求めた認定整備事業者に通知するものとする。

3 市町村協議会は、第一項の協議を行うことを求められた場合において、当該協議が調ったとき又は当該協議が調わないこととなったときはその結果を、当該協議の結果を得るに至っていないときは当該協議を行うことを求めた認定整備事業者に通知するものとする。

第五節 都市再生整備歩行者経路協定

第七十二条の二 都市再生整備計画に記載された第四十六条第二項に規定する区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者）は、その全員

の合意により、当該区域内における都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する協定（次項において「都市再生整備歩行者経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（同法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となつて土地がある場合には、当該借地権等の目的となつて土地の所有者の合意を要しない。

2 前章第五節（第四十五条の二第二項を除く。）の規定は、都市再生整備歩行者経路協定について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「都市再生歩行者経路の」とあるのは「都市再生整備歩行者経路（第七十二条の二第二項の経路をいう。以下同じ。）の」と、同項第二号中「都市再生歩行者経路」とあるのは「都市再生整備歩行者経路」と、同条第三項及び第四十五条の十一第一項中「都市再生緊急整備地域」とあるのは「第四十六条第二項の規定により都市再生整備計画に記載された区域」と、第四十五条の二第三項並びに第四十五条の十一第一項及び第二項中「都市再生歩行者経路の」とあるのは「都市再生整備歩行者経路の」と、第四十五条の二第三項中「土地所有者等」とあるのは「土地所有者等（第七十二条の二第二項本文に規定する者をいう。以下この節において同じ。）」と、第四十五条の四第一項第四号中「都市再生緊急整備地域の地域整備方針」とあるのは「第四十六条第二項の規定により都市再生整備計画に記載された経路の整備又は管理に関する事項」と、第四十五条の七及び第四十五条の十中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第七十二条の二第一項」とする。

第六節 都市利便増進協定

(都市利便増進協定)

第七十二条の三 都市再生整備計画に記載された第四十六条第三項に規定する区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指

定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者）若しくは当該区域内の建築物の所有者（以下「土地所有者等」という。）又は第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する協定（以下「都市利便増進協定」という。）を締結し、市町村長の認定を申請することができる。

2 都市利便増進協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の種類の及び位置
- 前号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理の方法
- 第一号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に要する費用の負担の方法
- 都市利便増進協定を変更し、又は廃止する場合の手續
- 都市利便増進協定の有効期間
- その他必要な事項

(都市利便増進協定の認定基準)

第七十二条の四 市町村長は、前条第一項の認定（以下「協定の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。

- 土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。
- 都市利便増進協定において定める前条第二号及び第三号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第四十六条第三項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。
- 都市利便増進協定において定める前条第二号第四号から第六号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。
- 都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。

(都市利便増進協定の変更)

第七十二条の五 土地所有者等又は第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、協定の認定を受けた都市利便増進協定（以下「認定都市利便増進協定」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(協定の認定の取消し)

第七十二条の六 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定の認定を取り消すことができる。

- 認定都市利便増進協定の内容が第七十二条の四各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 認定都市利便増進協定の目的となつた都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が当該認定都市利便増進協定の定めるところに従い行われたいと認めるとき。

(民間都市機構の行う都市利便増進協定推進支援業務)

第七十二条の七 民間都市機構は、第二十九条第一項及び第七十一条第一項に規定する業務のほか、認定都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設（民間事業者による都市開発事業に関連して整備されるものに限る。）の一体的な整備又は管理を支援するため、国土交通大臣の承認を受けて、当該認定都市利便増進協定を締結している土地所有者等に対し、当該一体的な整備又は管理に關し必要な情報の提供、助言又はあっせんその他の援助を行うことができる。

2 前項の規定により、民間都市機構が同項に規定する業務を行う場合には、民間都市開発法第十一条第一項及び第十二条中「第四条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第四条第一項各号に掲げる業務及び都市再生特別措置法第七十二条の七第七項に規定する業務」と、民間都市開発法第二十条第一号中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項（都市再生特別措置法第七十二条の七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「同項」とあるのは「第十一条第一項」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条（都市再生特別措置法第七十二条の七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例）

第七十二条の八 第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人が認定都市利便増進協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹木又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び推進法人（都市再生特別措置法第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「推進法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は推進法人」とする。

（国等の援助）

第七十二条の九 国及び関係地方公共団体は、都市利便増進協定を締結し、又は締結しようとする土地所有者等に対し、都市利便増進協定の締結及び円滑な実施に関し必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

第七節 都市再生整備推進法人

（都市再生整備推進法人の指定）

第七十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて政令で定める要件に該当するものであつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、都市再生整備推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（推進法人の業務）

第七十四条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第四十六条第一項の土地の区域における都市開発事業であつて回項に規定する都市再生基本方針に基づいて行われるものを施行する民間事業者に対し、当該都市開発事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二 特定非営利活動法人等による前号の都市開発事業の施行に対する助成を行うこと。

三 次に掲げる事業を施行すること又は当該事業に参加すること。

イ 第一号の都市開発事業

ロ 公共施設又は駐車場その他の第四十六条第一項の土地の区域における居住者、滞在者その他の者の利便の増進に寄与するものとして国土交通省令で定める施設の整備及び管理に関する事業

四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

五 第四十六条第一項の土地の区域における公共施設又は第三号ロの国土交通省令で定める施設の所有者（所有者が二人以上いる場合には、その全員）との契約に基づき、これらの施設の管理を行うこと。

六 都市利便増進協定に基づき都市利便増進施設の一體的な整備又は管理を行うこと。

七 第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生に関する調査研究を行うこと。

八 第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生に関する普及啓発を行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生のために必要な業務を行うこと。

（推進法人の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例）

第七十五条 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項の規定は、推進法人に対し、前条第四号に掲げる業務（同条第三号イに掲げる事業のうち都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業及び同号ロに掲げる事業に係るものに限る。）の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

（監督等）

第七十六条 市町村長は、第七十四条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村長は、推進法人が第七十四条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第七十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（民間都市機構の行う推進法人支援業務）

第七十七条 民間都市機構は、第二十九条第一項、第七十一条第一項及び第七十二条の七第一項に規定する業務のほか、推進法人によるその業務の円滑な実施のため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 推進法人による第七十四条第二号に掲げる業務の実施に対する助成を行うこと。

二 推進法人に対し、その業務（民間事業者による都市開発事業に係るものに限る。）の実施に関し必要な情報の提供、助言又はあつせんその他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により、民間都市機構が同項各号に掲げる業務を行う場合には、民間都市開発法第十一条第一項及び第十二条中「第四条第一項各号」とあるのは「第四条第一項各号及び都市再生特別措置法第七十七条第一項各号」と、民間都市開発法第十四条中「第四条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第四条第一項第一号及び第二号並びに都市再生特別措置法第七十七条第一号」と、民間都市開発法第二十条第一号中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項（都市再生特別措置法第七十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「同項」とある

るのは「第十一条第一項」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条（都市再生特別措置法第七十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とする。

3 民間都市機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う場合においては、国土交通省令で定める基準に従って行わなければならない。

(情報の提供等)

第七十八条 国及び関係地方公共団体は、推進法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 雑則

(区分経理)

第七十九条 民間都市機構は、次に掲げる経理については、それぞれその他の他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十九条第一項第一号に掲げる業務（イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。次条において同じ。）

イ及びロに掲げる業務（イ及びロに掲げる方法（出資に係る部分を除く。）により支援するものに限る。次条において同じ。）に係る経理

二 第二十九条第一項第二号に掲げる業務に係る経理

1.2. 政令

1.2.1. 都市再生特別措置法施行令

【一部抜粋】

(都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等)

第十四条 法第四十六条第十項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

二 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

(市町村が決定又は変更を要請することができる都市計画)

第十五条 法第五十四条第一項の政令で定める都市計画は、次に掲げる地域地区に関する都市計画とする。

一 法第三十六条第一項の都市再生特別地区

二 都市計画法施行令第九条第一号イからニまでに掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内における都市計画法第八条第一項第一号の用途地域、同項第二号の三の特例容積率適用地区又は同項第二号の四の高層住居誘導地区

三 都市計画法第八条第一項第七号の風致地区で、面積が十ヘクタール以上のもの

四 都市緑地法（昭和四十八年法律七十二号）第五条の緑地保全地域及び同法第十二条第一項の特別緑地保全地区（首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一号）第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十三号）第六条第二項の近郊緑地特別保全地区以外のものであっては、面積が十ヘクタール以上のものに限る。)

(都市再生整備推進法人がその都市計画の決定又は変更を提案することができる都市施設)

第十六条 法第五十七条の二第二項第二号イの政令で定める都市施設は、次に掲げるもの（都市計画法施行令第九条第二項 各号のいずれかに該当するものを除く。）とする。

一 道路

二 公園、緑地又は広場

三 下水道

四 河川その他の水路

五 防水又は防砂の施設

六 都市施設のうち、法第七十四条第三号ロの国土交通省令で定める施設に該当するもの

(道路管理者の権限の代行)

第十七条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第十四号、第十五号（同法第四十六条第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第二十九号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四条の二第一項第二号（同法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるもの

のとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならぬ。

2 市町村は、法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第十四号又は第十五号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項に規定する市町村の権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限については、国道の新設等又は国道の維持等の完了の日後においても行うことができる。

(安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準)

第十八条 法第六十二条第一項第三号の政令で定める基準は、第十四条第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

- 一 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該工作物を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令(昭和四十五年政令第二百二十号)第十条第三項本文、第十条第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。
- 二 広告塔又は看板の表示部分を車両(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられていること。

(認定を申請することができる都市再生整備事業の規模)

第十九条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- 一 次に掲げる区域内における都市開発事業(次号及び第三号に掲げる都市開発事業を除く。)
 - ・五ヘクター
 - イ 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯
 - ロ 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域
 - ハ 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)第二条第三項に規定する都市整備区域
 - ニ 指定都市の区域
- 二 前号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業の整備事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業(都市再生整備計画の区域内において、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものに限る。)が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の整備事業区域の面積の合計が○・五ヘクター以上となる場合における当該都市開発事業(次号に掲げる都市開発事業を除く。)
 - ・二五ヘクター
- 三 第一号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第十一項に規定する認定基本計画において同条第二項第二号に掲げる事項として定められた都市開発事業
 - ・二ヘクター
- 四 第一号イからニまでに掲げる区域以外の区域における都市開発事業
 - ・二ヘクター

(まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社の要件)

第二十条 法第七十三条第一項の政令で定める要件は、株式会社にあつては総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権に占める市町村(同項の規定による指定を行う市町村長の統括する市町村をいう。以下この条において同じ。)の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつてはその社員のうち市町村があることとする。

(都市再生整備推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地)

第二十一条 法第七十四条第四号の政令で定める土地は、同条第三号に規定する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

1.3. 省令

1.3.1. 都市再生特別措置法施行規則

【一部抜粋】

(都市再生歩行者経路協定の認可等の申請の公告)

第八条の二 法第四十五条の第三項(法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 都市再生歩行者経路協定の名称
- 二 協定区域
- 三 協定区域隣接地が定められるときはその区域
- 四 都市再生歩行者経路協定の縦覧場所

(都市再生歩行者経路協定の認可の基準)

第八条の三 法第四十五条の四第一項第三号(法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 都市再生歩行者経路の整備又は管理に関する事項は、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の向上に資するよう配慮して定められていなければならない。
- 三 都市再生歩行者経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

- 四 協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 五 協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

(都市再生歩行者経路協定の認可等の公告)

第八条の四 第八条の二の規定は、法第四十五条の四第三項(法第四十五条の五第二項、第四十五条の六第四項、第四十五条の八第四項又は第四十五条の十一第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業)

第九条 法第四十六条第二項第三号への国土交通省令で定める事業は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による住宅街区整備事業(以下「住宅街区整備事業」という。)その他国土交通大臣の定める事業とする。

(都市再生整備計画の記載事項)

第十条 法第四十六条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 都市再生整備計画の名称
- 二 都市再生整備計画の区域の面積
- 三 都市再生整備計画の区域又は当該区域に隣接する土地の区域において法第四十六条第二項第三号イからへまでに掲げる事業に関連して実施される事業に関する事項
- 四 都市再生整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項その他国土交通大臣が必要と認める事項

(特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に準ずる者)

第十一条 法第四十六条第三項の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 営利を目的としない法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあり、かつ、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とするもの
- 二 地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人で、公共公益施設の整備等に関する事業を営むもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村長が都市の再生を推進する観点から必要と認められる事業等を実施する者として、当該市町村長が指定したものの

(市町村が決定又は変更をすることができる都市計画)

第十二条 令第十一条第二号ニの国土交通省令で定める市街地開発事業は、施行区域の面積が二十ヘクタールを超える住宅街区整備事業とする。

(都市利便増進施設)

第十二条の二 法第四十六条第十三項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの
- 二 公園、緑地、広場その他これらに類するもの
- 三 噴水、水流、池その他これらに類するもの
- 四 食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの
- 五 広告塔、案内板、看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕、アーチその他これらに類するもの

六 アーケード、柵、ベンチ又はその上屋その他これらに類するもの

七 備蓄倉庫、耐震性貯水槽その他これらに類するもの

八 街灯、防犯カメラその他これらに類するもの

九 太陽光を電気に変換するための設備、雨水を利用するための雨水を貯留する施設その他これらに類するもの

十 彫刻、花壇、樹木、並木その他これらに類するもの

(市町村決定計画及び計画決定期限の公告)

第十三条 法第四十六条第十六項後段(同条第十七項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の定める方法で行うものとする。

- 一 市町村決定計画に係る都市計画の種類
- 二 市町村決定計画に係る都市計画を定める土地の区域
- 三 計画決定期限

(市町村都市再生整備協議会を組織することができる都市再生整備推進法人等に準ずる特定非営利活動法人等)

第十四条 法第四十六条の二第二項第七号の国土交通省令で定める特定非営利活動法人等は、第十一条第二号又は第三号に掲げる者とする。

(都市再生整備計画の作成等の提案)

第十四条の二 法第四十六条の三第一項の規定により都市再生整備計画の作成又は変更の提案を行おうとする都市再生整備推進法人は、名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に都市再生整備計

画の素案を添えて、市町村に提出しなければならない。

(都市再生整備歩行者経路協定に関する準用)

第二十七条の二 第八条の二から第八条の四までの規定は、法第七十二条の二第一項に規定する都市再生整備歩行者経路協定について準用する。この場合において、第八条の三第二号中「都市再生歩行者経路の」とあるのは「都市再生整備歩行者経路の」と読み替えるものとする。

(都市再生整備推進法人の業務として整備する施設)

第二十七条の三 法第七十四条第一項第三号ロの国土交通省令で定める施設は、駐車場とする。

1.4. 通知

1.4.1. 都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行について(技術的助言)(平成23年7月25日、閣副第230号、国都まち第8号、国都計第8号、国都制第9号、国水企第3号)

【全文抜粋】

都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成23年法律第24号。以下「改正法」という。)は、本年4月27日に公布され、特定都市再生緊急整備地域制度等に係る部分が本年7月25日に施行されることともに、道路の上空利用のための規制緩和、道路占用許可の特例、都市利便増進協定制度の創設、都市再生整備推進法人制度の拡充等に係る部分が本年10月20日から施行されます。

これらの改正法の趣旨等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知しますので、改正法の施行に当たっては、下記に留意の上、適切な運用を図っていただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、この旨を貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対して、周知いただくようお願いいたします。

記

(1) 道路の上空利用のための規制緩和(第36条の2から第36条の5まで関係)

市街地における道路は、その上空が開放空間であることを前提として沿道の土地利用が行われるため、上空等の利用は市街地環境に少なからぬ影響を及ぼすこととなるものですが、都市の国際競争力の強化を図る観点から、良好な市街地環境を確保することを前提として、道路の上空等を利用した建築物の建等等を認める特例が設けられました。

本制度の活用に当たっては、特定都市再生緊急整備地域において、都市再生特別地区に関する都市計画に重複利用区域(都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域)を定めるとともに、当該区域内における建築限界(建築物等を建築又は建設できるところとする空間又は地下についての上下の範囲)を定めることが必要です。

当該都市再生特別地区に関する都市計画を定める都市計画決定権者におかれましては、当該特定都市再生緊急整備地域の国際競争力の強化に向けた方針を踏まえ、ふさわしい都市空間の形成を図るとともに、防災・交通・衛生等の機能の確保等の観点から良好な市街地環境の確保を図る観点から、建築物の高さや容積率の限度等をきめ細やかに設定していただきますようお願いいたします。また、関係道路管理者への協議のほか、関係機関(建築物の接道関係に変化が生ずるおそれがある場合における特定行政庁、道路の上空利用による視認性の低下によって生ずる道路交通の安全と円滑への影響等)についての都道府県公安委員会等)との必要な調整が行われるようお願いいたします。

あわせて、一般の道路法施行令の改正によって、特定都市道路については、その上空に設ける事務所等が占用許可の対象物件に追加されることとなりましたが、当該占用許可制度を活用して特定都市道路の上空に建築物を建築しようとする場合には、道路の上空を継続して使用することについて、道路法第32条第1項に基づき、道路管理者から占用許可を受けることが必要となります。道路管理者におかれましては、一般の制度改正の趣旨を踏まえ、的確に同許可の運用を行っていただきますようお願いいたします。

(2) 道路占用許可の特例(第46条第10項及び第11項並びに第62条関係)
まちのぎわいの創出等のために、道路区域にオープンカフェやコミュニティサイクルポート等を設置することが認められるよう、一定の場合には道路占用許可基準のうち無余地性の基準(道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない場合であること)の適用を除外する特例が設けられました。

本制度の活用にあたっては、都市再生整備計画に、都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者への利便の増進に資するものとして政令で定める施設等を設置する旨の記載を行い、道路管理者が第62条第2項に規定する特例道路占用区域を指定する必要があります。また、本制度を用いて道路占用許可を行うおとする場合には、道路法施行令に定める許可基準に加え、安全かつ円滑な交通を確保するために必要な一定の基準を満たす必要があります。

- ・本制度の対象となる施設等は、
 - ・広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
 - ・食事施設、購買施設その他これらに類する施設
 - ・自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
- であって、施設等の占有者により道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃等の措置が講じられるものに限られます。

地方公共団体におかれては、まちのぎわいの創出及び道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するよう、関係道路管理者や都道府県公安委員会と十分な協議を行った上で都市再生整備計画を策定いただくとともに、道路管理者として道路交通又は道路構造に著しい支障を及ぼさないよう的確に占用許可を行っていただきますようご配慮願います。

(3) 都市利便増進協定制度の創設(第46条第13項及び第72条の3から第72条の9まで関係)
まちづくりにおける既存ストックの有効活用が重要となっている中、広場、街灯、並木等の施設等について、個別に整備又は管理するのではなく、地域住民、まちづくり団体等の発意に基づき、施設等を利用したイベント等も実施しながら、これらを一体的に整備又は管理することが都市のまちのぎわいや憩いを創出する観点から有効です。

このため、これらの施設等的一体的な整備又は管理の推進を目的とする都市利便増進協定制度が創設されました。
本制度の活用にあたっては、市町村が作成する都市再生整備計画に、都市利便増進協定期域及び広場、街灯、並木等の都市利便増進施設の一體的な整備又は管理に関する事項を記載する必要があります。

市町村は、認定の申請があった都市利便増進協定期域内において、当該協定期域内の土地所有者等の相当部分が当該協定に参加していること等、第72条の4各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該協定の認定をすることができます。

また、都市再生整備推進法人が市町村の認定を受けた都市利便増進協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)による保存樹又は保存樹林として指定されたものについては、当該保存樹又は保存樹林の所有者に加えて、その都市再生整備推進法人もこれらの保存義務を負うこととなります。

都市利便増進施設の一體的な整備又は管理は、地域住民、まちづくり団体等の自主性に基づき行われることが基本ではありますが、公的主体による後押しも期待されることから、地方公共団体におかれては、例えば、都市利便増進施設の適切な管理を図るため、都市利便増進協定の締結者に対し、公共施設の管理者等としての知見を活かした指導・助言等を行っていただきますようご配慮願います。

(4) 都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案制度(第46条の3から第46条の5まで関係)及び都市再生整備推進法人制度の拡充(第73条及び第74条関係)

地域のまちづくりにおいてその役割の重要性が増しているまちづくり会社が、積極的にまちづくりに参画することを可能とするため、総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が100分の3以上である株式会社又は社員のうちに市町村がある持分会社がある持分会社が都市再生整備推進法人の指定対象に追加されました。

加えて、まちづくり会社をはじめとする民間主体によるまちづくり活動は、都市再生整備計画の区域のみならず、全国的な活動の広がりが認められ、中心市街地やまちの交通の拠点となる駅の周辺等の区域においても行われるものであるため、都市再生整備推進法人の業務の区域が「都市再生整備計画の区域内」から「都市の再生に必要な公共施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域」に拡充されました。

さらに、まちづくり会社、特定非営利活動法人等、市町村から都市再生整備推進法人として指定された者が市町村に対して都市再生整備計画の作成及び変更をすることを提案することができ、提案が創設されました。

本提案を行うおとする都市再生整備推進法人は、名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に都市再生整備計画の素案を添えたものを市町村に提出する必要があります。また、提案を受けた市町村は、この提案を踏まえた都市再生整備計画の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、

- ・その必要があると認めるときは、その案を作成し、
- ・その必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、提案をした都市再生整備推進法人に通知しなければなりません。

改正法において、道路占用許可の特例や都市利便増進協定制度を創設しているところですが、都市再生整備推進法人によるこれらの制度の積極的な活用が、官民の連携による都市の再生の一層の推進を図るものであることから、都市再生整備推進法人制度の積極的な活用だけでなく、これと併せた道路占用許可の特例や都市利便増進協定制度の積極的な活用を図っていただきますようご配慮願います。

1.4.2. 都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）（平成 23 年 10 月 20

日、国都まち第 48 号、国都計第 66 号、国道政 57 号、国住街第 147 号）

【全文抜粋】

都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）は、本年 4 月 27 日に公布され、特定都市再生緊急整備地域制度等に係る部分が本年 7 月 25 日に施行されることとともに、道路の上空利用のための規制緩和、道路占用許可の特例、都市利便増進協定制の創設、都市再生整備推進法人制度の拡充等に係る部分が本年 10 月 20 日から施行されます。これらの改正法の趣旨等について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知します。また、改正法の施行に当たっては、下記に留意の上、適切な運用を図っていただくようお願いいたします。また、都道府県におかれましては、この旨を貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対して、周知いただくようお願いいたします。

記

(1) 道路の上空利用のための規制緩和（第 36 条の 2 から第 36 条の 5 まで関係）市街地における道路は、その上空が開放空間であることを前提として沿道の土地利用が行われるため、上空等の利用は市街地環境に少なからぬ影響を及ぼすこととなるものですが、都市の国際競争力の強化を図る観点から、良好な市街地環境を確保することを前提として、道路の上空等を利用した建築物の建築等を認める特例が設けられました。

本制度の活用に当たっては、特定都市再生緊急整備地域において、都市再生特別地区に関する都市計画に重複利用区域（都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域）を定めるとともに、当該区域内における建築限界（建築物等を建築又は建設できることとする空間又は地下についての上下の範囲）を定めることが必要です。

当該都市再生特別地区に関する都市計画を定める都市計画決定権者におかれましては、当該特定都市再生緊急整備地域の国際競争力の強化に向けた方針を踏まえ、たふさわしい都市空間の形成を図るとともに、防災・交通・衛生等の機能の確保等の観点から良好な市街地環境の確保を図る観点から、建築物の高さや容積率の限度等をきめ細やかに設定していただく必要があります。また、関係道路管理者への協議のほか、関係機関（建築物の接道関係に変化が生ずるおそれがある場合における特定行政庁、道路の上空利用による視認性の低下によって生ずる道路交通の安全と円滑への影響等についての都道府県公安委員会等）との必要な調整が行われるようご配慮願います。あわせて、今般の道路法施行令の改正によって、特定都市道路については、その上空に設ける事務所等が占用許可の対象物件に追加されることとなりましたが、当該占用許可制度を活用して特定都市道路の上空に建築物を建築しようとする場合には、道路の上空を継続して使用することについて、道路法第 32 条第 1 項に基づき、道路管理者から占用許可を受けることが必要となります。道路管理者におかれましては、今般の制度改正の趣旨を踏まえ、的確に同許可の運用を行っていただく必要がありますようご配慮願います。

(2) 道路占用許可の特例（第 46 条第 10 項及び第 11 項並びに第 62 条関係）まちのにぎわいの創出等のために、道路区域にオープンカフェやコミュニティサイクリングポート等を設置することが認められるよう、一定の場合には道路占用許可基準のうち無余地性の基準（道路の敷地外

に余地がないためにやむを得ない場合であること）の適用を除外する特例が設けられました。

本制度の活用に当たっては、都市再生整備計画に、都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定める施設等を設置する旨の記載を行い、道路管理者が第 62 条第 2 項に規定する特例道路占用区域を指定する必要があるとします。また、本制度を用いて道路占用許可を行うおとす場合には、道路法施行令に定める許可基準に加え、安全かつ円滑な交通を確保するために必要となる一定の基準を満たす必要があります。

本制度の対象となる施設等は、

- ・ 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- ・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設
- ・ 自転車駐車器具で自転車を買貸する事業の用に供するもの

であって、施設等の占有者により道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃等の措置が講じられるものに限られます。

地方公共団体におかれましては、まちのにぎわいの創出及び道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するよう、関係道路管理者や都道府県公安委員会と十分な協議を行った上で都市再生整備計画を策定いただくとともに、道路管理者として道路交通又は道路構造に著しい支障を及ぼさないよう的確に占用許可を行っていただきますようご配慮願います。

(3) 都市利便増進協定制の創設（第 46 条第 13 項及び第 72 条の 3 から第 72 条の 9 まで関係）まちづくりにおける既存ストックの有効活用が重要となっている中、広場、街灯、並木等の施設等について、個別に整備又は管理するのではなく、地域住民、まちづくり団体等の発意に基づき、施設等を利用したイベント等も実施しながら、これらを一体的に整備又は管理することが都市のにぎわいや強い創出する観点から有効です。このため、これらの施設等の一体的な整備又は管理の推進を目的とする都市利便増進協定制が創設されました。本制度の活用にあたっては、市町村が作成する都市再生整備計画に、都市利便増進協定期域及び広場、街灯、並木等の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する事項を記載する必要があります。市町村は、認定の申請があった都市利便増進協定期域について、当該協定期域内の土地所有者等の相当部分が当該協定に参加していること等、第 72 条の 4 各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該協定の認定をすることができます。また、都市再生整備推進法人が市町村の認定を受けた都市利便増進協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存については、当該保存樹又は保存樹林の所有者に加えて、その都市再生整備推進法人もこれらの保存義務を負うこととなります。都市利便増進協定の一体的な整備又は管理は、地域住民、まちづくり団体等の自主性に基づき行われることが基本ではありますが、公的主体による後押しも期待されることから、地方公共団体におかれましては、例えば、都市利便増進協定の適切な管理を図るため、都市利便増進協定の締結者に対し、公共施設の管理者等としての知見を活かした指導・助言等を行っていただきますようご配慮願います。

(4) 都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案制度（第 46 条の 3 から第 46 条の 5 まで関係）

及び都市再生整備推進法人制度の拡充（第 73 条及び第 74 条関係）地域のまちづくりにおいてその役割の重要性が増しているまちづくり会社が、積極的にまちづくりに参画することを可能とするため、総株主の議決権に占める市町村の所有する議決権の割合が 100 分の 3 以上である株式会社又は社員の

1.4.3. 都市再生特別措置法の一部を改正する法律の円滑な運用について（技術的助言）（平成23年10月20日 国都まち第54号）

【全文抜粋】

都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第24号。以下「改正法」という。）は、本年4月27日に公布され、道路占用許可の特例や都市利便増進協定制度等が本年10月20日から施行されます。

これらの改正法の趣旨等について、平成23年10月20日「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）」により通知したところですが、これらの制度の運用に当たっての留意点等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知しますので、適切な運用を図っていただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、この旨を貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対して、周知いただくようお願いいたします。

記

（1）都市再生整備計画の活用について

改正法により設けられた道路占用許可の特例や都市利便増進協定（以下「協定制度等」という。）の運用に当たっては、これらに関する事項が都市再生特別措置法（以下「法」という。）第46条第10項又は第13項の規定に基づき都市再生整備計画に記載されている必要があります。

現在、都市再生整備計画が策定されていない区域において、協定制度等を活用するために都市再生整備計画を策定する場合には、公共公益施設の整備に関する事業等を都市再生整備計画の記載事項に含まない、協定制度等の民間主体の民間主体の取組みのみを本記載事項とする都市再生整備計画を策定することもあります。

また、都市再生整備計画の計画期間は、協定制度等を活用する期間を協定し、地域の実情に応じて柔軟に定めることが可能であり、計画期間と交付金の交付期間とが同一である必要はありません。

（2）都市利便増進協定制度について

① 都市利便増進協定の締結者

都市利便増進協定を締結できる者は、都市再生整備計画に記載された都市利便増進協定区域内の一団の土地の所有者、借地権等を有する者若しくは建築物所有者（以下「土地所有者等」という。）又は都市再生整備推進法人です。

なお、都市利便増進協定には承継効※は付与されなため、都市利便増進協定を締結している土地所有者等が代わった場合には、新しい土地所有者等と改めて都市利便増進協定を締結する必要があります。 ※ 承継効とは、売買等により土地所有者等が代わっても、従後の土地所有者等に対して協定の内容及び効力。

② 市町村による都市利便増進協定の認定

都市利便増進協定を市町村の認定に係らしめることとしている趣旨は、住民に最も身近な基礎的自治体であり、地域のまちづくりの責任を有する市町村が、住民の契約である都市利便増進協定を適切な内

うちに市町村がある持分会社が都市再生整備推進法人の指定対象に追加されました。

加えて、まちづくり会社をはじめとする民間主体によるまちづくり活動は、都市再生整備計画の区域のみならず、全国的な活動の広がりが認められ、中心市街地やまちの交通の拠点となる駅の周辺等の区域においても行われるものであるため、都市再生整備推進法人の業務の区域が「都市再生整備計画の区域内」から「都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域」に拡充されました。さらに、まちづくり会社、特定非営利活動法人等、市町村から都市再生整備推進法人として指定された者が市町村に対して都市再生整備計画の作成及び変更をすることを提案することができ、制度が創設されました。本提案を行おうとする都市再生整備推進法人は、名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に都市再生整備計画の素案を添えたものを市町村に提出する必要があります。また、提案を受けた市町村は、この提案を踏まえた都市再生整備計画の作成又は変更をすることがあるかどうかを判断し、

・その必要があると認めるときは、その案を作成し、

・その必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、提案をした都市再生整備推進法人に通知しなければなりません。

改正法において、道路占用許可の特例や都市利便増進協定制度を創設しているところですが、都市再生整備推進法人によるこれらの制度の積極的な活用が、官民の連携による都市の再生の一層の推進を図るものであることから、都市再生整備推進法人制度の積極的な活用だけではなく、これと併せた道路占用許可の特例や都市利便増進協定制度の積極的な活用を図っていただきますようお願いいたします。

容のものであると認めることにより、その安定性・継続性を確保することです。

また、広場、街灯、並木等の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理は、必ずしも都市利便増進協定区域内の土地所有者等の全員の参加を必要としないことから、本制度においては、その認定基準の一つとして、当該協定区域内の土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していることと定めています。

なお、「相当部分の参加」の具体的な基準については、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に支障とならないよう、地域の実情を勘案しつつ、市町村において適切に判断することが望ましいところ

です。

1.5. 事務連絡

1.5.1. 都市再生特別措置法に基づく制度の活用手続き「官民連携まちづくりの進め方」について（平成

24年1月18日）

【全文抜粋】

本手引きは、道路占用許可の特例制度等、平成23年度に改正した都市再生特別措置法において創設された官民連携まちづくりを推進するための諸制度について、関係機関との協議内容や手順等の標準的な進め方等を解説したもので、地方公共団体、まちづくり団体等の実務担当者に向けてとりまとめられたものです。

また、今後の法改正や取組み実例等の蓄積状況等に応じて、適宜内容の更新・充実を行っていく予定です。本手引きや更新した内容については、国土交通省のホームページ（http://www.mlit.go.jp/foshi/foshi_machi_tk_000047.html）上でも公表しておりますのであわせてご利用下さい。

なお、貴管内の自治体等に対し、本手引きを周知いただくとともに、道路占用特例等の官民連携まちづくりの取組みのみ（交付金を含まない都市再生整備計画）で都市再生整備計画を策定した場合、地方整備局整備建政都を通じ、本省市街地整備課及びまちづくり推進課へ同整備計画を提出いただきますようお願いいたします。

2. 道路法関連

2.1. 法律

2.1.1. 道路法

【一部抜粋】

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 一般国道等の意義並びに路線の指定及び認定（第五条—第十一条）
- 第三章 道路の管理
 - 第一節 道路管理者（第十二条—第二十八条）
 - 第二節 道路の構造（第二十九条—第三十一条）
 - 第三節 道路の占用（第三十二条—第四十一条）**
 - 第四節 道路の保全等（第四十二条—第四十七条の五）
 - 第四節の二 道路の立体的区域（第四十七条の六—第四十八条）
 - 第五節 自動車専用道路（第四十八条の二—第四十八条の十二）
 - 第六節 自転車専用道路等（第四十八条の十三—第四十八条の十六）
 - 第七節 利便施設協定（第四十八条の十七—第四十八条の十九）

第四章 道路に関する費用、収入及び公用負担（第四十九条—第七十条）

第五章 監督（第七十一条—第七十八条）

第六章 社会資本整備審議会の調査審議等（第七十九条—第八十四条）

第七章 雑則（第八十五条—第九十八条の二） **一部抜粋**

第八章 罰則（第九十九条—第一百七条）

附則

第三節 道路の占用

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
- 二 道路の占用の期間
- 三 道路の占用の場所
- 四 工作物、物件又は施設の構造
- 五 工事実施の方法
- 六 工事の時期
- 七 道路の復旧方法

変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合には、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を經由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

（道路の占用の許可基準）

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれか該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合には、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する道路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

二 前条第一項第一号、第四号及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二條第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

（工事の調整のための条件）

第三十四条 道路管理者は、第三十二條第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、道路を不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないために必要があると認めるときは、当該申請に係る道路の占用に関する工事と他の申請に係る道路の占用に関する工事若しくは他の道路占有者の道路の占用又は、道路に関する工事とを相互に調整するために当該許可に対して必要な条件を附することができる。この場合において、道路管理者は、あらかじめ当該申請に係る道路の占用に関する工事を行おうとする者又は他の道路占有者の意見を聞かなければならない。

（国の行う道路の占用の特例）

第三十五条 国が行う事業のための道路の占用については、第三十二條第一項及び第三項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第二項各号に掲げる事項及び第三十九条に規定する占用料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。

（水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例）

第三十六条 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガス事業法第二條第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）又は電柱、電線若しくは公衆電話所（これらうち、電気事業法に基づき、この号にあっては同法第二條第一項第十号に規定する電気事業者（同項第八号に規定する特定規模電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づき、この号にあっては同法第二百十條第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を道路に設けようとする者は、第三十二條第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一

月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要がある場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、前項の計画書に基づき工事（前項ただし書の規定による工事を含む。）のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が第三十三條第一項の規定に基づき政令で定める基準に適合するときは、第三十二條第一項又は第三項の規定による許可を与えなければならない。

（道路の占用の禁止又は制限区域等）

第三十七条 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合においては、第三十三條、第三十五條及び前條第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ当該区域を管轄する警察署長に、当該道路の占用を禁止し、又は制限しようとする理由及び区域について協議しなければならぬ。当該道路の占用の禁止又は制限の区域の指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

3 道路管理者は、前二項の規定に基づいて道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめその旨を公示しなければならない。

（道路管理者の道路の占用に関する工事の施行）

第三十八条 道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認める場合又は道路占有者の委託があつた場合においては、道路の占用に関する工事で道路の構造に關係のあるものを自ら行うことができる。

2 前項の場合において、道路の構造を保全するために必要があると認め道路管理者が自ら工事を行おうとするときは、当該道路管理者は、道路占有者に対して、あらかじめ自ら当該工事を行うべき旨及び当該工事を行うべき時期を通知しなければならない。

（占用料の徴収）

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六條に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五條に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

（原状回復）

第四十条 道路占有者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合において、道路の占用をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占用物件」という。）を除却し、道

路を原状に回復しなければならぬ。但し、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(添加物件に関する適用)

第四十一条 道路管理者以外の者が占有物件に関し新たに道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加しようとする行為は、本節の規定の適用については、新たな道路の占有とみなす。

第七章 雑則 (第八十五条-第九十八条の二)
(許可等の条件)

第八十七条 国土交通大臣及び道路管理者は、この法律の規定によつてする許可、認可又は承認には、第三十四条又は第四十七条の二第一項の規定による場合のほか、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な条件を附することができる。

2 前項の規定による条件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

2.2. 政令
2.2.1. 道路法施行令
【一部抜粋】

(いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。)を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(第六号に掲げる施設に設けるものを除く。)

十一 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

(道路の占用の軽易な変更)

第八条 法第三十二条第二項 各号に掲げる事項の変更で道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものは、左の各号に掲げるものとする。

一 占有物件の構造の変更であつて重量の著しい増加を伴わないもの。

二 道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない物件の占有物件に対する添加であつて、当該道路占有者が当該占有の目的に附随して行うもの。

(占有の期間に関する基準)

第九条 法第三十二条第二項第二号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、占有の期間又は占有の期間が終了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が、次の各号に掲げる工作物、物件又は施設の区分に応じ、当該各号に定める期間であることとする。

一 次に掲げる工作物、物件又は施設 十年以内

イ 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)による水管(同法第三条第二項)に規定する水道事業又は同法第四条に規定する水道用水供給事業の用に供するものに限る。

ロ 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)による水管(同法第二条第四項)に規定する工業用水道事業の用に供するものに限る。

ハ 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による下水道管

ニ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)又は全国幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)による鉄道で公衆の用に供するもの

ホ ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)によるガス管(同法第二条第一項)に規定する一般ガス事業又は同法第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。

ヘ 電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)による電柱又は電線(同法第二条第一項第十号)に規定する電気事業者(同項第八号)に規定する特定規模電気事業者を除く。)がその事業の用に供するものに限る。

ト 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)による電柱、電線又は公衆電話所(同法第二百一十号第一項)に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。

チ 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五十五号)による石油管(同法第二条第三項)に規定する石油パイプライン事業の用に供するものに限る。

二 その他の法第三十二条第一項 各号に掲げる工作物、物件又は施設 五年以内

(一般工作物等の占有の場所に関する基準)

第十条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項 各号に掲げる工作物、物件又は施設(電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガス管、石油管、第七号第四号に掲げる仮設建築物、同条第五号に掲げる施設、同条第六号に掲げる施設、同条第九号に掲げる応急仮設建築物及び同条第十号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。)に関する法第三十三

2.2. 政令
2.2.1. 道路法施行令
【一部抜粋】

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 看板、標識、旗さお、パーキング・メーター、幕及びアーチ

二 工所用板垣、足場、詰所その他の工所用施設

三 土石、竹木、瓦その他の工所用材料

四 防火地域(都市計画法(昭和四十二年法律第五号)第八条第一項第五号の防火地域をいう。以下同じ。)内に存する建築物(以下「既存建築物」という。)を除き、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)を建築する場合(既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたつて存する場合において、当該既存建築物を除き、当該既存建築物の敷地(その近接地を含む。)又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。)において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物

五 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物(当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。)に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するた

め必要な施設

六 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第一号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地(以下「特定連結路附属地」という。)に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設(第十一号に掲げる施設を除く。)でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

七 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

八 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場

イ 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。)及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路

ロ 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十六条の三第一項に規定する特定都市道路(イ)に掲げる道路を除く。)

九 建築基準法第八十五条第一項に規定する区域内に存する道路(車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。)の区域内の土地に設ける同項第一号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの

十 道路の区域内の地面に設ける自転車(側車付きのものを除く。以下同じ。)、原動機付自転車(側車付きのものを除く。)又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの

42

- と。
- (1) 法面（法面のない道路にあつては、路端に近接する部分）
 - (2) 歩道内の車道に近接する部分
- ロ 同一の線路に係る電柱を道路（道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分を除く。以下この号において同じ。）に設ける場合においては、道路の同じ側であること。
- ハ 電柱を歩道を有しない道路に設ける場合において、その反対側に占用物件があるときは、当該占用物件との水平距離が八メートル以上であること。
- 2 前条第二号から第五号までの規定は電柱について、同条第一号（ハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は公衆電話所について準用する。

（電線の占用の場所に関する基準）

- 第十一条の二** 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての電線に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 電線を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。
- イ 電線の最下部と路面との距離が五メートル（既設の電線に附属して設ける場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合にあつては四・五メートル、歩道上にあつては二・五メートル）以上であること。
- ロ 電線を既設の電線に附属して設ける場合においては、保安上の支障がなく、かつ、技術上やむを得ないとき又は公益上やむを得ない事情があると認められるときを除き、当該既設の電線に、これと錯さうするおそれがなく、かつ、保安上の支障のない程度に接近していること。
- 二 電線を地下（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地下を除く。次条第一項第二号及び第十一号の四第一項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。
- イ 道路を横断して設ける場合及び車道（歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部。以下この号及び第十一号の六第一項第二号において同じ。）以外の部分に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときに電線の本線を車道の部分に設ける場合を除き、車道以外の部分であること。
 - ロ 電線の頂部と路面との距離が、保安上又は道路に関する工事の実施上の支障のない場合を除き、車道にあつては〇・八メートル、歩道（歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部以外の部分。次条第一項第二号イ並びに第十一号の六第一項第二号及び第三号において同じ。）にあつては〇・六メートルを超えていること。
- 三 電線を橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、桁の両側又は床版の下であること。
- 2 第十条第二号から第五号まで及び前条第一項第一号の規定は、電線について準用する。

（水管又はガス管の占用の場所に関する基準）

- 第十一条の三** 法第三十二条第三号に掲げる事項についての水管又はガス管に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 水管又はガス管を地上に設ける場合においては、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。
 - 二 水管又はガス管を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。
 - イ 道路を横断して設ける場合及び歩道以外の部分に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益

条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 一般工作物等（鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。）を地上（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第一項第二号、第十一号の八第一項において第十一号の三第一項第一号、第十一号の六第一項、第十一号の七第一項及び第十一号の八第一項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所（特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所）であること。
- イ 一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれか該当する位置にあること。

- (1) 法面
- (2) 側溝上の部分
- (3) 路端に近接する部分
- (4) 歩道（自転車歩行者道を含み、第十一号の七第一項第二号及び第十一号の九第一項第二号を除き、以下この章において同じ。）内の車道（自転車道を含む。第十一号の七第一項第一号、第十一号の九第一項第一号及び第十一号の十第一項第一号を除き、以下この章において同じ。）に近接する部分
- (5) 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合にあつては、分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分
- ロ 一般工作物等の道路の上空に設けられる部分（法敷、側溝、路端に近接する部分、歩道内の車道に近接する部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の上空にある部分を除く。）がある場合においては、その最下部と路面との距離が四・五メートル（歩道上にあつては、二・五メートル）以上であること。
- ハ 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。
- 二 一般工作物等を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。
- イ 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて、路面をしばしば掘削し、又は他の占用物件と錯さうするおそれのない場所であること。
- ロ 保安上又は工事実施上の支障のない限り、他の占用物件に接近していること。
- ハ 道路の構造又は地上にある占用物件に支障のない限り、当該一般工作物等の頂部が地面に接近していること。
- 三 一般工作物等をトンネルの上に設ける場合においては、トンネルの構造の保安上又はトンネルの換気若しくは採光に支障のない場所であること。
- 四 一般工作物等を高架の道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の構造の保安に支障のない場所であること。
- 五 一般工作物等を特定連結路附属地に設ける場合においては、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

（電柱又は公衆電話所の占用の場所に関する基準）

- 第十一条** 法第三十二条第三号に掲げる事項についての電柱又は公衆電話所に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。
 - 二 電柱（鉄道の電柱を除く。）を地上に設ける場合においては次のいずれにも適合する場所であり、鉄道の電柱又は公衆電話所を地上に設ける場合においてはイに適合する場所であること。
 - イ 電柱又は公衆電話所の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあるこ

上やむを得ない事情があると認められるときに水管又はガス管の本線を歩道以外の部分に設ける場合を除き、歩道の部分であること。

ロ 水管又はガス管の本線の頂部と路面との距離が一・二メートル（工事実施上やむを得ない場合にあっては、〇・六メートル）を超えていること。

二 第十条第一号（ロに係る部分に限る。）及び第二号から第五号まで、第十一条第一号第一号並びに前条第一号第三号の規定は、水管又はガス管について準用する。

（下水道管の占用の場所に関する基準）

第十一条の四 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての下水道管に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、下水道管の本線を地下に設ける場合において、その頂部と路面との距離が三メートル（工事実施上やむを得ない場合にあっては、一メートル）を超えていることとする。

二 第十条第一号（ロに係る部分に限る。）及び第二号から第五号まで、第十一条第一号第一号、第十一条の二第一項第三号並びに前条第一号及び第二号（イに係る部分に限る。）の規定は、下水道管について準用する。

（石油管の占用の場所に関する基準）

第十一条の五 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての石油管に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 トンネルの上の道路がない区域に設ける場合及び地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合を除き、地下であること。

二 石油管を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 道路を横断して設ける場合及びトンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域に設ける場合を除き、原則として車両の荷重の影響の少ない場所であり、かつ、石油管の導管と道路の境界線との水平距離が保安上必要な距離以上であること。

ロ 道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の路面下の道路がない区域に設ける場合を除き、次に定めるところによる深さの場所であること。

（1）市街地においては、防護構造物により石油管の導管を防護する場合には当該防護構造物の頂部と路面との距離が一・五メートルを、その他の場合にあっては石油管の導管の頂部と路面との距離が一・八メートルを超えていること。

（2）市街地以外の地域においては、石油管の導管の頂部（防護構造物によりその導管を防護する場合にあっては、当該防護構造物の頂部）と路面との距離が一・五メートルを超えていること。

ハ 道路の路面下以外の場所に設ける場合においては、トンネルの上の道路がない区域に設ける場合を除き、当該石油管の導管の頂部と地面との距離が一・二メートル（防護工又は防護構造物によりその導管を防護する場合には、市街地においては〇・九メートル、市街地以外の地域にあっては〇・六メートル）を超えていること。

ニ 高架の道路の路面下に設ける場合においては、道路を横断して設ける場合を除き、当該石油管の導管と道路の境界線との水平距離が保安上必要な距離以上であること。

三 石油管を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ トンネルの中でないこと。

ロ 高架の道路の路面下の道路のない区域にあっては、当該高架の道路の桁の両側又は床版の下であり、かつ、当該石油管を取り付けることができる場所であること。

ハ 石油管の最下部と路面との距離が五メートル以上であること。

二 第十条第二号から第五号まで、第十一条の二第一項第三号及び第十一号の三第一項第一号の規定は、石油管について準用する。この場合において、第十条第二号中「適合する場所」とあるのは、「適合する場所（高架の道路の路面下の地下に設ける場合にあっては、イ及びロに適合する場所）」と読み替えるものとする。

（特定仮設店舗等の占用の場所に関する基準）

第十一条の六 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七号第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設（以下「特定仮設店舗等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、特定仮設店舗等を地上に設ける場合において、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 道路の一方の側に設ける場合にあつては十二メートル以上、道路の両側に設ける場合にあっては二十四メートル以上の幅員の道路であること。

二 法面、側溝上の部分又は歩道上の部分（道路の構造又は道路の周辺の状況上やむを得ないと認められる場合において、当該道路の交通に著しい支障を及ぼさないうちにあっては、これらの部分及び車道内の歩道に近接する部分）であること。

三 歩道上の部分に設ける場合においては、特定仮設店舗等を設けたときに歩行者がその一方の側を通行することができる場所であること。

四 特定仮設店舗等を設けることによつて通行することができなくなる路面の部分の幅員が道路の一方の側につき四メートル以下であること。

二 第十条第一号（ハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は、特定仮設店舗等について準用する。

（食事施設等の占用の場所に関する基準）

第十一条の七 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七号第六号に掲げる施設（以下この条及び第十二条において「食事施設等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、食事施設等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 食事施設等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること。

二 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該食事施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができるところの部分の一方の側の幅員が道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

二 第十条第一号（ロ及びハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は、食事施設等について準用する。

（応急仮設住宅の占用の場所に関する基準）

第十一条の八 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七号第九号に掲げる応急仮設建築物（以下「応急仮設住宅」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、応急仮設住宅を地上に設ける場合においては、次の各号のいずれか一枚に該当する位置にあることとする。

一 法面

- 二 側溝上の部分
- 三 路端に近接する部分（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）
- 2 第十条第一号（ロ及びハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（自転車駐車器具の占用の場所に関する基準）

第十一条の九 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七号第十号に規定する自転車駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「自転車駐車器具」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることをとする。

- 一 車道以外の道路の部分（分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。次条第一項第一号において同じ。）であること。
- 二 法面若しくは側溝上の部分又は自転車道、自転車歩行者道若しくは歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該自転車駐車器具を自転車駐車用の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができることであること。
- 2 第十条第一号及び第五号の規定は、自転車駐車器具について準用する。この場合において、同条第一号中「地上（）」とあるのは「地面（）」と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所（特定連絡路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所）」とあるのは「ロ及びハのいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

（原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準）

第十一条の十 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七号第十号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車に駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることをとする。

- 一 車道以外の道路の部分内の車道に近接する部分であること。
- 二 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は二輪自動車の駐車のために供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の幅員が道路構造令第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。
- 2 第十条第一号及び第五号の規定は、原動機付自転車等駐車器具について準用する。この場合において、同条第一号中「地上（）」とあるのは「地面（）」と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所（特定連絡路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所）」とあるのは「ロ及びハのいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

（構造に関する基準）

第十二条 法第三十二条第二項第四号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。
- イ 倒壊、落下、剝離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼ

すことがないと認められるものであること。

ロ 電柱の脚釘は、路面から一・八メートル以上の高さ、道路の方向と平行して設けるものであること。

ハ 特定仮設店舗等又は食事施設等（特定連絡路附属地に設けるものを除く。）にあつては、必要最小限度の規模であり、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくすることであること。

二 地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

イ 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

ロ 車道に設ける場合においては、道路の強度に影響を与えないものであること。

ハ 電線、水管、下水道管、ガス管又は石油管については、各戸に引き込むために地下に設けるものその他国土交通省令で定めるものを除き、国土交通省令で定めるところにより、当該占用物件の名称、管

理者、埋設した年その他の保安上必要な事項を明示するものであること。

三 橋又は高架の道路に取り付けられる場合は、当該橋又は高架の道路の強度に影響を与えない構造であること。

四 特定連絡路附属地に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

イ 連絡路及び連絡路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさないものであること。

ロ 当該工作物、物件又は施設の規模及び用途その他の状況に応じ、当該工作物、物件又は施設と連絡する道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないように、必要な規模の駐車場及び適切な構造の通路その他の施設を設けるものであること。

（工事実施の方法に関する基準）

第十三条 法第三十二条第二項第五号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。

二 道路を掘削する場合には、溝掘、つぼ掘又は推進工法その他これに準ずる方法によるものとし、えぐり掘の方法によらないこと。

三 路面の排水を妨げない措置を講ずること。

四 原則として、道路の一方の側は、常に通行することができることとする。

五 工事現場においては、さく又は覆いの設置、夜間における赤色灯又は黄色灯の点灯その他道路の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。

六 前各号に定めるところのほか、電線、水管、下水道管、ガス管若しくは石油管（以下この号において「電線等」という。）が地下に設けられていると認められる場所又はその付近を掘削する工事にあつては、保安上の支障のない場合を除き、次のいずれにも適合するものであること。

イ 試掘その他の方法により当該電線等を確認した後を実施すること。

ロ 当該電線等の管理者との協議に基づき、当該電線等の移設又は防護、工事の見回り又は立会いその他の保安上必要な措置を講ずること。

ハ ガス管又は石油管の付近において、火気を使用しないこと。

（工事の時期に関する基準）

第十四条 法第三十二条第二項第六号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

とする。

(指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法)

第十九条の二 指定区間内の国道に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間に係る分を、当該占用の許可又は同意をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日）から一月以内に納入告知書は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日）から一月以内に納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあっては、納入通知書）により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合には、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

2 前項の占用料で既に納めたものは、返還しない。ただし、国土交通大臣が法第七十一条第二項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消しの日までの期間につき算出した占用料の額を超える額の占用料は、返還する。

3 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものは、前二項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の徴収方法により徴収するものとする。

(占用料の収入の帰属)

第十九条の三 法第三十九条の規定に基づく占用料は、指定区間内の国道に係るものにあつては国、指定区間外の国道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は指定市若しくは指定市以外の市、都道府県又は市町村道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は市町村の収入とする。

2 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が指定区間内の国道の管理を行っている場合においては、当該管理を行っている指定区間内の国道に係る占用料は、前項の規定にかかわらず、当該都道府県又は指定市の収入とする。

3 前項の規定により都道府県又は指定市の収入となるべき指定区間内の国道に係る占用料で法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が指定区間内の国道の管理を行うこととされる日の前日までに国が徴収すべきものは、前項の規定にかかわらず、国の収入とする。

4 第一項の規定により国の収入となるべき指定区間内の国道に係る占用料で法第十三条第二項の規定により国土交通大臣が都道府県又は指定市が行っていた指定区間内の国道の管理を解除する日の前日までに当該都道府県又は指定市が徴収すべきものは、第一項の規定にかかわらず、当該都道府県又は指定市の収入とする。

5 第一項の規定により国の収入となるべき指定区間内の国道に係る占用料で当該指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものは、同項の規定にかかわらず、当該都道府県又は指定市の収入とする。

6 第一項の規定により道路管理者である都道府県又は指定市の収入となるべき国道に係る占用料で、当該国道に係る指定区間の指定の廃止の日の前日までに国が徴収すべきものは、同項の規定にかかわら

ず、国の収入とする。

(道路の占用に関する規定の道路予定区域についての準用)

第十九条の四 第七条から前条までの規定は、道路予定区域に法第三十二条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路予定区域を使用する場合について準用する。

別表 (第十九条関係)

占用物件	占用料		
	単位	所在地	所在地
		甲地	乙地
		丙地	
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	一本につき一年	一、二〇〇	五六〇
第一種電柱		一、八〇〇	七〇〇
第二種電柱		二、四〇〇	一、二〇〇
第三種電柱		一、〇〇〇	五〇〇
第一種電話柱		一、六〇〇	八〇〇
第二種電話柱		二、三〇〇	一、一〇〇
第三種電話柱		一〇〇	五〇
その他の柱類		一〇	四
共架電線その他上空に設ける線類	長さメートルにつき一年	六	三
地下に設ける電線その他の線類	一個につき一年	一、〇〇〇	四九〇
路上に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	六二〇	三〇〇
地下に設ける変圧器	一個につき一年	二、一〇〇	一、〇〇〇
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	八六〇	四二〇
広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	二四、〇〇〇	二、〇〇〇
			九九〇

条第五号に掲げる施設	月	算出式	算出式	算出式
第七条第六号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに〇・〇二八を乗じて得た額		
第七条第七号に掲げる施設	建築物	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額
第七条第八号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに〇・〇二を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額
第七条第九号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに〇・〇二八を乗じて得た額		
第七条第十号に掲げる器具	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに〇・〇二八を乗じて得た額		

- 備考
- 金額の単位は、円とする。
 - 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
 - イ 甲 地 都の特別区の存する区域並びに札幌市、仙台市、宇都宮市、さいたま市、千葉市、船橋市、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、姫路市、岡山市、広島市、松山市、北九州市、福岡市、熊本市及び鹿児島市の区域をいう。
 - ロ 乙 地 市の区域で甲地以外のものをいう。
 - ハ 丙 地 町及び村の区域をいう。
 - 三 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
 - 四 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものとする。
 - 五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
 - 六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
 - 七 Aは、近傍類似の土地（第七条第六号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十一号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存在しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
 - 八 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。
 - 九 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

2.2.2. 道路構造令

【一部抜粋】

(自転車道)

第十条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車道の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分難する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第十条の二 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道路にあつては三メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第十一条 第四種（第四級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第三種又は第四種第四級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道

橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第十一条の二 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)

第十一条の三 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

(植樹帯)

第十一条の四 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

一 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

二 相当地の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たつては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

2.4. 通知

2.4.1. (改正関連)都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について (平成 23 年 10 月 20 日、国道利第 20 号)

【全文掲載】

都市再生特別措置法の一部を改正する法律 (平成 23 年法律第 24 号。以下「改正法」という。) が平成 23 年 4 月 27 日に公布され、道路関係規定については平成 23 年 10 月 20 日から施行されることとなった。これに伴い、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (平成 23 年政令第 321 号。以下「整備政令」という。) が平成 23 年 10 月 19 日に公布され、同じく平成 23 年 10 月 20 日から施行されることとなった。

整備政令においては、道路法施行令 (昭和 27 年政令第 479 号) を改正し、道路占用許可対象物件を追加するなどしたところである。整備政令による道路法施行令の改正の概要は下記のとおりであるので、その運用に遺憾のないようにしたい。

なお、本通達の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。また、今回追加された道路占用許可対象物件は、改正法により導入された特例を用いて設置されることが想定されるものであるが、これらの特例の運用については別に通知する。

記

1 食事施設等の道路占用許可対象物件への追加等

(1) 改正の概要

地域の活性化やにぎわいの創出に地方公共団体や地域住民が取り組む中で、歩道上におけるオープンカフェ (食事施設) やキオスク (購買施設) の設置、観光振興を目的とした観光案内所の駅前広場への設置を求める要望が高まっている。

これらの要望に対応するため、これまで道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 33 条第 2 項第 1 号に規定する高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地に限って設置が認められてきた食事施設、購買施設その他これらに類する施設につき、高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路の区域においても占用許可の対象とすることとした。これに伴い、整備政令による改正前の道路法施行令 (以下「旧道路法施行令」という。) 第 10 号は整備政令による改正後の道路法施行令 (以下、単に「道路法施行令」という。) 第 6 号に包含されることから、旧道路法施行令第 10 号を削除することとした。

また、食事施設等 (道路法施行令第 11 条の 7 第 1 項に規定する食事施設等) をいう。以下同じ。) の占用の場所や構造によっては、歩行者等の安全で円滑な通行に支障を与えることがあることから、その占用の場所及び構造の基準を規定することとした。

占用料については、食事施設等が大量一括処理が必要な施設ではないことから定率物件とした。

(2) 食事施設等の定義

食事施設等は、道路の通行又は利用において一般的に発生する需要に対応した物品の販売又はサービスの提供を行う施設であって、ある程度の期間継続的に設置されるものをいう。なお、「施設」の概念は建築物に限られるものではないことから、食事施設等は机、椅子、調理器具等が一体となってオープンカフェ (食事施設) としての機能を果たすものであっても差し支えない。

(3) 基本方針

食事施設等の占用の許可に当たっては、道路法施行令で規定された基準及び別紙「食事施設等の占用許可基準等について」に従い、厳正に取り扱われたい。

2 特定都市道路の上空に設ける建築物等の道路占用許可対象物件への追加等

(1) 改正の概要

改正法により、特定都市再生緊急整備地域（改正法による改正後の都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号。以下「都市再生特措法」という。）第 2 条第 5 項の特定都市再生緊急整備地域をいう。）内に係る都市再生特別地区に関する都市計画に、都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域（以下「重複利用区域」という。）を定めることができるとされた。

重複利用区域内の道路（以下「特定都市道路」という。）については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 43 条第 1 項第 2 号に掲げる道路とみなされ、特定行政庁の認可を受けることで道路の上空に建築物を設けることが可能となった。

特定都市道路の上空に施設等を設ける場合、道路占用許可を受ける必要があるため、これまで高度地区等の区域内の高速自動車国道又は自動車専用道路の上空に設ける施設等に限りていた道路占用許可対象物件の範囲を拡大し、特定都市道路の上空に設ける施設等を道路占用許可対象物件に加えることとした。

また、占用料については、大量一括処理が必要な施設ではないことから定率物件とした。その額は、建築技術の発達により道路をまたぐ形態で設けられる建築物であっても高層化が可能となつてきていることを踏まえ、所在地区分にかかわらず同じ率を近傍類似の土地の時価に乗じて得られた額とすることとした。

なお、特定都市道路の上空に設ける施設等の占用の場所、構造等について一般工作物等と異なる基準を定める必要がないことから、道路法施行令第 10 条等を適用することとし、新たな許可基準を道路法施行令に定めていない。

(2) 基本方針

特定都市道路の上空に設ける施設等は、都市再生特措法に規定する手続を経た場合にのみ許可が可能となるものである。このため、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」（平成 23 年 10 月 20 日付け国道利第 22 号）により通知する「特定都市道路の上空に設ける施設等の占用許可基準等について」に従い、厳正に取り扱われたい。

3 上空に設ける施設等の占用料の変更

特定都市道路の上空に設ける施設等の占用料の額について所在地区分による差を設けないこととするのにあわせ、旧道路法施行令第 7 条第 7 号に掲げる施設及び自動車駐車場、旧道路法施行令第 7 条第 8 号に掲げる応急仮設建築物並びに旧道路法施行令第 7 条第 10 号及び第 11 号に掲げる施設について、所在地区分により占用料の額に差を設けないこととした。

4 その他

道路占用許可対象物件の追加に伴う条文の整理等を行った。

(別紙)

食事施設等の占用許可基準等について

1 趣旨

食事施設等は都市におけるにぎわいの創出や道路通行者の利便の増進に資するものである一方、その占用の場所や構造によっては歩行者等の安全で円滑な通行に支障を及ぼすおそれがあること、公共物たる道路の独占的利用により占用主体が収益を上げることで占用許可の公共性の疑念を抱かせるおそれがあること等を踏まえ、食事施設等の占用許可に当たっては本紙に規定する基準により占用許可を行い、道路管理の適正を期すものとする。

2 方針

食事施設等は、次のいずれにも該当するものであることとする。

(1) 食事施設等の占用が、地域の活性化や都市におけるにぎわいの創出等の観点から地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの、又はこれに準ずるものであること。ただし、地下鉄等の公共交通機関が道路区域内に設ける施設内の内部又は特定連結路附属地に設けられるもの（以下「二次占用等施設」という。）については、この限りでない。

(2) 食事施設等において販売される物品又は提供されるサービスが道路の通行又は利用において一般的に派生する需要に対応したものであること。

(3) 広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと。

3 占用の場所

食事施設等の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。（道路法施行令第 11 条の 7 第 1 項第 1 号）食事施設等は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道に設けることとすると道路交通に著しい支障を及ぼすことから、地面に接する部分は車道以外の道路の部分であることとする。このため、食事施設等は幅員が余裕のある歩道上、駅前広場、バスロータリー等に設置されることが想定される。また、占用許可に当たっては、交通のふくそうする場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を選べるものとする。

(2) 歩行者等が通行することができ得る歩道等の幅員を確保すること。（道路法施行令第 11 条の 7 第 1 項第 2 号）道路が交通の用に供するものである以上、通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に食事施設等を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。この場合において、食事施設等の構造上、通行部分に利用者が立ち止まってサービスを受ける必要がある場合には、当該利用者によって通行できなくなつても考慮し、占用許可の適否を判断すること。なお、道路法施行令第 11 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する「道路の構造又は交通に著しい支障のない場合」とは、横断歩道橋の下の歩道上（交差点付近を除く。）や植樹帯の間等、当該箇所に食事施設等を設置したとしても事実上有効幅員を減ずることとならない場合を想定している。

(3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。（道路法施行令第 11 条の 7 第 2 項で準用する同令第 10 条第 1 号）食事施設等がひさし、日よけ等を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な離隔距離を確保させることとする。

(4) 原則として交差点等の地上に設けないこと。（道路法施行令第 11 条の 7 第 2 項で準用する同令第 10 条第 1 号ハ）道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接

続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこととする。

(6) 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

4 構造等

食事施設等の構造等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくすること(特定連結路附属地に設けるものを除く。)(道路法施行令第12条第1号ハ)食事施設等の構造を工夫して道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とすること。

(2) 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。(道路法施行令第12条第1号イ)次に掲げる事項に該当する食事施設等の占用は、許可しないものとする。

ア 易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの(社会通念上妥当と判断される物件であって道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。)

イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの

ウ 信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせるもの

(3) 車両の運転者の視野を妨げないものであること。食事施設等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

(4) その他

ア 食事施設等の壁面、上屋等に広告物を掲示し又は塗装しないこと(店舗名の表示その他必要最小限の情報伝達のためのもの)であって施設の一部として許可を受けているものを除く。

イ 食事施設等の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであること。

5 占用主体

食事施設等の占用主体は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、二次占用等施設については、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等

(3) 食事施設等の占用につき地方公共団体から支援を受けている者(地方公共団体の作成した、支援理由及び支援内容並びに当該食事施設等の占用の許可に関する意見を記載した書面を占用許可申請書に付している場合に限る。)

6 占用の許可の条件

占用の許可に当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこと。

(1) 食事施設等の従業員は当該施設内で活動することを原則とし、施設外での客引き、宣伝活動等を行わないこと。

(2) 食事施設等の設置により多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通に支障を及ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること。

7 その他

(1) 公序良俗に反し、社会通念上不適当と認められるものを売買し、又はサービスを提供するものではないこと。

(2) 夜間や強風時には屋内に収納されるなど、いたずらや強風により占用許可を受けた区域外に当該施

設を構成する物件、商品等が散乱することのないよう、適切な管理がなされるものであること。

(3) 食事施設等の設置により近隣の住居、店舗等に影響を与えるおそれがあることから、これらの施設の居住者、所有者、経営者等からの設置に係る同意書が占用許可申請書に付されていること。

2.4.2. (改正関連)都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて (平成 23 年 10 月 20 日、国道令第 22 号)

【全文掲載】

都市再生特別措置法の一部を改正する法律 (平成 23 年法律第 24 号。以下「改正法」という。)が平成 23 年 4 月 27 日に公布され、また、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (平成 23 年政令第 321 号。以下「整備政令」という。)が平成 23 年 10 月 19 日に公布され、道路関係規定については平成 23 年 10 月 20 日から施行されることとなった。

改正法による改正後の都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号。以下「都市再生特措法」という。)においては、都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの (道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)の占用の許可に当たっては、道路法第 33 条第 1 項に規定する無余地性の基準の適用を除外することができるとする許可基準の特例が創設されるとともに、特定都市道路 (都市再生特措法第 36 条の 3 第 1 項に規定する特定都市道路をいう。以下同じ。)については、特定行政庁 (建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 35 号に規定する特定行政庁をいう。)の認可を受ければ建築物を設けることが可能となった。

これらのうち、都市再生特措法第 62 条等に規定する道路の占用の許可基準の特例 (以下「占用特例」という。)の運用については別紙 1 「都市再生特別措置法に基づく道路占用の許可基準の特例の運用について」のとおりとし、整備政令による改正後の都市再生特別措置法施行令 (平成 14 年政令第 190 号。以下「特措法施行令」という。) 第 14 条に列挙された工作物、物件又は施設 (以下「都市再生工作物等」という。)ごとの占用特例を活用する場合の占用許可基準等は別紙 2 「占用特例を適用する場合の占用許可基準等について」のとおりとする。

また、特定都市道路の上空に設ける建築物等の道路の占用の許可に係る運用及び許可基準については別紙 3 「特定都市道路の上空に設ける建築物等の占用許可基準等について」のとおりとする。

都市再生特措法に係る占用の許可に当たっては、別紙 1 から別紙 3 の事項に十分留意し、その運用に遺憾のないようにされたい。また、占用特例にあつては都市再生工作物等が占用されることにより生ずる都市の再生に資する効果及び道路通行者又は利用者の利便の増進に資する効果並びに占用主体の行う道路交通環境の維持向上を図るための措置を併せて考へることから、都市再生工作物等が道路区域に設置されることと望ましいといえる場合があることから、厳格な手続を定めた上で無余地性の基準を除外したものは道路交通への支障等を十分に検討し、従前のとおり適切に対応されたい。なお、本通達の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

本取扱いの実施状況を把握するため、都市再生特措法第 46 条第 10 項の規定に基き道路管理者に対する都市再生整備計画の記載に係る協議又は同法第 36 条の 2 第 2 項の規定に基づく道路管理者に対する重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であつて、空間又は地下について上下の範囲を定めようとする旨の協議があつた場合には、平成 24 年 3 月 31 日までの間、本省道路局路政課へ報告願いたい。

(別紙 1)

都市再生特別措置法に基づく道路占用の許可基準の特例の運用について

1 概要

占用特例の運用手続の概要は、次のとおりである。

(1) 都市再生整備計画の記載に係る協議 (都市再生特措法第 46 条第 10 項及び第 11 項)

市町村は、都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものを占用許可を得て道路区域内に設置することについて都市再生整備計画に記載することができることとされている。(都市再生特措法第 46 条第 10 項)

市町村が当該記載をしようとするときは、あらかじめ占用許可権限を有する道路管理者及び都道府県公安委員会に協議して同意を得なければならないことから、道路管理者は市町村からの協議に対応することとなる。(都市再生特措法第 46 条第 11 項)

(2) 特例道路占用区域の指定 (都市再生特措法第 62 条第 1 項から第 3 項)

市町村が道路占用に係る記載を含む都市再生整備計画を策定した場合、道路管理者は当該都市再生整備計画に記載された施設等の種類ごとに特例道路占用区域を指定することとなる。特例道路占用区域の指定に際し、道路管理者は、あらかじめ市町村の意見を聴くとともに、指定しようとする区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。また、道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

(3) 選定委員会の設置及び提案募集要領の策定

特例道路占用区域を指定した場合、道路管理者は、原則として特例道路占用区域に係る占用主体の選定のための委員会 (以下「選定委員会」という。)を設置し、特例道路占用区域に設ける施設等に係る提案の募集要領の策定を行うものとする。

(4) 提案の募集及び選定委員会による選定

上記(3)により提案募集を行うこととした場合、道路管理者は提案募集要領を踏まえて募集を行い、選定委員会において占用主体となるべき者の選定を受けるものとする。

(5) 道路占用許可手続 (道路法第 32 条)

選定委員会による選定を経た場合、道路管理者は当該選定結果を踏まえて占用許可を行うものとする。

(6) 占用の終了及び現状回復 (道路法第 40 条)

占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、占用主体は道路を原状に回復しなければならない。

2 都市再生整備計画の記載に係る協議（都市再生特措法第46条第10項及び第11項）

市町村から占用特例に係る記載の協議があった場合には、特例道路占用区域を指定して無余地性の基準を除外して占用許可を行うことを見据え、道路の構造や交通の状況、将来の道路計画との整合等、道路占用許可を行い得るか否かを考慮して同意の判断をすること。

また、道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置が物件ごとに記載され、当該措置が道路交通環境の維持及び向上に十分なものであることを確認すること。

協議の同意を以てしては、市町村との間で次の点について確認しておくこと。

- (1) 占用特例を適用して許可した占用に関し、都市再生整備計画の記載、変更等に起因した紛争が生じた場合には当該計画を策定した市町村が主体的に対応すること。
- (2) 道路法第72条第3項に基づき、監督処分に伴う損失補償を求める場合があること。

3 特例道路占用区域の指定（都市再生特措法第62条第1項から第3項）

- (1) 特例道路占用区域の検討

占用特例を適用して設置しようとする物件を道路区域に設置する際の許可基準に適合する区域とすること。

- (2) 市町村からの意見聴取

市町村からの意見聴取は、道路管理者が指定しようとする区域が都市再生整備計画の趣旨に適合したものであるかどうかについて意見を聴くものであり、最終的には道路管理者が責任をもって決定すること。

- (3) 警察署長への協議

道路区域内に物件を置く場合には、道路交通法第77条第1項に規定する道路使用の許可を、道路占用許可とは別に受けなければならないことを踏まえ、具体的な区域の指定に当たっては、当該地域を管轄する警察署長と十分な協議を行うこと。

- (4) 特例道路占用区域を指定する際の指定の区域及び施設等の種類の公示

道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、①都市再生特措法第62条第1号に規定する道路の区域を指定する旨、②特例道路占用区域（図面）、③当該特例道路占用区域に設けることのできる都市再生工作物等の種類について事務所への備付けに加え、ホームページへの掲載その他の方法により公示すること。

4 選定委員会の設置及び提案募集要領の策定

特例道路占用区域を指定した場合には、速やかに道路管理者、関係地方自治体、都道府県公安委員会、学識経験者等で構成する委員会を設置し、提案募集要領（占用主体の選定基準及び都市再生整備計画の変更又は廃止若しくは占用許可の期間が満了した場合における占用許可の取扱いの方針を含む。）の策定の検討を求め、検討結果を踏まえて道路管理者が提案募集要領を策定すること。都市再生整備計画を策定する際に設置される市町村都市再生整備協議会等の既存組織を活用することは差し支えないが、構成員に配慮すること。

なお、地方公共団体からのヒアリング等の結果、特例道路占用区域への占用希望者が一者しか想定されない場合又は特例道路占用区域で特定の方が占有を行うことについて十分な理由がある場合には、選定委員会の設置、提案募集要領の策定及び次の記5の手続を省略しても差し支えない。

5 提案の募集及び選定委員会による審議

提案募集の実施に当たっては、事務所への備付け、ホームページへの掲載その他の方法により周知を行うこと。

提案募集に対して応募があった場合には、次に掲げる事項に該当する提案を除外した上で選定委員会に審議を求めること。

- (1) 明らかに募集要領の各条件に当てはまらないもの
- (2) 道路占用の許可基準に反するもの、道路の構造、交通に著しく支障を与えるおそれがあるものなど、道路占用の許可を行うことができないと判断されるもの
- (3) 道路管理者が提案主体に確認を行った結果、実現意思又は実現可能性に欠けると判断されるもの

6 道路占用許可手続（道路法第32条及び都市再生特措法第62条第5項）

選定委員会の審議の結果を踏まえ、占用許可手続を行うこと。申請者から占用許可申請書を受けられる際には、必ず、申請書に都市再生特措法第46条第10項の措置を記載した書面を求め、記載されている措置内容が提案募集時に提出された措置内容に準じた内容であることを確認することとし、当該確認ができない場合には、許可を行わないこと。

なお、占用許可と併せて、必要に応じ、道路使用許可の権限を持つ警察署長の許可を得なければ道路区域内に物件を置くことができないことを踏まえ、道路法第32条第5項の規定に基づき、警察署長に対し協議を行うこと。

また、道路占用の許可を行う場合には、一般的な許可条件に加え、次の点を十分考慮し条件を付すること。

- (1) 占用主体より申請時に添付された都市再生特措法第46条第10項の措置の履行を担保すること。
- (2) 占用許可の更新回数に限定を課すなどの措置により、道路区域への物件の設置が既得権益化しないよう担保すること。
- (3) 都市再生整備計画の変更又は廃止若しくは、占用許可の期間が満了した場合における占用許可の取扱いを明確にすること。

7 道路占用の終了及び現状回復（道路法第40条）

占用の期間が満了した場合又は道路の占用が廃止された場合であって、引き続き占用特例を用いた物件の設置を認める場合には、改めて記4から6の手続を行うこと。この場合において、それまでの占用主体とは異なる者が占有することとなった場合、従来の占用主体に対し現状回復方法や物件の引き継ぎ等必要な指示を行うこと。

第二 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

1 方針

食事施設等（道路法施行令第11条の7第1項に規定する食事施設等をいう。以下同じ。）を占用特例の対象とすることとしたのは、食事施設等が道路区域内に設置されることで道路通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があり、かつ、都市におけるにぎわいの創出や観光の振興の観点からも設置の要望が強いためである。このため、占用特例の対象となる食事施設等は次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合については、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」（平成23年10月20日付け国道利第20号）別紙1「食事施設等の占用許可基準等について」中2(1)、5及び7(3)の規定については適用しない。

- (1) 都市再生特措法第62条第2項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること。
- (2) 食事施設等において提供されるサービスが都市再生整備計画に記載された方針に合致したものであること。
- (3) 食事施設等の設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による都市再生特措法第46条第10項の措置があいまいで、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。

2 占用の場所

占用許可を受けて設置される上空通路、地下通路等は、多数人の避難又は道路の交通の緩和等の相当の公共的利便に寄与するものであるが、これらの通路等に食事施設等を設置する旨の都市再生整備計画が策定されることもあり得るところである。この場合には、これらの通路等の設置目的を書さない箇所で、かつ、当該通路等の占有者が構造上安全と認められた箇所であれば、占用許可を行って差し支えない。ただし、建設基準法、消防法等の規制に抵触しないことを当該通路等の占有者に説明させること。なお、食事施設等を通路等の内部に占用させることを想定して通行の用に供するために必要な規模以上の通路等を占用することまで認めるものではない。

3 占用主体

食事施設等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び食事施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができ、また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者が占有主体となること

第三 道路法施行令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

1 方針

自転車駐車器具（道路法施行令第11条の9第1項で規定する自転車駐車器具をいう。以下同じ。）で自転車を賃貸する事業の用に供するものを占用特例の対象とすることとしたのは、自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものが道路区域内に設置されることで道路通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があり、かつ、都市におけるにぎわいの創出や観光の振興の観点からも設置の要望が強いためである。このため、自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものは次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合については、「道路法施行令の一部改正について」（平成18年11月15日付け国道利第31号国土交通省道路局長通知）別紙「自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用許可基準」1及び2の規定については適用しない。

- (1) 都市再生特措法第62条第2項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること。
- (2) 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものの設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による都市再生特措法第46条第10項の措置があいまいで、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。
- (3) 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものにおいて提供されるサービスが広く一般の用に供するものであり、特定の者にのみサービスを提供するものではないこと。

2 占用の場所、構造、占用許可の条件

自転車駐車器具の構造は、自転車駐車器具の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

3 占用主体

自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものの占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び自転車駐車器具の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができ、また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占有主体となること

2.4.3. (広告物関連) 指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について (昭和 44 年 8 月 20 日、建設省道政発第 52 号)

【別紙】 指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準 抜粋】

指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準

第 1 趣旨及び方針

路上広告物の占用の場所によっては信号機及び道路標識の効用を妨げること、道路の有効幅員を狭くすること、車両運転者の無用の心理的緊張を与えらるること等によって道路交通の安全を阻害するおそれがあることにかんがみ、良好な道路環境の確保を図るため指定区間内の国道(道内の主要な一般国道を含む。)における路上広告物の占用は本基準に従い厳正に取り扱うものとする。

第 2 定義

本基準において「路上広告物」とは、次に掲げる工作物又は物件をいう。

- (1) 添加看板等
電柱、街灯、標識、アーケードその他道路区域内の工作物又は物件に添加される看板(以下「添加看板」という。)、広告用の幕若しくは旗ざお、はり札、はり紙及びこれらに類するもの。
- (2) 突出看板等
建物、へい、その他道路区域外の工作物若しくは物件に添加され又は道路区域外の土地に設置され道路区域内に突出する看板、広告用の幕、若しくは日よけ及びこれらに類するもの。
- (3) 立看板等
道路区域内の土地に設置される立看板、広告板、広告用旗ざお、標識、広告塔、アーチ及びこれらに類するもの。
- (4) 自家用看板等
突出看板等及び立看板等のうち沿道で営業又は営業を行なう者が自己の営業所(店舗を含む。)又は事業所若しくは作業所に添加する自己の店名、屋号、商標若しくは自ら販売若しくは制作する商品の名称又は自己の営業若しくは事業の内容を表示するもの。

第 3 適用除外

- 次に掲げる広告物については、本基準を適用しない。
- (1) 法令の規定により設置されるもの。
 - (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって設置するもの。
 - (3) 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等。
 - (4) 冠婚葬祭のため一時的に設置するもの。

第 4 禁止場所等

路上広告物、又はこれを掲出する工作物若しくは物件(以下「路上広告物等」という。)は、次に掲げる道路若しくは場所又は工作物若しくは物件に設置又は添加してはならない。ただし、自家用看板についてはこの限りではない。

- (1) 自動車専用道路。ただし、道路の区域内に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所の業務のため設ける必要最小限の路上広告物については、この限りではない。
- (2) 今後改築となる道路の区間(舗装工事又は高部改良等小規模のものを除く。)
- (3) 次の各号に掲げる物件、工作物、場所。

イ 橋、トンネル、高架構造(横断歩道橋を含む。)及び分離帯。
ロ 街路樹、信号機、道路標識、防護柵、駒止めの類及び里程標の類。
ハ 消火栓、火災報知機、郵便ポスト、電話ボックス、変圧塔、及びこれらに類する物件。
ニ 道路が交差し、及び連結する場所、横断歩道並びに踏切道。
ホ 車両等が徐行する必要があるまがりかど(交差点を除く。)及び勾配の急な坂。
ヘ 橋(長さ 20m 以下のものを除く。)及びトンネルの前後それぞれ 10m の区域内、警戒標識、規制標識(駐車禁止、駐停車禁止の標識を除く。)及び横断歩道の指示標識の前後それぞれ 10m の区域内並びに信号機の前後それぞれ 20m の区域内。
ト 車道幅員 5.5m 以上の道路が交差若しくは連結している交差点又は連結点、横断歩道及び踏切道の前後それぞれ 10m の区域内。
チ その他道路管理上特に支障を及ぼすと考えられる場所。

第 5 設置方法

路上広告物等の設置は次に掲げる方法によつてしなければならない。

- (1) 添加看板等
イ 添加看板等(添加看板のうち巻付看板及び照明式バス停留所標識に添加する看板を除く。)の最下部と路面との距離は 4.5m 以上とする。ただし、歩道上においては 2.5m 以上とすることができる。
ロ 原則として道路中央側につきき出ししてはならない。
ハ 電柱、街灯等の柱類に添加する添加看板等の大きさは縦 1.5m 以内横 0.8m 以内とし、その表示面積は 1.0㎡以内とする。
ニ 添加看板は 1 柱につき 1 個(巻付看板及び照明式バス停留所標識に添加する看板については、1 ㎡の範囲内において 1 個を 2 面として掲出することができる。)に限るものとする。ただし、市街地を形成している区域内の道路にあっては、1 柱につき取付 1 個、巻付 1 個とすることができる。この場合において巻付看板は 1 面とし対面禁止としなければならない。
ホ 第 4(3)へ及びロの場合にあっては、巻付看板を対面禁止として掲出することができる。
ヘ 電柱に添加する看板等の相互間の距離は、道路 1 側につき 20m 以上とする。ト 貼り紙、ぬり広告等路上工作物又は物件に直接貼付又は塗装したものであってはならない。
- (2) 突出看板等
イ 自家用看板等に限るものとし、1 営業所又は 1 事業所若しくは 1 作業所につき 2 個以内とする。ただし、たばこ、塩又は切手の販売店、専門店、加盟店、代理店等を表示する 0.5㎡以下のもの及び広告用日よけを除く。
ロ 看板の最下部と路面との距離は 4.5㎡以上とする。ただし、歩道上においては 2.5m 以上とすることができる。
ハ 路面上に 1m 以上つき出ししてはならない。
(3) 立看板等(アーチを除く。)
イ 立看板等のうち立看板、旗ざおは、催物、集会等のため一時的に設けるものとし、その大きさ(旗ざおについては旗の部分の大きさ)は縦 2m、横 1m 以内とする。
ロ 地面に接する部分の位置は、法敷、側こう上又は路肩とする。ただし、横 0.5m 以内の立看板、標識又は旗ざおを幅員 4m 以上の歩道上に設ける場合は、歩道内の車道寄りに設けることができる。
(4) アーチ
イ 原則として、祭礼、催物等のために一時的に設けるものに限る。
ロ 車道を横断するものであってはならない。ただし、車道幅員 9m 未満の道路を横断するものであって、交通の円滑を妨げるおそれがないものはこの限りではない。

ハ 道路を横断する部分の最下部と路面との距離は、5m以上とする。ただし、歩道を横断する部分の最下部と路面との距離は、3.5m以上とすることができる。

ニ 地面に接する部分の位置は、法敷とする。ただし、交通の円滑を妨げるおそれがない場合は、路端寄り又は歩道内の車道寄りに設けることができる。

第6 構造色彩等

(1) 路上広告物等は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、剥離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものでなければならぬ。

(2) 路上広告物等の構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれららの効用を妨げるものであってはならない。路上広告物等の地色は、原則として白色又は淡色に限るものとする。

(3) 路上広告物等は、電光式、照明式又は放射材料式であってはならない。ただし、自家用看板等及び照明式バス停留所標識に添加する看板については、電光式又は照明式に限り認めることができる。

(4) 路上広告物のデザイン及び表示内容は、美観風致を十分考慮して定めるものとする。

第7 既設の路上広告物等の取扱等

(1) 占用許可物件であってこの基準に適合しないものは、占用許可更新の祭に、この基準に適合するよう強力に指導するとともに、耐用年数の経過により改造又は修繕する際には、除去、移転、改造等の必要な措置を命ずるものとする。なおこれらの処理については、今後計画的に順次整理し、3年後に完了するものとする。

(2) 不法占用物件については、この基準に適合するものは占用許可申請を行なわせるものとし、この基準に適合しないものは適合するよう移転、改造等を行なわせれた上で占用許可申請を行わせるものとする。なおこれらの占用許可申請を行なわれないものは所定の手続きにより除去させる。

(3) 本基準実施後に新たに設置される柱類に添加される添加看板については、占用許可を与えないものとする。(消火栓標識、バス停留所標識、防犯灯等公共的目的をもつ物件で、やむを得ない事情により広告つきとなるものについてはこの限りでない。)

(4) 本基準実施前に既に設置された柱類であって、看板の添加されていないものについては、本基準に適合するものであっても、添加看板の占用は慎重に取り扱うものとする。

第8 その他

路上広告物の占用許可を与えるに際しては、この基準によるほか、道路交通法、屋外広告物法及び屋外広告物条例の許可基準をあわせて勘案し、かつ屋外広告物間係と緊密な連絡をとって、公正な処遇を行なうよう努めるものとする。

2.4.4. (広告物関連・地域活性化) 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広
告物の道路占用の取扱いについて (平成20年3月25日、国道利第22号)

【全文抜粋】

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて

近年、地域において自主的に沿道の街並みに配慮した街灯、ベンチ等を道路路上に設置し、道路利用者の利便性の向上や魅力ある街並みの形成を図ろうとする取組みが増加している。また、地方公共団体と地域住民等が一体となってイベントを実施することにより、地域の活性化等に積極的に取り組もうとする事例もみられるところである。

道路環境向上のための自主的な地域活動や施設整備、道路空間における公共的なイベントの実施その他の公共的な取組みは、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものであり、道路交通の安全等と調整を図りつつ、適切に行われていくことが望ましいものである。

一方、これら公共的な取組みに要する費用の一部に充当するため、道路空間において広告物を設置することに對する社会的な要請が高まっているが、そのためには、道路交通の安全の確保、道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整等の観点から、当該地域の関係機関における十分な協議検討も必要となる。

そこで、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用について、新たに別紙のとおり取り扱うことを可能としたので、下記事項に留意の上、事務処理上遺憾のないようになされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。

記

1 本通知は、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用に関し、道路の構造、交通、景観その他地域の状況に応じ、関係機関の協議等に基づき、道路管理者が弾力的な取扱いを行ううことを可能とするものである。

2 本通知に基づき広告物の占用許可を取扱う場合においては、「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」(昭和44年8月20日付け建設省道政発第52号)別紙第4(2)、第5、第6(2)後段及び(3)(放射材料式に係る部分を除く。)、第7(3)及び(4)の規定については適用しない。さらに、交通規制により車両の通行が行われない道路路上に設置する場合であって道路の構造及び交通に支障がないと認められるときは、同通知別紙第4(1)及び(3)(踏切道に係る部分を除く。)、第6(2)前段の規定についても適用しない。

3 本通知は、平成20年4月1日から施行する。ただし、施行の日前の許可に係る占用については、なお従前の例によることができる。

なお、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」(平成19年8月13日付け国道利第7号)は、平成20年4月1日付けで廃止する。

別紙 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて

1 趣旨

道路環境向上のための自主的な地域活動や施設整備、道路空間における公共的なイベントの実施その他の公共的な取組みは、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものがあり、道路交通安全等と調整を図りつつ、適切に行われていくことが望ましいものである。

一方、これら地域における公共的な取組みに要する費用の一部に充当するため、道路空間において広告物を設置することに対する社会的な要請が高まっているが、そのためには、道路交通安全の確保、道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整等の観点から、当該地域の関係機関における十分な協議検討も必要となる。

よって、本通知は、これらの観点から、当該地域の関係機関において統一した取扱いを行うことと同意が形成されたときは、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の占用に關し、当該合意に基づく取扱いを行うことができるよう必要な事項を定めるものである。

2 取扱いの基本

(1) 本通知において、地域における公共的な取組み（以下「地域活動等」という。）とは、地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会その他地域の活動主体等が行う道路環境の向上その他営利を主目的としない活動又は事業であって、それが行われることにより道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものをいう。具体的には、道路の清掃・美化活動、御灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理、地方公共団体と地域住民等が一体となった道路空間において実施するイベント等が想定されるが、地域の状況に応じ、防犯活動等の直接には道路に關しない公共的な活動を含んで差し支えない。

(2) 本通知は、地域活動等を実施するための一助として広告物の占用が必要な場合の取扱いを定めるものであり、地域活動等が高い公共性を有する一方で、それに要する費用が不足し、そのための費用を捻出す手段が他にないなどの場合に、地域活動等に要する費用の一部に広告料を充当するため道路上に広告物の設置を認めるものであり、取扱いに当たっては、他の道路利用者の理解が十分に得られるよう配慮すること。

なお、地域活動等に要する費用の全てを広告料によりまかなうことは必ずしも本通知の趣旨とするところではなく、広告物が必要以上に多数設置され、道路環境や景観に支障が生ずることのないよう十分配慮する必要がある。

(3) 本通知に基づく地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物の占用の許可に当たっては、道路法、道路法施行令等に規定する占用の許可基準に加え、3(1)の連絡協議会において広告物の取扱方針が策定された場合には、これに沿って当該地域における占用の適否を判断すること。ただし、バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加については、その占用場所、構造等の特殊性にかんがみ、別に通知する取扱いによること。

(4) (3)本文にかかわらず、従前から占用を許可しているもの又はイベントなどに伴い一時的に占用するもののいずれかであって、関係機関との調整を特に要しない軽微なものである場合には、取扱方針の策定を行うことなく、本通知の趣旨を踏まえ弾力的に取り扱うこととして差し支えない。

(5) 本通知の対象となる広告物については、広告物が設置されることにより歩道の有効幅員が縮小するなど、道路の有する機能が従前に比べ著しく低下することのないよう道路上に設けられている他の工作物等に添加する形態のものであることを原則とする。ただし、3(1)の連絡協議会において特に必要と認められたときは、これ以外の形態の広告物を対象として差し支えない。

(6) 本通知に基づく運用に当たっては、道路交通安全の確保、良好な道路環境や景観への配慮、屋外広告物条例等による規制との整合、まちづくりの方向性との調和等を図ることが必要になることから、これらを十分踏まえられた取扱方針となるよう配慮すること。特に、観光地、景勝地等自然景観の優れた地域、歴史的な街並みが形成されている地域など、道路と沿道が一体となって良好な景観を形成している地域においては、広告物が設置されることにより、これらの景観を阻害することのないよう、取扱方針を策定して広告物の占用を認めることの可否を含め、関係機関と十分に検討することが必要であること。

また、限られた道路空間において地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物を設置できる活動主体及びその活動内容の調整に当たっては、まちづくりの方向性との調和、活動主体の要望等を踏まえ総合的な判断が求められることに留意されたい。

3 広告物の取扱方針の策定

(1) 道路交通安全の確保、良好な道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整、許可手続の円滑化等を図るため、地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物の占用が予定される区域については、関係する道路管理者、警察署、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観担当部署、まちづくり担当部署等による連絡協議会を開催し、関係機関の合意により当該区域内における広告物の取扱方針を策定することができる。

(2) 取扱方針の策定に当たっては、地域活動等の内容と整合がとれたものとするため、当該区域内の道路上に広告物を設置し広告料を活動費用の一部に充当して地域活動等を行うことを検討している活動主体の意見や計画を十分に把握すること。

(3) 取扱方針には、連絡協議会を構成する関係機関等が当該取扱方針に沿って統一的な運用を行うことと合意のもと、次に掲げる事項のうち、連絡協議会が必要と認めるものを定めるものとする。

- (ア) 取扱方針の対象とする区域、路線、道路の部分等に関する事項
- (イ) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容と活動主体等に関する事項
- (ウ) 広告物の形態等に関する事項
- (エ) 広告物の設置主体（占用主体）等に関する事項
- (オ) 広告物の設置期間（占用期間）等に関する事項
- (カ) 広告物の設置場所及び構造等に関する事項
- (キ) 広告物の表示の内容、大きさ等に関する事項
- (ク) 許可の条件、運用上の留意事項（広告料収支の公開方法、取扱方針の変更の手続等）、その他連絡協議会において必要と認める事項

(4) 取扱方針を定めた場合においては、申請者等に対して当該取扱方針に定める事項を十分に周知するとともに、占用許可に当たっては、あらかじめ申請者から計画書等を徴することとし、当該取扱方針に適合するものであることを確認すること。

(5) 取扱方針を定めた場合においては、地域活動等の内容との整合や他の活動主体との公平等の観点から、定期的に連絡協議会において取扱方針の運用状況等を検証するとともに、広告物の設置状況、地域活動等の状況、他の活動主体からの要望等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4 その他

本通知に基づく運用に当たっては、標準取扱例を別途通知することとしているので、これを参考とすること。

2.4.5. (広告物関連・地域活性化) 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広 告物の道路占用の取扱いについて (平成 20 年 3 月 25 日、国道令第 24 号)

【全文抜粋】

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて、「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについては、(平成 20 年 3 月 25 日付け国道令第 24 号、以下「22 号通達」という。)に定められているところであるが、22 号通達の趣旨に倣い、今般標準的な取扱いを別紙のとおり作成したので、下記の事項に留意の上、運用上の参考とされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。

記

1 本取扱いは、22 号通達に基づく広告物の占用の許可に当たった際の道路管理者としての標準取扱いとして作成したものであり、直接に許可基準となるものではない。また、広告物の表示の内容、大きさ等に関する事項については、他の規制との関連等を十分に踏まえ、22 号通達別紙 3 (1) の連絡協議会において、必要に応じて定めることとされたい。

なお、22 号通達別紙 3 (1) の広告物の取扱い方針において、それぞれの地域の状況に応じ、本取扱いと異なる取扱いを定めることは差し支えないことに留意されたい。

2 本取扱いの実施状況を把握するため、22 号通達別紙 3 (1) の広告物の取扱い方針を策定した場合には、当分の間、本省道路局路政課へ通知願いたい。

3 本通知は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱い

1 街灯等占用物件に添加する広告物の取扱い

(1) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容と活動主体等

広告料の充当対象とする地域活動等は、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等の観点から、地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会等が道路管理者から占用許可を得て行う次に掲げる工作物、物件又は施設(以下「利用工作物等」という。)の整備又は維持管理とする。

① 街灯その他道路法施行令第 16 条の 2 各号で定められている工作物又は施設(利用工作物)

② 自転車駐車器具、アーケードその他道路上に設置することにより、当該道路の利用者の利便の増進にも資すると認められる工作物、物件又は施設

(2) 広告物の形態

対象とする広告物は、利用工作物等に対して、協賛者、寄贈者等の名称、商標、商品名等(以下「協賛者名等」という。)を表示する看板等を添加する形態のものとする。

(3) 広告物の占用主体

原則として、広告物を添加する利用工作物等の占用主体が新規に占用許可申請を行うものとする。ただし、利用工作物等の占用主体が広告物の添加に同意していることを書面等により確認できる場合には、この限りでない。

(4) 占用の期間

異なる占用主体が交替で広告物を設置することを前提とする場合等には、必要に応じ、占用の期間を短期に設定するものとする。また、占用の期間は、原則として、広告物を添加する利用工作物等の占用の期間の終期を限度とする。

(5) 広告物の設置場所、構造等

(ア) 広告物を設置する場所は、原則として、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。

(イ) 広告物を道路路上につき出し設置する場合には、道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離が 4.5 m 以上であること。ただし、歩道上においては 2.5 m 以上とすることができる。

(ウ) 利用工作物等に添加する広告物の大きさは、原則として、表示方向から見た場合における当該工作物の幅及び高さを超えないものであること。ただし、街灯に添加するものにあつては、道路路上に 0.8 m を超えてつき出さない範囲において広告物を添加することができる。

(エ) 利用工作物等に広告物を添加する場合には、著しく長大な利用工作物等を除き、原則として当該工作物 1 個につき 1 個(街灯にあつては 1 対)までとする。

(オ) 広告物を設置することにより、利用工作物等の本来の機能若しくは道路景観が著しく損われるおそれがある場合には許可しないものとする。

特に、道路景観の向上を主たる目的に設置される花壇その他道路の緑化のための施設等に添加する広告物については、慎重に取り扱うものとし、許可する場合にも必要最小限の大きさとし、当該施設の協賛者、寄贈者等の名称及び広告料が当該施設の整備又は維持管理に要する費用に充当される旨表示する簡素なものであること。

(例) 花壇その他道路の緑化のための施設等に添加する広告物の表示の大きさは表示方向から見た場合における当該施設等の外郭線内を一平面とみなしたものの大きさの 20 分の 1 以下で、かつ、0.5 m 以下であること。

(キ) 広告物は、明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。

(ク) 広告物の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。

(ク) 広告物の構造又は機能は、歩行者等が注視することによって著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することによってその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。

(ケ) 広告物の設置方法は、落下等のおそれがないように堅固に設置するほか、広告物が添加される利用工作物等の倒壊、損傷等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

特に、利用工作物等が老朽化している場合にあっては、広告物を添加することにより倒壊、損傷等のおそれが生じないよう慎重に取扱うものとする。

(コ) 広告物の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものでないことを原則とする。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため、必要と認められる安全策が講じられるものであること。

(6) 占用の許可の条件

広告物の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じ、次に掲げる条件を附加することとする。

(ア) 事故時における連絡通報体制に関して変更がある場合には、道路管理者に届け出ること。

(イ) 道路管理者による監督処分等により利用工作物等の移設、撤去等が必要となる事態が生じたときは、当該利用工作物等に添加されている広告物についても同時に移設、撤去等されることを受忍すること。

(ウ) 利便工作物等の占用が廃止されるときは、当該利便工作物等に添加されている広告物も占用を廃止すること。

(エ) 広告物の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。

特に、強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。

(オ) 広告物の取扱いは、下記の各号に掲げる事項。

① 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。

② 広告物は、反射材式でないこと。

③ 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。

④ 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること。

(7) 運用上の留意事項

(ア) 広告物を添加することを主たる目的として利便工作物等を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、広告物の添加とあわせて利便工作物等の占用がなされる場合には、当該利便工作物等の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。

(イ) 広告物の占用許可の申請に際しては、当該広告物を添加する利便工作物等の管理体制、管理の方法等を定めた管理規定等を徴すること。ただし、当該利便工作物等の占用許可に際し、既に管理規定を徴している場合にあってはこの限りでない。

(ウ) 利便工作物等の占用主体と広告物の占用主体とが異なる場合には、次の各号に掲げる事項について確認すること。

① 広告物を添加する利便工作物等を使用する権利は、当該利便工作物等の設置時における費用負担関係を問わず、当該利便工作物等の占用主体が有すること。

② 利便工作物等に添加する広告物からの広告料が、当該利便工作物等の整備又は維持管理に要する費用に充当されること。

③ 利便工作物等及び広告物の設置又は管理に起因して、道路管理に支障が生じ、又は第三者に損害を与えたときは、それぞれその占用主体が、その支障の原因関係に応じて責任を負うこと。この場合における各占用主体と道路管理者との間及び占用主体の相互間の連絡通報関係並びに各占用主体における責任の所在が明確であること。

④ 道路管理者が利便工作物等の占用主体に対し、監督処分等により利便工作物等の移設、撤去等を命ずる場合には、当該利便工作物等及びこれに添加する広告物の占用主体においても、当該広告物の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。

⑤ 利便工作物等の占用を廃止するとき、当該利便工作物等に添加する広告物も占用を廃止すること。

⑥ 利便工作物等に添加する広告物の占用を廃止する場合における当該利便工作物等の存置の可否及び権利関係について、占用主体双方の協議等により妥当な取扱いが定められること。

(エ) 広告物の占用に当たっては、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されることを前提とするものであることにかんがみ、占用主体等が、自ら積極的に広告料の収支状況を公開するなど透明性を確保するとともに、広告料が利便工作物等の整備又は維持管理に要する費用の一部に充当される旨を併せて表示するなど他の道路利用者の理解が得られるよう配慮すること。

2 地域活性化等イベントに伴う広告物の取扱い

(1) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容と活動主体等

広告料の充当対象とする地域活動等は、地域の活性化や賑わいの創出等の観点から以下のいずれかの者が実施主体として行うイベント（以下「地域活性化等イベント」という。）とする。

① 地方公共団体

② 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等

③ 地方公共団体が支援するイベント（地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該イベントに係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの）の実施主体

④ その他連絡協議会において実施主体として適当であると認められた者

(2) 広告物の形態

対象とする広告物は以下のいずれかの形態のものとする。

(ア) 地域活性化等イベントの実施に伴い、道路管理者から占用許可を得て道路上に設置する工作物、物件又は施設（イ）に掲げるものを除く。以下「イベント工作物」という。）に対して、協賛者名等を表示する看板等を添加する形態、若しくはイベント工作物に協賛者名等を表示する形態のもの。

(例) 協賛者名を表示する看板を仮設ステージに添加

店名が表示されたオーブンカフェ・パザールの設置

(イ) 地域活性化等イベントに係る開催時期の告知、会場案内、歓迎装飾等を目的に設置する看板等に協賛者名等を表示する形態のもの。

(例) 協賛者名を表示したイベント開催時期の告知看板の設置

協賛者名を表示した歓迎装飾パナールを利便工作物等に添加

(ウ) 地域活性化等イベントの実施に伴い、交通規制により車両の通行が行われない道路の区間内かつ時間内であって、もっぱら当該イベントの用に供されていることが明らかである場合に協賛者名等を表示する看板等を設置する形態のもの。

(例) 公道マラソンのコース沿いに協賛者名を表示する看板を設置

パレードのコース沿いに商品名を表示する横断幕を設置

(3) 広告物の占用主体

原則として、地域活性化等イベントの実施主体が新規に占用許可申請を行うものとする。

(4) 占用の期間

占用の期間は、原則として、地域活性化等イベントの開催期間（イベント工作物の設置及び撤去に要する期間を含む。）を限度とする。ただし、当該イベントに係る開催時期の告知、歓迎装飾等を目的に設置される（2）（イ）に該当する広告物であって、当該イベントの開催前に設置することによりやむを得ない事情があると認められる場合には、この限りでない。

(5) 広告物の設置場所、構造等

(ア) 広告物を設置する場所は、原則として、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。

(イ) 広告物を道路上につき出し設置する場合には、道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離が4.5m以上であること。ただし、歩道上においては2.5m以上とすることができる。

(ウ) 広告物の形態が（2）（ア）に該当するものについては、イベント工作物に添加する広告物の大きさが、原則として表示方向から見た場合における当該イベント工作物の幅及び高さを超えないものであること。

(エ) 広告物の形態が（2）（イ）に該当するものについては、看板等を設置する主たる目的にかんがみ、協賛者名等の表示の大きさは、原則として、表示面積全体の半分を超えないものとする。

なお、地域活性化等イベントに係る開催時期の告知、会場案内、歓迎装飾等を目的に設置する看板等の

うち、協賛者名等の表示がない看板等が含まれる場合には、これを（２）（イ）に該当するものと同一の基準のもと取扱うこととして差し支えない。

（オ） 広告物の形態が（２）（ウ）に該当するものについては、交通規制により車両の通行が行われないことを前提として広告物の設置を認めるものであることから、交通規制が行われる時間内に限り設置されるものであること。

（カ） 広告物を設置することにより、イベント工作物の本来の機能若しくは道路景観が著しく損われるおそれがある場合には許可しないものとする。

（キ） 広告物は、明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。

（ク） 広告物の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。

（ケ） 広告物の構造又は機能は、歩行者等が注視することによって著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することによってその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。

（コ） 広告物の設置方法は、落下等のおおそれがないように堅固に設置するほか、広告物が添加される工作物等の倒壊、損傷等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

特に、広告物の形態が（２）（ウ）に該当するものについては、沿道に多くの歩行者又は見物者が滞留することが予想されることなどから、歩行者等が接触することによる広告物の倒壊等による事故を防止するための安全策が講じられるものであること。

（サ） 広告物の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものでないことを原則とする。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため、必要と認められる安全策が講じられるものであること。

（ウ） 占用の許可の条件

広告物の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附すこととする。

（ア） 事故時における連絡通報体制に関して変更がある場合には、道路管理者に届け出ること。

（イ） 道路管理者による監督処分等によりイベント工作物の移設、撤去等が必要となる事態が生じたときは、当該イベント工作物に添加されている広告物についても同時に移設、撤去等されることを受忍すること。

（ウ） イベント工作物の占有が廃止されるときは、当該イベント工作物に添加されている広告物も占有を廃止すること。

（エ） 広告物の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。

特に、強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。

（オ） 広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。

① 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。

② 広告物は、放射材式でないこと。

③ 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。

④ 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること。

（フ） 運用上の留意事項

（ア） 広告物を添加することを主たる目的としてイベント工作物を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、広告物の添加とあわせてイベント工作物の占有がなされる場合には、当該イベント

工作物の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。

（イ） 広告物の形態が（２）（ア）に該当するものうち、イベント工作物に協賛者名等を表示する形態のものについては、これを一の占有物件として取扱うものとする。

（ウ） 広告物の占有に当たっては、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されることを前提とするものであることにかんがみ、占有主体等が、自ら積極的に広告料の収支状況を公開するなど透明性を確保するとともに、広告料が地域活性化等イベントの開催に要する費用の一部に充当される旨を併せて表示するなど他の道路利用者の理解が得られるように配慮すること。

2.4.6. (広告物関連・バス停上屋) バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占有の取扱いについて(平成20年3月25日、国道第26号)

【全文抜粋】

バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占有の取扱いについて

「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占有の取扱いについて(平成20年3月25日付け国道第22号。以下「22号通達」という。)

別紙2(3)に基づき、バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占有の取扱いを別紙1及び2のとおり定めたので、下記の事項に留意の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。

記

1 本通知については、バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る従前の取扱いに変更を加える趣旨ではなく、22号通達の発出に伴う表現上の整合性の観点からの形式的な修正を加えるものである。

2 本通知は、平成20年4月1日から施行する。ただし、施行の日前の許可に係る占有については、なお従前の例によることができる。なお、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占有の取扱いについて(平成19年8月13日付け国道第9号)」は、平成20年4月1日付けで廃止する。

別紙1 バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占有の取扱いについて

1 広告料の充当対象

広告料の充当対象は、バス利用者たる市民の日常生活における利便性の向上、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の観点から、バス事業者(地域においてバス事業者に代わり上屋の整備等を行うこととされている団体がある場合には、当該団体を含む。以下同じ。)が道路管理者から占有許可を得て行う次に掲げる工作物又は物件の整備又は維持管理とする。

- ① バス停留所に設置される上屋(以下単に「上屋」という。)
- ② ①に付随して設けられるバス利用者向けのロケーションシステム、ベンチなどバス利用者の利便に著しく寄与する工作物又は物件(以下「ロケーションシステム等」という。)

2 広告物の形態

対象とする広告物は、上屋に添加される広告板(以下「添加広告板」という。)とする。

3 広告物の占有主体

添加広告板については、添加広告板を用いて広告事業を行おうとする者(以下「広告事業者」という。)が、新規の占有許可申請を行う。この場合の広告事業者には、バス事業者が自ら添加広告板を用いて広告事業を行う場合における当該バス事業者も含まれる。なお、上屋に設置される壁面のうち、その全面又は大部分が広告板として使用される構造であるものについても、その広告板としての効用にかんがみ、これを添加広告板として取り扱うものとする。

4 添加広告板の設置場所、構造等

原則として、添加広告板の設置場所、構造等については、次の各号に掲げるところによるものとする。ただし、6(1)の連絡協議会において、道路の構造、交通、景観その他の地域の状況に応じて、これと異なる基準を設けることとした場合には、この限りでない。

(1) 添加広告板の設置場所は、上屋の壁面(添加広告板が壁面の効用を兼ねる場合は、壁面に相当する位置を含む。以下4において同じ。)のうち、車道から上屋に正対して正面の車道側及び左側の壁面以外とすること。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合はこの限りでない。

(2) 添加広告板を設置した後の歩道等の有効幅員を確保できないう等により、(1)によることが適当でない場合には、開口部と添加広告板との間の壁面を透明にするなどして安全を確保するとともに、(3)による安全策が十分に講じられるときには、車道から上屋に正対して正面の車道側の壁面について、添加広告板の設置を認めることができる。

(3) 添加広告板により生ずる死角からの車道への飛び出し事故や自転車等とバス乗降客との出会い頭の接触事故を防止するための安全策が十分に講じられるものであること。

特に、添加広告板の最下部と路面との間に適当な間隔を確保しておくこと。ただし、防護柵の設置その他の手段により安全策が十分に講じられる場合には、この限りでない。

(4) 添加広告板を用いて掲示される広告物は、明らかに運転者に対し訴求するものではないこと。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合はこの限りでない。

(5) 添加広告板の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内のものであること。

(6) 添加広告板の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。

(7) 上屋と添加広告板とは一体的な構造とすること。ただし、既設の上屋に添加広告板を設置する場合において、一体的な構造とすることが技術的に困難であるときは、倒壊、落下、はく離等のおそれなく、かつ添加広告板に実質的に上屋の壁面としての機能が認められる構造である場合には、この限りでない。

(8) 添加広告板の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通の支障を生じさせるおそれのないものであること。なお、周囲の環境との調和を著しく損なうおそれがない場合には、照明式とすることができ。

(9) 添加広告板の構造は、広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

(10) 添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1面につき2㎡以内であること。なお、添加広告板の枠部分等への広告事業者等の名称、企業ロゴ等の表示については、破損時における通報先等当該添加広告板等の管理上やむを得ないもの並びに広告料収入が上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されている旨表示するものを除き、当該文字等の部分を表示面積に含めるものとする。

(11) 広告物の掲示面は、表裏2面に表示する場合を含めて、全体で2面以内であること。ただし、3面以上の掲示面を設けても、車両または歩行者の通行の状況等により、当該広告物が、運転者に対し訴求するものとならないことが明らかであると認められる場合には、この限りでない。

5 占用の許可の条件

添加広告板の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附することとする。

(1) 上屋及び添加広告板の設置、維持管理及び運用等に係る当事者間の契約のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは事故時における連絡通報関係の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。

(2) 添加広告板を用いて掲示する広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。

(ア) 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。

(イ) 広告物は、反射材料式でないこと。

(ウ) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。

(エ) 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること。

6 上屋等整備・管理計画の提出について

(1) 地域において既設の上屋を含む相当数の上屋に添加広告板が設置されることが見込まれるなど、許可手続きを円滑に行うために必要と認められる場合には、添加広告板を設置しようとする上屋の設置場所及び添加広告板の設置場所、構造並びに広告料収入の充当先（広告料収入をその整備又は維持管理に必要な費用に充当しようとする物件の種類別、設置場所、構造、設置時期等）等を定めた全体的な計画（以下「上屋等整備・管理計画」という。）をバス事業者から提出させるとともに、関係する道路管理者、警察署長、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観行政団体の景観担当部署等による連絡協議会を開催し、バス事業者から説明を求めるなどして、当該計画に関する各機関の調整を図ること。

(2) 当該計画を変更しようとする場合の手続きは、(1)の手続に準じて取扱うこととする。ただし、連絡協議会において当該計画の変更時の取扱いを定めている場合にはこの限りでない。

(3) 上屋等整備・管理計画を提出している場合には、バス事業者及び広告事業者は、当該計画に沿って占用許可申請を行うものとする。

7 運用上の留意事項

(1) 添加広告板を設置することを主たる目的として上屋を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、添加広告板の設置とあわせて上屋の占用がなされる場合には、当該上屋の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。

(2) 添加広告板の占用許可の申請に際しては、添加広告板を設置する上屋の管理体制、管理の方法等を定めた管理規定等を徴すること。ただし、上屋の占用許可に際し、既に管理規定等を徴している場合にあってはこの限りでない。

(3) 上屋の占用主体と添加広告板の占用主体とが異なる場合には、次の各号に掲げ事項について確認すること。

(ア) 上屋を使用する権利は、当該上屋の設置時における費用負担関係を問わず、バス事業者が有すること。

(イ) 添加広告板を用いた広告事業により広告事業者が得る収入が、上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されること。

(ウ) 上屋及び添加広告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じたときは、それぞれの占有者であるバス事業者又は広告事業者が、その支障の原因関係に応じて道路管理者に責任を負うこと。また、この場合における各事業者と道路管理者との間及び両事業者の相互間の連絡通報関係並びに各事業者における責任の所在が明確であること。

(エ) 道路管理者が上屋の占用主体たるバス事業者に対し、監督処分等により上屋の移設、撤去等を命ずる場合には、当該上屋及びこれに設置される添加広告板の所有権を有する広告事業者においても、添加広告板の移設、撤去等を含めてこれに忠じる用意があること。

(オ) 上屋の占用を廃止するときは、当該上屋に設置されている添加広告板も占用を廃止すること。

(カ) 添加広告板の占用を廃止する場合における、上屋の存置の可否及び権利関係について、バス事業者と広告事業者との協議等により妥当な取扱いが定められること。

8 その他

(1) 添加広告板の具体的な設置形態及び広告物の表示方向等については、別紙2を参考とすること。

(2) 本取扱いの実施状況を把握するため、6(1)の連絡協議会において、本通知と異なる基準を設けることとした場合には、当分の間、本省道路局路政課へ通知願いたい。

(3) 添加広告板の占用料は、広告事業者から徴収するが、その取扱いに当たり、一の添加広告板の表裏2面に広告物を表示しているものの占用料については、「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成8年1月26日建設省道政発第3号、第3号の2、第3号の3）記1(6)を適用する。

2.4.7. (食事・購買施設関連)地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて
(平成 17 年 3 月 17 日、国道利第 28 号)

【全文抜粋】

地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて

平成 17 年 3 月 17 日 国道利第 28 号
各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、国土交通省道路局長通知
平成 17 年 3 月 17 日 国道利第 29 号
各都道府県知事、各政令市長、道路関係四公団の長あて 国土交通省道路局長通知

近年、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から、地方公共団体や地域住民・団体等が一体となって取り組むイベントの活用場として、道路が注目されており、このようなイベントに伴う道路占用の許可については、別添の参考資料のとおり「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）」や「地域再生推進のためのプログラム（平成 16 年 2 月 27 日地域再生本部決定）」において、その弾力化に向けた措置が求められているところである。

しかしながら、道路が国民の負担により建設管理される公共用物であることや、道路上への物件の設置は、特定人により排他的な使用となる要素があることから、道路の活用に当たっては、公共的な要素等を判断基準としているところである。

このため、道路の活用に対する要請に応えつつ、適切な道路の管理が図られるよう、別紙のとおり許可基準を定めたので、地域の活性化等に資するイベントに伴う道路占用の許可に当たっては、下記事項に留意の上、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調査済である。

また、路上イベント等の地域活動を実施しようとする者を対象に、本通知と同趣旨の内容を盛り込んだ地域活動の円滑化のためのガイドラインを別途策定、公表することとしており、当該ガイドラインについても追って添付するので参考とされたい。

記

1 地域の活性化等に資する路上イベントは、一時的に実施されるものに限らず、特定の曜日等に継続的かつ反復的に行われるものも見られることから、このような路上イベントに伴う道路占用の許可申請に当たっては、その都度申請を行わせるなど申請者に必要以上の申請を求めないものとする。

なお、許可の判断に当たっては、当該道路の交通状況を勘案し、関係機関と緊密な連携を図ること。
2 別紙の基準は、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から、道路占用の許可に当たり弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として支援するものとしての要件を定めたものであるが、当該基準に該当しない場合であっても、個別具体の事例に応じて、実施主体等に対し適切な助言、情報提供を行い、道路占用の円滑化に配慮すること。

(別紙)

地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用許可基準

1 趣旨

路上で行おうとするイベント（以下「路上イベント」という。）に伴う道路占用の許可に当たり、当該路上イベントが以下の要件を満たす場合には、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として当該路上イベントを支援するものとする。

2 要件

(1) 路上イベントの目的

路上イベントは、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から、地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの（路上イベントについて、地方公共団体が実施するものではない場合や地方公共団体が協議会等に参加していない場合であっても、地域住民・団体等が一体となって取り組み、かつ、地方公共団体が、地域の活性化等の観点から当該路上イベントを支援するもの（支援する理由及び内容並びに当該路上イベントに係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの）を含む。）であること。

(2) 占用主体

路上イベントに伴う占用は、以下のいずれかの者が一括して占用するものであること。

イ 地方公共団体

ロ 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等

ハ 地方公共団体が支援する路上イベント（地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該路上イベントに係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの）の実施主体

(3) 占用の場所

イ 道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。

ロ 歩道上に路上イベントに伴う占用物件を設置する場合には、原則として、十分な歩行空間（交通量が多い場所にあつては 3.5m以上、その他の場所にあつては 2m以上）を確保すること。ただし、曜日若しくは時間を限って実施する場合は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りではない。

(4) 占用物件の構造

道路の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観等を妨げるものでないこと。

3 占用許可の条件

占用の許可に当たっては、占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

イ 迂回路や駐車場等の交通案内を行うこと。

ロ 路上イベントにより多数の乗客が見込まれる場合は、十分な駐車場等を確保すること。

ハ 路上イベント終了後は、道路の清掃を行い、原状回復すること。

ニ その他道路管理者が必要と認める事項。

2.4.8. (自転車駐車器具関連) 道路法施行令の一部改正について (平成 18 年 11 月 15 日、国道利第 31 号)

【別紙】自転車、原動機付自転車又は二輪自動車又は二輪自動車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用許可基準 抜粋】

1 趣旨

道路法における自転車、原動機付自転車又は二輪自動車(以下「自転車等」という。)の放置問題の解消に資するため、道路法第 3 2 条第 1 項第 7 号に基づく道路法施行令(以下「令」という。)第 7 条に定める工作物、物件又は施設に、第 8 号として自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(以下「自転車等駐車器具」という。)を追加することとしたところ、その構造や占用の場所によって、歩行者又は自転車(以下「歩行者等」という。)の安全で円滑な通行に支障を与えることがあることなどにかんがみ、占用許可基準を策定したので、占用の許可に当たっては、道路法及び令に規定する占用の許可基準に加え、この基準により事務を取り扱い、道路管理の適正を期すものとする。なお、自転車等駐車器具の占用に当たっては、本基準に加え、別途通知される路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針(平成 18 年 11 月 15 日付け国道交安第 28 号)を参考にすること。

2 方針

(1) 自転車等駐車器具の占用を認めることとしたのは、道路上における放置自転車等の問題の早期解決など、歩行者等の安全で円滑な通行を確保することが喫緊の課題となつていることを踏まえてのものであることにかんがみ、次のいずれにも該当するものであることとする。

ア 放置自転車等が問題となつていない地域等において、これらが整序されることにより、歩行者等の安全で円滑な通行に資する等相当の公共的利便に寄与するものであること。
イ 自転車等駐車器具は、逼迫する駐車場需要に対応するという公益性が大きいことから占用を認めるものであることから、一般公共の用に供するものであること。

(2) 占用主体は、地方公共団体、公益法人、公共交通事業者、商店会その他自転車等駐車器具を適切に管理し、これに駐車される自転車等を適切に整序する能力を有すると認められる者とする。

(3) 自転車等駐車器具の占用に当たっては、放置自転車等の整理や撤去、当該地域における街づくり等に関する各種施策等との整合性を確保するため、占用主体、占用の場所、駐車料金の額や徴収方法などの運営形態等について、関係地方公共団体等と十分に調整し、その意見、要望等を反映したものとすること。

3 占用の場所

自転車等駐車器具の占用の場所については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 自転車等駐車器具の占用の場所

ア 車道以外の道路の部分(分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。以下同じ。)に設けること(令第 11 条の 7 第 1 項第 1 号)。交通のふくそうする場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を選挙するなど、当該道路及びその周辺の状況等からみて適当な場所であること。

イ 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること(令第 11 条の 7 第 1 項第 2 号)。歩行者等の安全で円滑な通行に支障を与えることがないよう設置するため、自転車等駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに、歩行者等が通行することができる自転車道、自転車歩行者道又は歩道(以

下「歩道等」という。)の部分の一方の側の幅員を以下のとおり確保すること。
ただし、横断歩道橋の下の歩道上や植樹帯間に設ける場合など、当該駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに、歩行者等が通行することができる部分の一方の側の幅員が従前を下回らない場合で、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合においては、この限りではない。

① 自転車道については、道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)第 10 条第 3 項本文に規定する幅員であること。

② 自転車歩行者道については、道路構造令第 10 条の 2 第 2 項に規定する幅員であること。

③ 歩道については、道路構造令第 11 条第 3 項に規定する幅員であること。

ウ 原則として交差点等の地上に設けないこと(令第 11 条の 7 第 2 項)。

横断歩道橋の下の歩道上に設ける場合など、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこと。

エ 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること(令第 11 条の 7 第 2 項)。

オ 特定連絡路附属地に設ける場合にあつては、一般工作物等の占用の場所の基準を準用すること(令第 11 条の 7 第 2 項)。

カ 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所であること。

(2) 原動機付自転車等駐車器具の占用の場所

ア 車道以外の道路の部分(分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。)内の車道に近接する部分であること(令第 11 条の 8 第 1 項第 1 号)。

イ 駐車するために原動機付自転車又は二輪自動車(以下「原動機付自転車等」という。)に乗車したまま歩道等内を通行して、歩行者等との交通事故を惹起させることのないよう車道に近接する部分に設けること。この場合においては、交通のふくそうする場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を選挙するなど、当該道路及びその周辺の状況等からみて適当な場所であること。

2.5. 事務連絡

2.5.1. 都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用の許可基準の特例の運用等に あたったの留意事項について（事務連絡、平成 24 年 1 月 18 日）

各地方整備局道路部路政課長殿
北海道開発局建設部建設行政課課長補佐殿
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課長殿
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
総務部管理課長殿

国土交通省道路局
路政課道路利用調整室課長補佐

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用の

許可基準の特例の運用等に当たったの留意事項について

都市再生特別措置法に規定する占用許可特例の取扱いについては、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」（平成 23 年 10 月 20 日付け国道令第 20 号道路局路政課長通知。以下「改正通知」という。）及び「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」（平成 23 年 10 月 20 日付け国道令第 22 号道路局路政課長通知。以下「取扱通知」という。）により通知したところですが、下記の事項についても留意いただくようお願いいたします。

なお、管内道路管理者に参考送付をお願いします。
記

1. 道路占用の許可基準の特例の運用について
取扱通知別紙 1「4 選定委員会の設置及び提案募集要領の策定」で定める「特例道路占用区域で特定の者が占有を行うことについて十分な理由がある場合」には、都市再生整備計画の決定段階において、同等の手続きにより公平性の確保がされた上で事業主体が定められている場合が含まれるものであること。
2. 継続的に占有されている露店の取扱いについて
道路法 32 条第 1 項第 6 号に規定する露店は、臨時的に設置されるもので、土地に定着せず、簡単に取り払えるものに限ると解されているところ、占用許可の更新が行われ継続的に設置されている事例が散見される。このような施設については、道路法施行令第 7 条第 6 号に規定する食事施設に該当する場
合があると考えられるところ、今後は、占用許可の更新等の機会をとらえ、回号に規定する食事施設等として許可を行うこと。この場合、占用料の算定方式に差異が生ずることから、占用主体の理解を得られるよう、事前説明を十分に行うこと。

3. 都市景観の向上等のための物件の取扱いについて
次に掲げる物件については、これまでも都市景観の向上等のためには道路区域に設置せざるを得ないとして無余地性の原則を充足する機会が多く、占用が認められてきたところである。今回、占用特例の対象とはされないが、これまでの取扱いを変更する趣旨ではないので、従来どおり適切に取り扱わ
れたい。

- (1) 歩行者の休憩の用に供するベンチまたはその上屋
- (2) 花壇その他道路の緑化のための施設
- (3) 彫像その他美術工芸品であって良好な景観の形成に寄与するもの等

3. 道路交通法関連

3.1. 法律

3.1.1. 道路交通法

【2、77 条抜粋】

第一章 総則（第一条―第九条） 一部抜粋

第二章 歩行者の通行方法（第十条―第十五条）

第三章 車両及び路面電車の交通方法

- 第一節 通則（第十六条―第二十一条）
- 第二節 速度（第二十二条―第二十四条）
- 第三節 横断等（第二十五条・第二十五条の二）
- 第四節 追越し等（第二十六条―第三十二条）
- 第五節 踏切の通過（第三十三条）
- 第六節 踏切における通行方法等（第三十四条―第三十七条）
- 第六節の二 横断歩行者等の保護のための通行方法（第三十八条・第三十八条の二）
- 第七節 緊急自動車等（第三十九条―第四十一条の二）
- 第八節 徐行及び一時停止（第四十二条・第四十三条）
- 第九節 停車及び駐車（第四十四条―第五十条）
- 第九節の二 違法停車及び違法駐車に対する措置（第五十条の二―第五十一条の十五）
- 第十節 灯火及び合図（第五十二条―第五十四条）
- 第十一節 乗車、積載及び牽引（第五十五条―第六十一条）
- 第十二節 整備不良車両の運転の禁止等（第六十二条―第六十三条の二）
- 第十三節 自転車の交通方法の特例（第六十三条の三―第六十三条の十）

第四章 運転者及び使用者の義務

- 第一節 運転者の義務（第六十四条―第七十一条の六）
 - 第二節 交通事故の場合の措置等（第七十二条―第七十三条）
 - 第三節 使用者の義務（第七十四条―第七十五条の二）
- 第四章の二 高速自動車国道等における自動車の交通方法等の特例
- 第一節 通則（第七十五条の三・第七十五条の三）
 - 第二節 自動車の交通方法（第七十五条の四―第七十五条の九）
 - 第三節 運転者の義務（第七十五条の十・第七十五条の十一）

第五章 道路の使用等

- 第一節 道路における禁止行為等（第七十六条―第八十条） 一部抜粋
- 第二節 危険防止等の措置（第八十一条―第八十三条）

第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

- 第一節 通則（第八十四条―第八十七条）
- 第二節 免許の申請等（第八十八条―第九十一条）
- 第三節 免許証等（第九十二条―第九十五条）

- 第四節 運転免許試験（第九十六条―第九十七条の三）
- 第四節の二 自動車教習所（第九十八条―第一百条）
- 第四節の三 再試験（第一百条の二・第一百条の三）
- 第五節 免許証の更新等（第一百一条―第一百二条の二）
- 第六節 免許の取消し、停止等（第一百三条―第一百七条）
- 第七節 国際運転免許証及び外国運転免許証並びに国外運転免許証（第一百七条の二―第一百七条の十）
- 第八節 免許関係事務の委託（第一百八条）
- 第六章の二 講習（第一百八条の二―第一百八条の十二）
- 第六章の三 交通事故調査分析センター（第一百八条の十三―第一百八条の二十五）
- 第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進（第一百八条の二十六―第一百八条の三十二の二）
- 第七章 雑則（第一百八条の三十三―第一百十四条の七）
- 第八章 罰則（第一百五一条―第二百二十四条）
- 第九章 反則行為に関する処理手続の特例
 - 第一節 通則（第二百二十五条）
 - 第二節 告知及び通告（第二百二十六条・第二百二十七条）
 - 第三節 反則金の納付及び仮納付（第二百二十八条―第一百二十九条の二）
 - 第四節 反則者に係る刑事事件等（第二百三十条・第二百三十条の二）
 - 第五節 雑則（第二百三十一条・第二百三十二条）

附則

- (定義)
- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 道路 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第八項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
 - 二 歩道 歩行者の通行の用に供するため緑石線又ははさくその他これに類する工作物によつて区画された道路の部分を含む。
 - 三 車道 車両の通行の用に供するため緑石線若しくははさくその他これに類する工作物又は道路標示によつて区画された道路の部分を含む。
 - 三の二 本線車道 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）又は自動車専用道路（道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）の本線車線により構成する車道をいう。
 - 三の三 自転車道 自転車の通行の用に供するため緑石線又ははさくその他これに類する工作物によつて区画された車道部分を含む。
 - 三の四 路側帯 歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によつて区画されたものをいう。
 - 四 横断歩道 道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分を含む。
 - 四の二 自転車横断帯 道路標識等により自転車の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分を含む。
 - 五 交差点 十字路、丁字路その他二以上の道路が交わる場合における当該二以上の道路（歩道と車道の区別のある道路においては、車道）の交わる部分を含む。
 - 六 安全地帯 路面電車に乗降する者若しくは横断して歩行者の安全を図るため道路に設けられた島状の施設又は道路標識及び道路標示により安全地帯であることが示されている道路の部分を含む。
 - 七 車両通行帯 車両が道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路の部分を含む。
 - 八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
 - 九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。
 - 十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のものをいう。
 - 十一 軽車両 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。
 - 十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クラシクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）を含む。
 - 十一の三 身体障害者用の車いす 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車いす

す（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）をいう。
十二 トロリーバス 架線から供給される電力により、かつ、レールによらないで運転する車をいう。
十三 路面電車 レールにより運転する車をいう。
十四 信号機 電気により操作され、かつ、道路の交通に関し、灯火により交通整理等のための信号を表示する装置をいう。

十五 道路標識 道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいう。
十六 道路標示 道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路標、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。

十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いることをいう。
十八 駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九 停車 車両等が停止することで駐車以外のものをいう。
二十 徐行 車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。
二十一 追越し 車両が他の車両等に追いついた場合において、その進路を変えてその追いついた車両等の側方を通過し、かつ、当該車両等の前方に出ることをいう。

二十二 進行妨害 車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることをいう。

二十三 交通公害 道路の交通に起因して生ずる大気汚染、騒音及び振動のうち内閣府令・環境省令で定めるものによつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 道路法第四十五条第一項の規定により設置された区画線は、この法律の規定の適用については、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、道路標示とみなす。

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。
一 身体障害者用の車いす、歩行補助車等又は小児用の車を通行させている者
二 次条の大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車又は二輪若しくは三輪の自転車（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）を押して歩いている者

（道路の使用の許可）

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

- 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- 二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- 三 場所を移動しないので、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を設けようとする者
- 四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

2 前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。
- 二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき。
- 三 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。
- 3 第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。
- 4 所轄警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。
- 5 所轄警察署長は、第一項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。
- 6 所轄警察署長は、第三項又は第四項の規定による条件に違反した者について前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りでない。
- 7 第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第五項の規定により当該許可が取り消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。

（罰則 第一項については第百九十九条第一項第十二号の四、第百二十三条第三項及び第四項については第百九十九条第一項第十三号、第百二十三条、第七項については第百二十条第一項第十三号、第百二十三条）

3.2. 政令
関連政令なし

3.3. 省令
関連省令なし

3.4. 通達

3.4.1. (改正関連)都市再生特別措置法の一部を改正する法律及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う交通警察の対応について (平成 23 年 10 月 20 日、警察庁丙規発第 24 号)

【全文抜粋】

都市再生特別措置法の一部を改正する法律及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う交通警察の対応について (通達)

都市再生特別措置法の一部を改正する法律 (平成 23 年法律第 24 号。以下「改正法」という。)は、平成 23 年 4 月 27 日に公布され、その一部が平成 23 年 10 月 20 日から施行されることとなった。また、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (平成 23 年政令第 321 号。以下「改正令」という。)は、平成 23 年 10 月 19 日に公布され、平成 23 年 10 月 20 日から施行されることとなった。今次の改正は、官民の連携を通じて、都市の国際競争力及び魅力を高め、都市の再生を図るため、特定都市再生緊急整備地域制度の創設、都市の再生に貢献する工作物に係る道路占用許可基準の特例制度の創設等の所要の措置を講ずるものである。改正法及び改正令の内容のうち交通警察に関する部分及びそれぞれに伴う交通警察の対応は下記のとおりであるので、その対応に遺憾のないようにされたい。なお、この通達において、「法」とは改正法による改正後の都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号)を、「特措法施行令」とは改正令による改正後の都市再生特別措置法施行令 (平成 14 年政令第 190 号)を、「道路法施行令」とは改正令による改正後の道路法施行令 (昭和 27 年政令第 479 号)をいうものとする。

なお、本通達については、国土交通省と協議済みである。

記

1 特定都市再生緊急整備地域内の都市再生特別地区内における道路の上空を利用した建築物の建築等について (法第 36 条の 2 から第 36 条の 5 まで及び道路法施行令第 7 条関係)

(1) 改正の内容

ア 法の改正の内容

都市再生特別地区に関する都市計画に、特定都市再生緊急整備地域 (都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で定める地域をいう。)内において道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、当該道路の区域のうち、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域 (以下「重複利用区域」という。)を定めることができることとされ、この場合において、当該重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であって空間又は地下について上下の範囲を定めるもの (以下「建築限界」という。)をも定めなければならないこととされた。

イ 道路法施行令の改正の内容

道路占用許可の対象となる工作物、物件又は施設として、重複利用区域内の道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場が追加された。

(2) 対応方針

建築限界を定めるに当たっては、都市計画決定権者は、当該建築限界に係る重複利用区域を管轄する

都道府県公安委員会と調整することとなるが、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）」（平成 23 年 10 月 20 日付け国都まち第 48 号、国都計第 66 号、国道政第 57 号、国住街第 147 号）（別添 1 ）」、その場合、道路の上空利用による視認性の低下によって生ずる道路交通の安全と円滑への影響等について、当該重複利用区域における渋滞や交通事故の発生状況、走行する自動車等の種類の混成率その他の交通実態、信号機及び道路標識等の性能等を勘案し、必要な意見を申し入れること。

特に、当該区域における交通を制限することとならないか、信号機及び道路標識等の視認性を低下させることとならないかといった観点についても、十分検討すること。

2 道路占用許可基準の特例（法第 46 条及び法第 62 条関係）

(1) 改正の内容

ア 法の改正の内容

(ア) 都市再生整備計画への記載事項の追加(法第 46 条関係)

市町村は、都市再生整備計画を作成するに当たり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項第 1 号又は第 4 号から第 7 号までに掲げる施設、工作物又は物件(以下「施設等」という。)のうち、都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であって、同法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可に係るものに関する事項を記載することができることとされた。また、市町村は、都市再生整備計画に当該設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、道路管理者及び都道府県公安委員会に協議し、その同意を得なければならないこととされた。

(イ) 道路占用許可基準の特例(法第 62 条関係)

都市再生整備計画の区域内の道路管理者は、道路法第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、都市再生整備計画の計画期間内に限り、施設等のための道路の占用で次の a から c までに掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができることとされた（無余地性の基準の適用の除外）。

a 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域（以下「特例道路占用区域」という。）内に設けられる施設等（当該指定に係る種類のものに限る。）のためのものであること。

b 道路法第 33 条第 1 項の政令で定める基準に適合するものであること。

c その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。また、道路管理者は、特例道路占用区域を指定しようとするとき、変更しようとするとき及び解除しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならないこととされた。

イ 特措法施行令の改正の内容

ア(ア)の政令で定める施設等として、

(ア) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

(イ) 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの（以下「食事施設等」という。）

(ウ) 道路法施行令第 11 条の 9 第 1 項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものが定められた。また、ア(イ)c の基準として、広告塔等については、

・自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は

交通に著しい支障のない場合を除き、広告塔等の工作物を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができている部分の一方の側の幅員が道路構造令第 10 条第 3 項本文、第 10 条の 2 第 2 項又は第 11 条第 3 項に規定する幅員であること

・ 広告塔又は看板の表示部分を車両（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両をいう。）の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられていることとされた。

(2) 対応方針

法、特措法施行令等に規定されている都道府県公安委員会又は警察署長への協議等についての留意事項は以下のとおりであるので、協議を受けた場合には、迅速かつ適切に対応したい。

ア 市町村が都市再生整備計画へ占用許可の特例に関する記載を行う際の都道府県公安委員会への協議（法第 46 条関係）市町村から都市再生整備計画への占用許可の特例に関する記載を行う際の協議を受けた場合には、当該施設等の設置が交通に与える影響等を勘案し、交通管理者として必要な意見を申し入れた上、交通の安全と円滑に支障がないと判断した場合に同意をすること。

イ 道路管理者が特例道路占用区域を指定する際の警察署長への協議等（法第 62 条関係）道路管理者から特例道路占用区域を指定する際の協議を受けた場合には、当該区域内における交通流等の交通実態を勘案し、当該区域内における施設等の設置が交通の安全と円滑に及ぼす影響等について検討した上、必要な意見を申し入れること。また、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」（平成 23 年 10 月 20 日付け国道利第 22 号）（別添 2）により、道路管理者は、特例道路占用区域を指定した場合に、速やかに特例道路占用区域に係る占用主体の選定のための委員会（以下「選定委員会」という。）を設置することとされており、選定委員会は道路管理者、都道府県公安委員会等で構成されるとされているところである。選定委員会においては、提案募集要領の案の検討及び提案募集に対する応募についての審議を行うこととされており、占用主体の選定等の段階において交通に及ぼす影響等を審議し得ることは、交通管理上有益であると考えられるほか、当該占用主体の道路占用が道路交通法第 77 条第 1 項に規定された道路の使用の許可（以下「道路使用許可」という。）の適用を受けるものである場合は、道路使用許可の申請前に応募についての審議に参加することとは道路使用許可手続の効率化にも資するものであるから、選定委員会において積極的に対応すること。

ウ 道路管理者が特例道路占用区域において占用許可基準の特例を適用して占用許可を与える場合であっても、当該占用許可に係る占用が道路使用許可を規定した道路交通法第 77 条第 1 項の規定の適用を受けられるものである場合にも、これまでも同様に通切に対応すること。なお、改正法の施行に伴い、今後、広告塔、食事施設、自転車駐車器具で自転車を貸与する事業者の用に供するものに係る占用許可について、一定要件の下、無余地性の基準の適用が除外されることとされているが、それらの設置場所、構造等については「占用特例を適用する際の占用許可基準等について」（別添 2 の別紙 2）によることとされているので、この内容を十分把握した上で道路管理者との協議を行うこと。

3 食事施設等の道路占用許可対象物件への追加等（道路法施行令第 7 条及び第 11 条の 7 関係）

(1) 改正の内容

従前は、道路法第 33 条第 2 項第 1 号に規定する高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地に限って設置が認められてきた食事施設等につき、高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路の区域においても占用許可の対象とされた。

また、食事施設等の占用の場所の基準については、以下のいずれにも適合する場所であることとされた。

ア 食事施設等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること
イ 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該食事施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができるときの部分の一方の側の幅員が道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 10 条第 3 項本文、第 10 条の 2 第 2 項又は第 11 条第 3 項に規定する幅員であること

(2) 対応方針

ア 改正により道路占有許可対象物件へ追加された食事施設等については、占有許可基準の特例の対象とはならない場合であっても許可申請は可能となった。この場合にあつては、道路管理者は「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」（平成 23 年 10 月 20 日付け国道利第 20 号）（別添 3）の別紙「食事施設等の占有許可基準等について」によることとされているので、この内容を十分に把握した上で、道路管理者との協議を行うこと。

イ 道路使用許可に関する従来の許可の判断基準を変更するものではないが、この度の改正が想定している食事施設等の占有は従来と比較して長期間の占有となるものであることが考えられることから、当該食事施設等に係る道路使用許可を与える際には、当該食事施設等の設置が直接的に交通の妨害となるおそれがない場合であっても、継続的な営業に伴い、利用者等による慢性的な混雑を発生させることが予想される場合等には、交通の安全と円滑を確保するための自主的な措置を講ずること等の必要な条件を確実に付すこと。

4. 河川法関連

4.1. 法律

4.1.1. 河川法

【6、9～11 条抜粋】

第一章 総則（第一条～第八条）

一部抜粋

第二章 河川の管理

第一節 通則（第九条～第十五条）

一部抜粋

第二節 河川工事等（第十六条～第二十二条の二）

第三節 河川の使用及び河川に関する規制

第一款 通則（第二十三条～第三十七条）

第二款 水利調整（第三十八条～第四十三条）

第三款 ダムに関する特則（第四十四条～第五十一条）

第四款 緊急時の措置（第五十二条～第五十三条の二）

第四節 河川保全区域（第五十四条・第五十五条）

第五節 河川予定地（第五十六条～第五十八条）

第二章の二 河川立体区域（第五十八条の二～第五十八条の七）

第三章 河川に関する費用（第五十九条～第七十四条）

第四章 監督（第七十五条～第七十九条の二）

第五章 社会資本整備審議会の調査審議等及び都道府県河川審議会（第八十条～第八十六条）

第六章 雑則（第八十七条～第一百一条）

第七章 罰則（百二条～百九条）

附則

(河川区域)

第六条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

- 一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域
- 二 河川管理施設の敷地である土地の区域
- 三 堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。第三項において同じ。）の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

2 河川管理者は、その管理する河川管理施設である堤防のうち、その敷地である土地の区域内の大部分の土地が通常の利用に供されても計画高水流量を超える流量の洪水の作用に対して耐えることができる規格構造を有する堤防（以下「高規格堤防」という。）については、その敷地である土地の区域のうち通常の利用に供することができる土地の区域を高規格堤防特別区域として指定するものとする。

3 河川管理者は、第一項第二号の区域のうち、その管理する樹林帯（堤外の土地にあるものを除く。）の敷地である土地の区域（以下単に「樹林帯区域」という。）については、その区域を指定しなければならない。

4 河川管理者は、第一項第三号の区域、高規格堤防特別区域又は樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを變更し、又は廃止するときは、同様とする。

5 河川管理者は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港湾区域又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）に規定する漁港の区域につき第一項第三号の区域の指定又はその變更をしようとするときは、港湾管理者又は漁港管理者に協議しなければならない。

6 河川管理者は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条若しくは第二十五条の二の規定に基づき保安林として指定された森林、同法第三十条若しくは第三十条の二の規定に基づき保安林予定森林として告示された森林、同法第四十一条の規定に基づき保安施設地区として指定された土地又は同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定に基づき保安施設地区に予定された地区として告示された土地につき樹林帯区域の指定又はその變更をしようとするときは、農林水産大臣（都道府県知事が同法第二十五条の二の規定に基づき指定した保安林又は同法第三十条の二の規定に基づき告示した保安林予定森林については、当該都道府県知事）に協議しなければならない。

第二章 河川の管理

第一節 通則

(一級河川の管理)

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3 国土交通大臣は、指定区間を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを變更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、指定区間を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを變更し、又は廃止するときは、同様とする。

5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすることができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による区間の指定について準用する。この場合において、第三項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事及び当該区間の存する指定都市の長」と読み替えるものとする。

7 第五項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的監督は、政令で定める。

(二級河川の管理)

第十条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認め指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定に基づく都道府県知事による区間の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「関係都道府県知事の意見をきかなければ」とあるのは、「当該区間の存する指定都市の長の同意を得なければ」と読み替えるものとする。

4 第二項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的監督は、政令で定める。

(境界に係る二級河川の管理の特例)

第十一条 二級河川の二以上の都府県の境界に係る部分については、関係都府県知事は、協議して別に管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立した場合においては、関係都府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、その成立した協議の内容を公示しなければならない。

3 第一項の規定による協議に基づき、一の都府県知事が他の都府県の区域内に存する部分について管理を行なう場合においては、その都府県知事は、政令で定めるところにより、当該他の都府県知事に代わつてその権限を行なうものとする。

4.2. 政令

4.2.1. 河川法施行令

【1 条抜粋】

第一条 河川法（以下「法」という。）第六条第一項第三号の政令で定める堤外の土地に類する土地は、次の各号に掲げる土地とする。

一 地形上堤防が設置されているのと同一の状況を呈している土地のうち、堤防に隣接する土地又は

当該土地若しくは堤防の対岸に存する土地

二 前号の土地と法第六条第一項第一号の土地との間に存する土地

三 ダムによつて貯留される流水の最高の水位における水面が土地に接する線によつて囲まれる地域内の土地

2 法第六条第一項第三号の政令で定める遊水地は、河川整備計画において、計画高水流量を低減するものとして定められた遊水地とする。

4.3. 省令 関連省令なし

4.4. 通知

4.4.1. 河川敷地の占用許可について（平成11年8月5日、建設省河政発第67号） （最終改正 平成23年3月8日国河政第135号）

【全文抜粋】

（平成11年制定時の通達文）

河川敷地占用許可準則を別紙のとおり定められたので、下記の事項に留意の上、河川敷地の占用許可の適正な執行を図られたく、命により通達する。

なお、平成6年10月17日付け建設省河政発第61号「河川敷地の占用許可について」は、廃止する。

記

一 河川敷地占用許可準則の改正の背景

河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を排除し、又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものである。平成9年度には、河川法（昭和39年法律第167号）の改正がなされ、河川の管理は、治水、利水及び河川環境の整備と保全が達成されるよう総合的に行うべきこと等とされたところであり、これに対応した河川敷地占用許可準則の改正が必要となっていたところである。

二 河川敷地占用許可準則の改正の視点

今回の河川敷地占用許可準則の改正は、次のような視点から行なったものである。

（1）平成8年6月の河川審議会答申「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」において、「川の365日」を意識しつつ河川行政を展開することが重要である旨指摘されたところであり、自然豊かで、貴重なオアシススペースである河川敷地については、河川環境に配慮しつつ、個々の河川の実態に即して、適正かつ多様な利用をより一層推進することにより、国民の河川への親しみを醸成していくことが必要となつてきていること。

（2）河川敷地は、基本的にはその周辺の住民により利用されるものであること等にかんがみ、その占用の許可に当たっては、景観や自然環境との調和を図りつつ街づくりへの活用を図ること、及び地域の意見を十分に反映すること等が重要である。この点については、平成11年3月の第2次地方分権推進計画においても、地域に密着している河川敷地の利用等の分野に関しては、できるだけ地元市町村等の主体性が尊重されるよう、市町村等が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずることとされ、具体的には、地先の河川敷地の利用について地元市町村が主体的に判断できるようにするための包括占用許可を実施することとされたこと。

（3）従来の準則においては必ずしも許可方針が明確でなかった道路としての河川敷地の利用について、その設置が認められる場合を具体的に明示する必要があること。

（4）河川敷地の適正かつ多様な活用を図っていくためには、その占用許可の準則をできる限り具体的で、かつ、国民に分かり易いものとする必要があること。また、占用の許可の運用が厳格に過ぎるのではないかという批判があること。

三河川敷地占用許可準則の運用上の留意点改正後の河川敷地占用許可準則の運用に当たっては、特に以下の点に十分留意する必要がある。

（1）占用の許可の目的となる施設の範囲を従来より拡大したところであり、治水上、利水上又は河

川環境上の支障が生じないよう配慮しつつ、狭あいな国土条件の下で、河川敷地の公共用物としての活用の在り方について十分に検討し、適正な利用が行われるよう制度の運用に当たること。

（2）平成9年度の河川法の改正において、河川整備計画の策定に当たって地域の意見を聴くこととされたことにかんがみ、河川敷地の占用の許可に当たっても同様の手続を設けていること。具体の占用の許可に当たっては、地域の意見を踏まえつつ、占用施設の公共性等を勘案の上、河川管理者が判断すべきこと。

（3）河川環境の保全に対する国民の要請は高まっており、河川環境に係る計画において保全すべきこととされる河川敷地については厳にその保全に努めるべきであること。

（4）河川環境を保全するため、便所、ベンチ等も含め、工作物のデザイン、色彩等を河川全体の景観と調和したものとすることを要があること。

（5）道路の敷地として河川敷地を活用するに当たっては、河川管理上の支障が生じないよう、堤防等の河川管理施設の工事に係る費用の負担方式、洪水時の交通規制等のルールについて、あらかじめ道路・交通担当部局と調整する必要があること。

（6）包括占用許可については、地先の河川敷地の利用について地元市町村が主体的に判断できるよう行うこととされたところであるが、市町村の創意工夫が十分に活かされるよう運用する必要があること。

（7）河川敷地の利用方法は、公共性の高いものを優先する必要があるほか、地域社会の状況変化に対応した適正なものである必要があること。このため、占用の許可の更新に当たっては、改正後の準則に従って適正な運用を行う必要があること。

（8）河川の利用は、洪水、津波等の危険を内包するものであるため、このような緊急時における情報伝達体制を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行なわれるよう、許可条件の付加及びその履行の確保を的確に行う必要があること。

（平成17年一部改正時の通達文）
標記については、平成11年8月5日建設省河政発第67号をもって通達したところであるが、この度、平成16年11月29日付け社会資本整備審議会の答申を受け、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則の一部を改正したので、命により通達する。

なお、この答申においては、河川空間を活用したまちづくり、地域づくりを推進する動きが全国各地で生じていること等を背景に、河川敷地の多様な利用について引き続き要望があることを踏まえ、占用施設について類型の追加・修正等を行うこと、包括占有者の許可対象範囲を広げることなど包括占用制度を改善すること、地元市町村の意見を聴くことについて河川行政実態に即した手続きの一部見直しを行うことなど河川敷地占用許可準則の一部を改める必要があることとされたところである。

（平成22年一部改正時の通達文）

標記については、平成11年8月5日建設省河政発第67号をもって通達したところであるが、この度、平成22年5月17日に策定された国土交通省成長戦略を踏まえ、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則の一部を改正したので通知する。

(別紙)

第一章総則

(目的)

第一 この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。

(定義)

第二 この準則において「河川敷地」とは、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という）第6条第1項の河川区。域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）をいう。

2 この準則において「占用の許可」とは、法第24条の許可をいう。

3 この準則において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。

4 この準則において「河川管理者」とは、法第9条第1項、第2項及び第5項、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項の規定により法第24条の許可を行う者をいう。

(占用許可の手続)

第三 占用の許可に関する手続は、行政手続法（平成5年法律第88号）に定めるところにより、適正に行なわなければならない。

(適用除外)

第四 この準則は、法第23条の水利用のためにする河川敷地の占用には、適用しない。

第二章通則

(占用許可の基本方針)

第五 河川敷地の占用は、第六に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第七項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第八から第十一までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。

2 前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

3 前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認める場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。

4 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について河川管理者が知り得た場合は河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようになしななければならない。

(占用主体)

第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第七項第七号

に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第八号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとする。

一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公團管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）

二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人

三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者

四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者

五 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者

六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（なお、第七項第六号の船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当分の間、同協議会が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た場合とする。）

(占用施設)

第七 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。

一 次のイからホまでに掲げる施設その他の河川敷地その他の河川敷地の福厚生のために利用する施設

イ 公園、緑地又は広場

ロ 運動場等のスポーツ施設

ハ キャンプ場等のレクリエーション施設

ニ 自転車歩行者専用道路

ニ 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設

イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル

ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路

ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設

ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所

ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設

三 次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設

イ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設

ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設

四 次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設

イ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設

ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの

ハ 地下に設置する道路、公共駐車場

四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的に弱い弱な場所に設置するものでないこと。

五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。

3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準（以下「植樹基準」という。）によるものとする。

（他の者の利用との調整についての基準）

第九 河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならぬ。

2 河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されていなければならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。

（河川整備計画等との調整についての基準）

第十 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあっては、当該計画に沿ったものでなければならない。

2 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。

（土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準）

第十一 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならぬ。

2 河川敷地の占用は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体が景観計画に法第24条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならぬ。

（占用の許可の期間）

第十二 占用の許可の期間は、第七項第一号から第七号までに規定する占用施設に係る占用にあつては十年以内、同項第八号に規定する占用施設に係る占用にあつては五年以内で当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。

（占用の許可の内容、条件、監督処分等）

第十三 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するために必要と認められる適切な内容のものとする。

2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。

3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。

4 占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第26条第1項及び第27条第1項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合には、法第77条第1項に規定す

ニ 売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）

ホ 防犯灯

五 次のイからハに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設

イ 河川教育・学習施設

ロ 自然観察施設

ハ 河川維持用具等倉庫

六 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設

イ 公共的な水上交通のための船着場

ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）

ハ 荷揚場（通路を含む。）

ニ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設

七 次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設

イ 通路又は階段

ロ いけす

ハ 採草放牧地

ニ 事業場等からの排水のための施設

八 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設

イ グライダー練習場

ロ ラジコン飛行機滑空場

2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができない。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車場の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付すものとする。

3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店を、また、第1項第六号イに規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等を、当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。

（治水上又は利水上の基準）

第八 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものななければならない。この場合、占用の許可は、法第26条第1項又は第27条第1項の許可と併せて行うものとする。

2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第1条第2項に規定する遊水地における占用については、適用しない。

一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。

二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。

三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速く著しく速くなる状況を生じさせないものであること。

る是正措置の指示、法第75条第1項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとす。

(継続的な占用の許可)

第十四 占用の許可の期間が満了した後には継続して占用するための許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、この準則に定めるところにより改めて審査するものとす。

2 前項の場合において、従前のまま継続して占用を許可することが不適当であると認められるときは、この準則に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短い占用の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとす。

(一時占用の許可)

第十五 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより継続して占用することになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。

第三章 包括占用の特例

(包括占用の許可)

第十六 地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）に対して、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、第七第一項に規定する占用施設に該当する施設を設置する場合には、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該地方公共団体等が決定できる占用（以下「包括占用」という。）の許可をすることができるとす。

2 包括占用の許可は、地方公共団体等の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該地方公共団体等が河川管理者と協議し、決定した区域（以下「包括占用区域」という。）を対象とするものとす。

3 前項の場合において、第十第一項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占用区域としてはならない。

(第十第一項に規定する計画等との調整)

第十七 包括占用区域の具体的利用方法は、第十第一項に規定する計画が定められている場合にあっては当該計画に沿ったものであるとともに、都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（基本的な方針を定めていない市町村にあっては、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想等）に沿ったものでなければならぬ。

(包括占用区域の施設設置者による利用)

第十八 包括占用の許可を受けた地方公共団体等は、第六に規定する者に、包括占用区域の全部又は一部を第七第一項に規定する占用施設に該当する施設を設置を目的として使用させることができるものとす。

2 前項の規定に基づき、地方公共団体等が包括占用区域を使用することを認めた者（以下「施設設置者」という。）に包括占用区域を使用させる場合には、当該地方公共団体等は、包括占用区域の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を当該施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。

3 地方公共団体等は、使用契約を締結するときは、包括占用区域の使用の具体的内容（設置する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

一 施設設置者による使用は契約の内容に従って適切に行うこと。

二 施設設置者は地方公共団体等の指導監督に服すること。

三 第二十第一項に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、又は無効とすること。

四 施設設置者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、地方公共団体等の意思表示により契約を解除できること。

(包括占用の許可の申請及び条件等)

第十九 包括占用の許可申請に当たっては、第七第一項に規定する占用施設に該当する施設の設置による包括占用区域の利用を目的とするとともに、第十七に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。

2 包括占用の許可をする場合には、第十三第二項に規定するもののほか、第六から第十一までの規定を十分に踏まえて具体的利用方法を決定しなければならないこと、施設設置者に使用させる場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付すものとする。

3 包括占用の許可をした場合には、当該包括占用区域及び許可の内容を適切な公示方法により周知するものとする。

(包括占用区域における工作物の設置等の許可)

第二十 包括占用区域において工作物の設置又は土地の掘削等若しくは樹木の栽植等を行おうとする場合には、包括占用の許可を受けた地方公共団体等又は施設設置者は、法第26条第1項又は第27条第1項に規定する許可申請を行わなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、地方公共団体等を経由して行うものとする。

2 前項の許可申請は、第十九第一項の許可申請と同時に行うこともできるものとする。

3 第一項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとする。

4 前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合には、工作物の設置又は樹木の栽植の範囲及び上限の数について条件を付すものとする。

5 前二項に規定する樹木の栽植については、植樹基準に定めるところにより、許可するものとする。

6 包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占用区域の中で適正な箇所に設置できるものとする。

(包括占用許可に係る監督処分等)

第二十一 施設設置者の包括占用区域の使用が法又は許可条件（法第24条、第26条第1項及び第27条第1項の許可条件をいう。以下同じ。）に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監視員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。

一 地方公共団体等に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占用の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

二 施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に

実施すること。

第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例

(都市・地域再生等利用区域の指定等)

第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域(以下「都市・地域再生等利用区域」という。)を指定することができる。

2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針(以下「都市・地域再生等占用方針」という。)及び当該施設の占用主体(以下「都市・地域再生等占用主体」という。)を定めるものとする。

3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

- 一 広場
- 二 イベント施設
- 三 遊歩道
- 四 船着場
- 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設(斜路を含む。)
- 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理工場等
- 七 日よけ
- 八 船上食事施設
- 九 突出看板
- 十 川床

IV-96

十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設(これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。)

4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

- 一 第六に掲げる占用主体
- 二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
- 三 営業活動を行う事業者等
- 5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定(都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。)をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。
- 6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。
- 7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

(都市及び地域の再生等のために利用する施設の占用の許可)

第二十三 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第一項の規定にかかわらず、都

市・地域再生等占用主体が占用の許可を申請した場合において、当該占用が、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占用の許可をすることができ。

(占用の許可の期間)

第二十四 占用の許可の期間は、第二十二第四項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあっては十年以内、同項第二号及び第三号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあっては三年以内で当該占用の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

(占有者以外の施設利用)

第二十五 第二十二第四項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあっては、その占用施設を営業活動を行う事業者等(以下「施設使用者」という。)に使用(第二十二第三項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。)をさせることができるものとする。

2 河川管理者は、前項の規定により第二十二第四項第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占用施設の使用をさせることを含む占用を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 二 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 三 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。
- 3 第一項の規定に基づき、第二十三の占用の許可を受けた第二十二第四項第一号に掲げる者(以下「公的占有者」という。)が施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、当該公的占有者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。
- 4 公的占有者は、使用契約を締結するときは、占用施設の使用の具体的内容(使用する占用施設の概要を含む。)、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。
 - 二 施設使用者は、公的占有者の指導監督に服すること。
 - 三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。
 - 四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占有者の意思表示により契約を解除できること。
 - 5 施設使用者による占用施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第七五条又は第七七条等に基づき必要な措置をするものとする。一公的占有者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占用の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。
 - 二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

(通則の適用)

第二十六 第五第二項から第4項まで、第十二第二項、第十三及び第十四の規定は、第二十三の規定による占用の許可について適用する。

附則

(経過措置)

1 この準則の制定の際の許可を受けて現に存し、又は現に工事中の占用施設の全部又は一部がこの準則に適合しない場合においては、当該占用施設に対しては、当分の間、この準則は適用しない。

2 前項に該当する占用施設について、当該占用の許可の期間が満了した後にも引き続き許可を与えようとするときには、許可申請者に対してこの準則に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。

(社会実験)

3 この準則にかかわらず、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ地域の特性に即してこの準則を運用することを可能にするため、別途定めるところにより、社会実験を行うことができることとする。

4 この実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする。

附則（平成23年3月8日国河政第135号）

- 1 この通達は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について（平成16年3月23日）付け国河政第98号国土交通事務次官通達。以下「特例措置通達」という。）は、廃止する。
- 3 特例措置通達の廃止の際、現に特例措置通達に基づき河川局長が指定している区域における占用については、廃止前の特例措置通達は、平成24年3月31日までの間は、なおその効力を有する

4.4.2. 河川敷地占用許可準則の一部改正について（平成17年3月28日、国河政第140号）

【全文抜粋】

標記については、平成17年3月28日付け国河政第139号をもって、国土交通事務次官から通達されたが、下記の事項に留意のうえ、遺憾のないように措置されたい。

おって、貴管下市町村長に対しても、この旨周知方取り計らわれたい。

記

第一河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）改正の背景及び改正の視点

一 準則改正の背景について

河川空間を活用してまちづくり、地域づくりを推進する動きが全国各地で生じていること等を背景に、その後も河川敷地の多様な利用については引き続き望みがあることから、河川敷地利用の選択の幅を広げることにより地域社会におけるこれらの動きを支援すること、河川を含めた美しく風格のある国土の形成等のために景観法が制定されたことを踏まえ、河川における治水、利水機能の確保、河川環境及び河川景観に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用のより一層の推進を図られるよう準則を見直したものである。

なお、河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものとの基本的考え方に変更はないものである。

二 準則改正の視点について

1 自然豊かで、貴重なオアシススペースである河川敷地については、河川環境及び河川景観に配慮しつつ、個々の河川の実態に即して、適正かつ多様な利用をより一層推進することにより、国民の河川への親しみを醸成していくことが必要となっており、その観点から、占用施設をその性格に応じて、6分類から8分類へ見直したものである。

2 地域に密着している河川敷地の利用等に関しては、できるだけ地元市町村等の主体性が尊重されるよう、市町村等が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずるため、包括占用許可が行われているところであるが、本制度のこれまでの利用実態を踏まえ、今後より一層活用されることを期待し、また、包括占用者の創意工夫が十分に活かされるよう、包括占用許可対象者の拡大など包括占用制度を改善するものである。

3 河川敷地が存する市町村（特別区を含む。「地元市町村」という。）への意見聴取を河川管理者の判断で一部不要とすることができるとすることで、柔軟かつ迅速に対応できる変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう、必要に応じ、準則の特例として社会実験を行うことができるようにするものである。

第二準則について

一 準則第五について

この改正は河川行政実務の実態に即して地元市町村への意見聴取に係る手続きを見直したものであるが、次の占用施設に関する占用許可に当たっては、河川管理者の判断で、地元市町村への意見聴取を不要とすることができるものである。1. 準則第七項第一項第二号に定める公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設のうち継続するもの

2. 同項第七号に定める住民の生活又は事業のために設置がやむを得ないと認められる施設のうちイの通路又は階段なお、地元市町村への意見聴取は、河川敷地が基本的にはその周辺の住民により利用されるものであること等から、占用の許可に当たっては、地域の意見を聴いた上で河川管理者が判断する必要があるとして設けられたものであり、河川管理者としては占用許可に係る地域からの問い合わせに答えられるようにしておく必要があるため、占用施設を記載することとされている河川現況台帳の調製に一層努められたい。

二 準則第六について

河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等の設置が進んでいない現状に鑑み、計画的な不法係留船舶対策促進の観点から、船舶上下架施設（斜路を含む。）について、当分の間、同協議会等が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た者がその整備を行う者となることができることとした。

なお、整備しようとする船舶上下架施設（斜路を含む。）については、計画的な不法係留船舶対策上必要なものに限られるものであり、整備する者については、洪水時の対応等適切な管理を行う体制を有すると認められる者であることに留意する必要がある。

また、船舶係留施設、暫定係留施設等については、専ら水面を占用することから洪水時の対応はもとより当該施設の維持管理、許可終了時の撤去について適切に対応すべき旨占用許可条件に明示する必要があるものである。

三 準則第七について

占用施設をその性格に依り、第一号から第八号までの8つに分類し、各号の具体的な施設名の例示の追加又は削除を行ったが、同様の性格を有するその他の施設についても占用許可の目的となりうることに変わりはない。

1 第一項第二号ハの「情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設」にはクロージャ、ハンドホール等（いずれも光ファイバー接続機器）、PHS無線通信局、電波障害用ケーブルの施設が含まれるものであり、同号ホの「公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設」については、河川に設置することが必要やむを得ないと認められる施設に限られるものである。

2 同項第三号は、地域における防災活動の高まりを踏まえ、「地域防災活動に必要な施設」として、「イ 防災用等ヘリコプター離着場又は待機施設、ロ 防水倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設」が例示されたところであるが、これらは地域防災計画等に位置付けられたものに限ることとする。

なお、防災用等ヘリコプター離着場又は待機施設については、地震災害時等の利用を考慮した構造

等とする必要がある。

3 同項第四号では、「河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設」として、「便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等及び売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）」が例示されたところである。なお、売店については、地方公共団体の行う地域づくりに関する計画等に沿ったものである必要がある。

4 同項第五号の「河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設」については、河川環境に対する意識の高まりを背景として、環境情報提供施設等の施設について要望があることに応えるものである。

5 同項第七号ロの「いけす」については、漁業のために設置がやむを得ないものとして実務上は一時占用として取り扱っていたものであるが、複数年にわたり設置しているものがほとんどであることから本号に例示したものである。

6 同項第八号において、モトクロス場については、大会の開催等その利用が一時的なものであるため、一時占用許可として取り扱っているものであり、その設置を目的とした占用案件は皆無であることから占用施設としての例示から削除したものである。

なお、モトクロスとしての河川敷の利用については、市街地から遠隔地にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地において行う大会の実施や休日を利用して練習に利用する場合などについて一時的な占用として扱うこととし、許可において、河川環境及び他の河川利用に支障を与えないよう、現況の敷地を改変せずに行うものとするなど適正に処理するべきものである。

7 舟運振興のため、同項第六号ハにおいて「荷揚場（通路を含む。）」を例示すると共に第3項において、料金所、待合所、案内板等について、公共的な水上交通のための船着場と一体をなす工作物としてその設置を認めるものとした。

四 準則第十一について

景観法（平成16年法律第110号）に基づき、景観行政団体が景観計画において景観重要公共施設に関する良好な景観の形成に必要な基準として、河川法第24条の許可の基準を定めた場合は、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならぬ旨、第2項に規定している。

また、河川環境に対する国民の要請に資するため、河川整備計画、河川環境管理基本計画等の河川敷地の利用に係るゾーニング等の計画を定めるよう努めるとともに、定められた当該計画に沿って河川環境の保全に一層努められたい。

五 準則第十四について

占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための申請がなされた場合には、改めて審査するものとされているが、これは、準則第十二第二項において占用の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとされているからであり、占用の許可の期間が満了することにより当然に許可されるのではなく、新たに占用の申請がなされたものとして所要の審査を行うなど適正に処理されるべきものである。

六 準則第十五について

準則第六の占有主体又は第七の占用施設に該当しないものについて、期間を限ることにより一時的な占有の許可として取扱い、同許可を繰り返し許可することにより継続して占有する扱いとしている事例が見受けられるが、このことは、本準則に適合しないものであり、許可できないものであることを明記したものである。

なお、許可にあたっては、治水上・利水上の支障及び環境保全並びに他の者の利用との調整について十分考慮するとともに、必要に応じて条件を付すなどその適正な運用に努められたい。

また、地域等の活性化等のためのイベント利用等河川敷地を利用する案件については、一時的な占有の許可のほか地域の実情に応じた様々な取扱いがなされているところであるが、河川敷地を利用するに当たって、その工夫により、自由使用として扱うことが可能となり占有許可手続が不要となる事案や手続の簡素化が図られる事案が考えられることから、別途送付する地域等の活性化等のためのイベント利用等の実例を紹介した河川敷地利用事例集を参考にして、自由使用であるので手続は不要である例、手続を簡素化した例など地域やイベント等に応じた取り扱いについて事前に定めておくなど適正な処理に努められたい。

七 準則第三章包括占有の特例について

包括占有の特例の適用を促進するため、包括占有許可の対象を市町村から地方公共団体及び公益法人その他これらに準ずる者（当人は第三セクターが考えられる）に拡大するものである。

第十八項における包括占有区域の全部又は一部の使用に関し、「治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植」を目的とする場合に限り、河川美化などを目的に活動する河川に関する特定非営利活動法人に対しその使用が認められるものである。

第二十項において、これまで占有施設と一体をなす工作物として認めてきた利用者のための駐車場、売店については、包括占有区域の中で適正な箇所を設置できるものとされたものであるが、これは、包括占有区域のうち治水上、利水上及び河川環境の保全上支障のない範囲内で、自由に配置できるものである。

包括占有区域内における地域活性化のためのイベント開催について、工作物の設置又は土地の形状変更を伴わずに利用するときは、包括占有許可を受けた地方公共団体等がその使用を認めることで足りるものである。

地域活性化のために河川敷地を利用するにあたって、その利用について地方公共団体等が主体的に判断できる包括占有制度の活用を促進するよう、包括占有の利用に係る手引きを別途作成し送付するので、包括占有の活用を努められたい。

八 附則について

社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ、地域の特性に即してこの準則を運用することと可能にするため、平成16年3月23日付け国土交通事務次官通達「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占有許可準則の特例措置について」に該当しない占有主体、占有施設等に係る社会実験を必要と認めるときは、当職よりその旨通知するものとする。

なお、同特例措置に適合する案件については、当職が区域を指定することにより、社会実験を行うことがのできるため、所要の手続きを行われたい。

第三準則の運用に当たっての留意事項

河川は地域住民等により様々な利用がなされているところであり、地域活性化等のためにますます河川の利用の促進が求められる状況となっている。そこで、河川管理者として、河川の利用について河川全体を見渡したその利用のあり方などを決めておく必要があるが、河川敷地の利用について、河川管理者が決めるに当たっては、地域の意見を十分に反映するよう努めるとともに、国民の河川への親しみを醸成するよう努められたい。

また、河川管理者として、地域と連携・協力し、個々の河川の治水上の特性及び自然的社会的な個性や役割を踏まえた統一的な河川観の形成に努められたい。

なお、河川区域内の不法占有は、治水、利水、河川環境の保全はもとより他の河川利用の阻害要因となるなど様々な面で河川管理上の支障を引き起こしており、関係行政機関等と協力し、当該違法状態の解決に全力を尽くすべきであり、監督処分等の措置を強化するなど適正な管理に努められたい。

4.4.3. 河川敷地占用許可準則の一部改正について（平成23年3月8日、国河政第137号）

【全文抜粋】

標記については、平成23年3月8日付け国河政第135号をもって、国土交通事務次官から通知されたが、下記の事項に留意のうえ、遺漏のないように措置されたい。おって、貴管下市町村に対しても、この旨周知方取り計らわれたい。

記

第一 河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）改正の背景及び改正の視点一準則改正の背景について

河川敷地占用における占用主体は、公共性、公益性を有する者等に限定されてきたところである。これについては、都市及び地域の再生等に資する目的で営業活動を行う事業者等が河川敷地を利用できるようにすることにより、河川敷地を賑わいのある水辺空間等として積極的に活用したいという要望等を踏まえ、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能とする特例措置を社会実験として実施してきたところである。

今般、これまでの社会実験の結果を踏まえ、国土交通省成長戦略に掲げる行政財産の商業利用の促進の観点から、営業活動を行う事業者等による都市及び地域の再生等に資する河川敷地の利用を実施可能とするため、準則を改正するものである。

二 準則改正の観点について

河川局長による区域指定を要することなく、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能とするため、都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例に関する章を追加したものである。

第二 準則について

一 準則第二二二について

準則でいう「河川管理者」とは、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第9条第1項、第2項及び第5項、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項の規定により法第24条に規定する河川敷地の占有の許可を行う者であり、法に規定する河川管理者と異なる場合があることに留意されたい。

二 準則第二二二二について

(1) 第1項に規定する都市・地域再生等利用区域の指定は、地元都道府県又は市町村（特別区を含む。）からの要望等を契機として行うことを想定しているものである。
また、都市及び地域の再生等のための利用には、地域活性化に資する川を活かしたまちづくりのための利用などが含まれるものである。

(2) 第2項に規定する都市・地域再生等占用方針には、①第3項各号に掲げる施設ののうちから選定した、都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設名、②占有の許可を受けることができる施設に係る許可方針を定めるものとする。

都市・地域再生等占用方針において第3項第十一号に該当する施設を定める場合には、地域行事など

地域における都市及び地域の再生等に係るニーズを十分に踏まえ、同項第一号から第十号までに掲げる施設名に準じて具体的な施設名を記載するものとする。

都市・地域再生等占用方針において定める許可方針は、占有の許可を受けることができる施設に共通の、又は施設ごとの、各々の施設の特性等を踏まえた占有の許可を可能とする要件、付すべき許可条件等の考え方を定めるものとする。

(3) 第3項第一号から第十号までに掲げる施設は、都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設を例示したものであり、同項第十一号においてその他の都市及び地域の再生等のために利用する施設も都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設を含むものとしているものである。

第3項第四号及び第五号に掲げる船着場、船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当該占有施設の管理能力等を十分に有する者が占用主体となり、工作物設置許可基準（平成6年9月22日付け建設省河治第72号建設省治水課長通達）第四十二及び第四十三に掲げる基準に該当するものについて占有の許可を定めるものである。

第3項第六号中の「等」には、自動販売機などの施設が含まれるものである。

第3項第七号、第九号及び第十号に掲げる日よけ、突出看板及び川床については、堤内側のビル、家屋等から河川に突出した建築物の一部であることが想定されるものであり、当該建築物と一体的に適正に管理されることなどを考慮のうえ、占有を許可するものである。

第3項第八号に掲げる船上食事施設については、船舶の所有者が占用主体となり、原則として船舶係留施設に係留して営業活動を行うものであり、出水時等には当該河川敷地外に移動される、又は出水時の流水の作用、塵芥の影響及び風等の作用により船舶が転覆することなく、水位変動に対して確実に追従できる構造であることなど河川管理上支障のないものについて占有を許可するものである。

(4) 第4項は、都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる者の類型を河川管理者が選択できるとしたものである。

第4項第一号に掲げる「第六に掲げる占有主体」を都市・地域再生等占有主体に定める場合には、当該公的占有主体が占有施設を施設使用者に使用（施設の使用を目的とする使用を含む。以下（4）において同じ。）をさせる場合にも、当該公的占有主体が使用をさせる事業者の選定及び施設管理について責任を持つこととなるので、公平性等を確保した河川敷地の利用の調整及び施設管理について図られることが期待される。第4項第二号に掲げる「営業活動を行う事業者等」は、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの」を都市・地域再生等占有主体に定める場合には、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められた者から、公平性等の確保が図られることが期待されるものである。なお、協議会によること以外にも、地元市町村の同意など地域の合意が確認できる幅広い手法によることもできるものである。

第4項第三号に掲げる「営業活動を行う事業者等」は、占有許可に当たって公的主体や協議会等の調整や関与によることなく、河川管理者のみの判断で占有許可を行うものである。このため、同号に掲げる者を都市・地域再生等占有主体に定める場合には、河川管理者自らが、必要に応じて利用調整を行うとともに、将来にわたる占有施設の適正な管理を担保する必要があることに留意する必要がある。

第4項第二号及び第三号に掲げる「営業活動を行う事業者等」の「等」とは、特定非営利活動法人、権利能力なき社団などである。

(5) 第5項は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域

再生等占用主体の指定を含む。以下(5)において同じ。)をしようとするときは、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会の活用などにより地域の合意が図られている必要があり、公平性、公益性の確保の観点から河川管理者の判断のみによることなく指定をすることとする必要がある。なお、地域の合意を図るに当たっては、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会によること以外にも、地元市町村があらかじめ河川管理者と協議の上都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第1項に規定する都市再生整備計画に河川敷地の利用について定めていること、地元市町村の同意があることなど、地域の合意が確認できる幅広い手法によることができるものである。

(6) 第6項は、河川敷地の占用にあっては、準則第八から第十一までに掲げる基準に該当するときに許可できるものであるが、都市・地域再生等利用区域の指定に当たって、具体的な占用内容の如何にかかわらず、治水上又は利水上の支障等があると判断される区域はあらかじめ除外するよう規定したものである。

第6項に規定する「治水上又は利水上の支障等が生じない」とは、準則第八から第十一までに掲げる基準に該当することである。

(7) 第7項に規定する「公表」は、ホームページ掲載などインターネットの利用その他適切な方法により行うこととする。

三 準則第二十三について

準則第二十三は、都市・地域再生等利用区域において、準則第五第一項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が、占用の許可を申請した場合において、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占用の許可をすることができることとしたものである。占用の許可をするに当たっては、都市・地域再生等占用方針に定める許可方針等を踏まえ、準則第十三第二項に基づき許可条件を付すものとする。

四 準則第二十四について

準則第二十二第二項第四項以内を、準則第二十二第二項第二号及び第三号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあっては、都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例として営業活動を行う事業者等に占用を許可することとなることを踏まえ、三年以内を占用の許可の期間としているものである。

なお、営業活動を行う事業者等による事業の安定性等を勘案し、適切な許可の期間とすることが必要である。

五 準則第二十五について

(1) 第一項は、準則第二十二第二項第一号に掲げる都市・地域再生等占用主体が、その占用施設を自ら使用するほか営業活動を行う事業者等に使用させることができることとしているものである。この営業活動を行う事業者等による使用には、当該事業者等が施設を設置して使用する場合と当該事業者等が施設を設置することなく占用許可を受けた者が設置した施設を使用する場合があります。

(2) 第二項は、占用施設を施設使用者に使用させることを含む占用を許可する際に、準則第十三第三

2項に基づき許可条件を規定しているものである。第2項第二号は、施設利用料を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てられることを許可条件として付すこととしているものである。なお、施設の維持管理のために充てる費用には、イベント費、広告費、料金徴収費、事務費、占用施設又はその周辺の河川管理施設の維持管理費等必要な費用をすべて含むものである。

(3) 第3項は、第1項に基づき占用施設を使用させる場合には、占用の許可を受けた者は占用施設を使用する者と使用契約を締結しなければならないとともに、当該使用契約の内容について河川管理者に報告しなければならないとしているものである。なお、使用契約の全部又は一部を変更した場合も同様である。

(4) 第4項は、使用契約に記載すべき基本的事項を規定しているものであり、占用施設の適正な活用及び維持管理の観点、使用契約締結者の後日の紛争を未然に防止する観点等から必要な事項を定める限り具体的に記載することが必要である。

(5) 第5項は、施設使用者による占用施設の使用が法又は許可条件に違反している場合等においては、施設使用者に対しても監督処分等を状況に応じて適正に実施するものであることを明示しているものである。

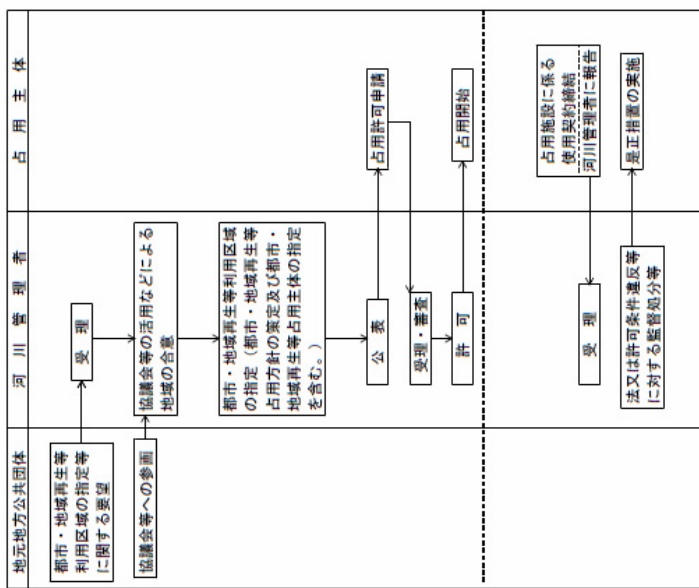
六 準則第二十六について

準則第二十六は、許可に関する基準等が第二十三の占用に適用にされることを改めて明示したものである。

七 附則について

第6項は、「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」(平成16年3月23日付け国土交通事務次官通達)記第七において、特例措置の実施期間は、平成23年度末までとし、占用施設に係る占用の許可の期間は、実施期間の範囲内で定めることとしていることから、平成23年3月31日時点において同通達に基づき河川局長が指定している区域における占用については、特例措置が平成24年3月31日まで効力を有することを、経過措置として規定したものである。

第三 準則第四章に規定する占有に関する手続等については、
 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占有の特例に関する手続等の流れは、以下のとおりである。



5. 税制特例関連

5.1. 法律

5.1.1. 租税特別措置法

【31条の2、34条の2、62条の3、65条の4、68条の68、68条の75抜粋】

第一章 総則（第一条—第二条の二）

第二章 所得税法の特例

第一節 利子所得及び配当所得（第三条—第九条の七）

第二節 不動産所得及び事業所得

第一款 特別税額控除及び減価償却の特例（第十条—第十九条）

第二款 準備金（第二十条—第二十一条）

第三款 鉱業所得の課税の特例（第二十二条—第二十四条）

第四款 農業所得の課税の特例（第二十四条の二—第二十五条）

第五款 その他の特例（第二十五条の二—第二十八条の四）

第三節 給与所得及び退職所得（第二十九条—第二十九条の六）

第四節 山林所得及び譲渡所得等

第一款 山林所得の課税の特例（第三十条・第三十条の二）

第二款 長期譲渡所得の課税の特例（第三十一条—第三十一条の四） **一部抜粋**

第三款 短期譲渡所得の特例（第三十二条）

第四款 収用等の場合の譲渡所得の特例（第三十三条—第三十三条の五）

第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特例（第三十四条—第三十四条の三） **一部抜粋**

第六款 居住用財産の譲渡所得の特例（第三十五条）

第六款の二 特定土地等の長期譲渡所得の特例（第三十五条の二）

第七款 譲渡所得の特例（第三十六条）

第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の特例（第三十六条の二—第三

十六条の五）

第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の特例（第三十七条—第三十七条

の九の五）

第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等（第三十七条の十一—第三十八条）

第十款 その他の特例（第三十九条—第四十条の三）

第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第四十条の四—第四十条の六）

第二款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第四十条の

七—第四十条の九）

第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除（第四十一条—第四十一条の三の二）

第六節 その他の特例（第四十一条の四—第四十二条の三）

第三章 法人税法の特例

第一節 中小企業等々の法人税率の特例（第四十二条の三の二）

第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二条の四—第五十四条）

第二款 準備金等（第五十五条—第五十七条の十）

第三款 鉱業所得の課税の特例（第五十八条・第五十九条）

第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第五十九条の

二）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除 (第六十八條の七十四—第六十八條の七十六) 一部抜粋

第三款の二 特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除 (第六十八條の七十六の二)
第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例 (第六十八條の七十七)
第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第六十八條の七十八—第六十八條の八十五の三)

第二十節 削除
第二十一節 連結法人の景気調整のための課税の特例 (第六十八條の八十七)
第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等 (第六十八條の八十八・第六十八條の八十八の二)

第二十三節 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例 (第六十八條の八十九)
第二十四節 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例 (第六十八條の九十一—第六十八條の九十三)
第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例 (第六十八條の九十三の二—第六十八條の九十三の五)

第二十五節 連結法人のその他の特例 (第六十八條の九十四—第六十八條の百十一)

第四章 相続税法の特例 (第六十九條—第七十條の十三)
第四章の二 地価税法の特例 (第七十一條—第七十一條の十七)

第五章 登録免許税法の特例 (第七十二條—第七十四條の六)
第六章 消費税法の特例

第一節 消費税法の特例 (第八十五條—第八十六條の五)
第二節 酒税法の特例 (第八十七條—第八十七條の八)

第三節 たばこ税法の特例 (第八十八條—第八十八條の四)
第三節 揮発油税法及び地方揮発油税法の特例 (第八十八條の五—第九十條の三)

第三節の二 石油石炭税法の特例 (第九十條の四—第九十條の七)
第三節の三 航空機燃料税法の特例 (第九十條の八—第九十條の九)

第三節の四 自動車重量税法の特例 (第九十條の十一—第九十條の十三)
第四節 印紙税法の特例 (第九十一條—第九十二條)

第七章 利子税等の割合の特例 (第九十三條—第九十六條)
第八章 雑則 (第九十七條—第九十八條)

附則

第三節の三 沖繩の認定法人の課税の特例 (第六十條)
第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例 (第六十條の二)

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例 (第六十條の三)
第四節 協同組合の課税の特例 (第六十一條)

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例 (第六十一條の二・第六十一條の三)
第四節の三 交際費等の課税の特例 (第六十一條の四)

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の特例 (第六十二條・第六十二條の二)
第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特例 (第六十二條の三・第六十三條)

第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例
第一款 取用等の場合の課税の特例 (第六十四條—第六十五條の二)

第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除 (第六十五條の三—第六十五條の五) 一部抜粋

第二款の二 特定の長期所有土地等の所得の特別控除 (第六十五條の五の二)
第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例 (第六十五條の六)

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第六十五條の七—第六十六條の二)
第七節 景気調整のための課税の特例 (第六十六條の三)

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等 (第六十六條の四・第六十六條の四の二)
第七節の三 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例 (第六十六條の五)

第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例
第一款 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例 (第六十六條の六—第六十六條の九)

第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例 (第六十六條の九の二—第六十六條の九の五)

第八節 その他の特例 (第六十六條の十一—第六十八條の七)

第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例 (第六十八條の八)
第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例 (第六十八條の九—第六十八條の四十二)

第十一節 連結法人の準備金等 (第六十八條の四十三—第六十八條の五十九)
第十二節 削除

第十三節 連結法人の航業所得の課税の特例 (第六十八條の六十一・第六十八條の六十二)
第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例 (第六十八條の六十二の二)

第十四節 連結法人である沖繩の認定法人の課税の特例 (第六十八條の六十三)
第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例 (第六十八條の六十三の二)

第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例 (第六十八條の六十三の三)
第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例 (第六十八條の六十四・第六十八條の六十五)

第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例 (第六十八條の六十六)
第十七節 連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の特例 (第六十八條の六十七)

第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特例 (第六十八條の六十八・第六十八條の六十九) 一部抜粋

第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例 (第六十八條の七十一—第六十八條の七十三)
第一款 取用等の場合の課税の特例 (第六十八條の七十一—第六十八條の七十三)

第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除 (第六十五條の三—第六十五條の五) 一部抜粋

第二款の二 特定の長期所有土地等の所得の特別控除 (第六十五條の五の二)
第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例 (第六十五條の六)

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第六十五條の七—第六十六條の二)
第七節 景気調整のための課税の特例 (第六十六條の三)

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等 (第六十六條の四・第六十六條の四の二)
第七節の三 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例 (第六十六條の五)

第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例
第一款 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例 (第六十六條の六—第六十六條の九)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)
第三十一条の二 個人が、昭和六十二年十月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に、その有する土地等でその年一月一日において前条第二項に規定する所有期間が五年を超えるものの譲渡をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当するときは、当該譲渡（次条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）による譲渡所得については、前条第一項前段の規定により当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する所得税の額は、同項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- 一 課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合当該課税長期譲渡所得金額の百分の十に相当する金額
 - 二 課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合次に掲げる金額の合計額
- イ 二百万円
- ロ 当該課税長期譲渡所得金額から二千万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額
- 2 前項に規定する優良住宅地等のための譲渡とは、次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。
- 一 国、地方公共団体その他これらに準ずる法人に対する土地等の譲渡で政令で定めるもの
 - 二 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とするものとして政令で定めるものに対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該業務を行うために直接必要であると認められるもの（土地開発公社に対する政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

三 土地等の譲渡で第三十三条の四第一項に規定する取用交換等によるもの（前二号に掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

四 都市再開発法による第一種市街地再開発事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（前三号に掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第一号から第三号までに掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

六 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区の区域内における同法第八条に規定する認定建替計画（当該認定建替計画に定められた新築する建築物の敷地面積の合計が五百平方メートル以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）に係る建築物の建替えを行う事業の同法第七条第一項に規定する認定事業者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第二号から前号までに掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

七 都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業（当該認定計画に定められた建築物（その建築面積が財務省令で定める面積以上であるものに限る。）の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）の同法第二十三条に規定する認定事業者（当該認定計画に定めるところにより当該認定事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した独立行政法人都市再生機構を含む。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生事業の用に供されるもの（第二号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

八 都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業計画に係る同条に規定する都市再生整備事業（当該認定整備事業計画に定められた建築物（その建築面積が財務省令で定める面積以上であるものに限る。）の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上

であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）の同法第六十五条に規定する認定整備事業者（当該認定整備事業計画に定めるところにより当該認定整備事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した独立行政法人都市再生機構を含む。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生整備事業の用に供されるもの（第二号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

九 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第十五条第一項若しくは第六十四条第一項若しくは第三項の請求若しくは同法第五十六条第一項の申出に基づくマンション建替事業（同法第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業をいう。以下この号において同じ。）の施行者（同法第二条第一項第五号に規定する施行者をいう。以下この号において同じ。）に対する土地等の譲渡又は同法第二条第一項第六号に規定する施行マンションが政令で定める建築物に該当し、かつ、同項第七号に規定する施行再建マンションの延べ面積が当該施行マンションの延べ面積以上であるマンション建替事業の施行者に対する土地等（同法第十一条第一項に規定する隣接施行敷地に係るものに限る。）の譲渡で、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション建替事業の用に供されるもの（前三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

十 建築面積が政令で定める面積以上である建築物の建築をすることを除く。）の施行者（当該事業の施行される土地の区域の面積が五百平方メートル以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）を行う者に対する都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第六号から前号まで又は第十二号から第十六号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

十一 地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを除く。）の施行者（当該事業の施行者に対する第三十七条第一項の表の第一号に規定する既成市街地等又はこれに類する地区として政令で定める地区内に係る土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第六号から前号まで又は次号から第十六号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

十二 一団の宅地の造成（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を行う個人（都市計画法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継（以下この号において「開発許可に基づく地位の承継」という。）があつた場合においては当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である個人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした個人とし、当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人若しくは包括受遺者が当該造成を行う場合には当該死亡した個人の承継があつた場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である法人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした法人とし、当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第二条第十二号に規定する合併法人が当該造成を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該造成を行う法人の分割により当該造成に関する事業を引き継いだ当該分割に係る同条第十二号の三に規定する分割承継法人が当該造成を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継人とする。第五項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第一号、第二号若しくは第六号から第八号までに掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル（都市計画法第七条第一項の市街地調整区域と定められた区域その他の政令で定める区域内の当該一団の宅地の面積にあつては、政令で定める面積）以上のものであること。

ロ 当該一団の宅地の造成が、都市計画法第二十九条第一項の許可（同法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。以下この項において「開発許可」という。）又は土地地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）第四条第一項、第

交付を受けた場合には、納税地の所轄税務署長に対し、財務省令で定めるところにより、当該書類を提出しなければならない。

7 第三項の規定の適用を受けた者は、同項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、当該期間を経過した日から四月以内に第三項の規定の適用を受けた譲渡のあつた日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。この場合において、その該当しないこととなつた譲渡は、同項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

8 前項の場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

9 第七項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第七項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第七項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第三十一条の二第七項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例控除)

第三十四条の二 個人の有する土地等が特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合に該当することとなつた場合には、その者がその年中にその該当することとなつた土地等(第三十五条の規定の適用を受ける部分を除く。)の全部又は一部につき第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四、第三十七条の七、第三十七条の九又は第三十七条の九の五の規定の適用を受ける場合を除き、これらの全部の土地等の譲渡に対する第三十一条又は第三十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額(1)とあるのは、「長期譲渡所得の金額から千五百万円(長期譲渡所得の金額のうち第三十四条の二第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が千五百万円に満たない場合には当該土地等の譲渡に係る部分の金額とし、同項第二号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には千五百円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該土地等の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額とする。)を控除した金額(1)とする。

二 第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額(1)とあるのは、「短期譲渡所得の金額から千五百万円(短期譲渡所得の金額のうち第三十四条の二第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が千五百万円に満たない場合には、当該土地等の譲渡に係る部分の金額)を控除した金額(1)とする。

2 前項に規定する特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合は、次に掲げる場合をいう。

一 地方公共団体(その設立に係る団体の場合で政令で定めるものを含む。第十号において同じ。)、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、成田国際空港株式会社、地方住宅供給公社又は日本勤労者住宅協会の行う住宅の建設又は宅地の造成を目的とする事業(政令で定める事業を除く。)の用に供するためにこれらにこれらに買い取られる者に買い取られる場合(第三十三条第一項第二号若しくは第三十三条の二第一項第一号又は前条第二項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

二 第三十三条第一項第一号に規定する土地収用法等に基づく収用(同項第二号の買取り及び同条第三項第一号の使用を含む。)を行う者若しくはその者に代わるときとして政令で定める者によつて当該収用の対償に充てられたり買取り取られる場合、住宅地区改良法第二条第六項に規定する改良住宅を同条第三項に規定する改良地区の区域外に建設するため買い取られる場合又は公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第四号に規定する公営住宅の買取りにより地方公共団体に買い取られる場合(第三十三条第一項第二号若しくは第四号若しくは第三十三条の二第一項第一号に掲げる場合又は政令で定める場合に該当する場合を除く。)

三 一団の宅地の造成に関する事業(次のイ及びニ又はロ及びニに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。)又は一団の住宅建設に関する事業(次のハ及びニに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。)の用に供するために、平成六年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までまでの間に、買い取られる場合(当該事業により造成され、又は建設される宅地又は住宅の分譲を受けることを約して買い取られる場合を除くものとし、当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものである場合には政令で定める場合に限る。)

イ 当該一団の宅地の造成が都市計画法第二十九条第一項の許可(同法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。)を受けて行われるものであり、かつ、その造成に係る一団の土地の面積が五ヘクタール以上のものであること(当該造成される宅地のうち当該事業の用に供するために土地等が買い取られる者に対して分譲されるもの(以下この号において「優先分譲宅地」という。))がある場合(政令で定める場合に限る。)には、その一団の土地の面積のうち優先分譲宅地の合計面積の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、その一団の土地の面積から優先分譲宅地の合計面積を控除した面積が五ヘクタール以上のものであること。

ロ 当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものであり、かつ、その造成に係る一団の土地（当該土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内において当該土地等の買取りをすする個人又は法人の所有する当該施行地区内にある一団の土地に限る。）の面積が五ヘクタール以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 当該一団の住宅建設が都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われるものであり、かつ、その事業により建設される住宅の戸数が五十戸以上のものであること（当該建設される住宅のうちに当該事業の用に供するために土地等が買収される者に対し分譲されるもの（以下この号において「優先分譲住宅」という。）がある場合）及び、当該建設される住宅の戸数のうち優先分譲住宅の合計戸数の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、当該建設される住宅の戸数から優先分譲住宅の合計戸数を控除した戸数が五十戸以上のものであること。）その他政令で定める要件を満たすものであること。

ニ 当該造成される宅地（優先分譲宅地がある場合には、優先分譲宅地以外のもの）又は当該建設される住宅（優先分譲住宅がある場合には、優先分譲住宅以外のもの）の分譲が公募の方法により行われるものであること。

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第六条第一項の協議に基づき地方公共団体、土地開発公社又は政令で定める法人に買収される場合（第三十三条第二号又は前条第二項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地が同法第九条第二項の規定により買収される場合

六 地方公共団体又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十三条の二第一項に規定する沿道整備推進機構（政令で定めるものに限る。）が同法第二条第二号に掲げる沿道整備道路の沿道の整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるもの用に供するために、都市計画法第十二条の四第四項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買収される場合（第三十三条第一項第二号若しくは第四号、第三十三条の二第二項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合を除く。）

七 地方公共団体又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三百条第一項に規定する防災街区整備推進機構（政令で定めるものに限る。）が同法第二条第二号に掲げる防災街区としての整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるもの用に供するために、都市計画法第八条第一項第五号の二に掲げる特定防災街区整備地区又は同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買収される場合（第三十三条第一項第二号若しくは第四号、第三十三条の二第二項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

八 地方公共団体又は中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項に規定する中心市街地整備推進機構（政令で定めるものに限る。）が同法第十六条第一項に規定する認定中心市街地（以下この号において「認定中心市街地」という。）の整備のために同法第十二条第一項に規定する認定基本計画の内容に即して行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるもの用に供するために、認定中心市街地の区域内にある土地等が、これらの者に買収される場合（第三十三条第一項第二号若しくは第四号、第三十三条の二第二項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは前二条に掲げる場合に該当する場合を除く。）

九 地方公共団体又は景観法（平成十六年法律第百十号）第九十二条第一項に規定する景観整備機

構（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ロに規定する景観重要公共施設の整備に関する事業（当該事業が当該景観整備機構により行われるものである場合）は、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該景観計画の区域内にある土地等が、これらの者に買収される場合（第三十三条第一項第二号、第三十三条の二第二項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第二号、第四号若しくは前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

十 地方公共団体又は都市再生特別措置法第七十三条第一項に規定する都市再生整備推進法人（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業（当該事業が当該都市再生整備推進法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該都市再生整備計画の区域内にある土地等が、これらの者に買収される場合（第三十三条第一項第二号若しくは第四号、第三十三条の二第二項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは第六号から前号までに掲げる場合を除く。）

十一 地方公共団体又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十四条第一項に規定する歴史的風致維持向上支援法人（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第十二条第一項に規定する認定重点区域における同法第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業（当該事業が当該歴史的風致維持向上支援法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該認定重点区域内にある土地等が、これらの者に買収される場合（第三十三条第一項第二号若しくは第四号、第三十三条の二第二項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは第六号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。）

十二 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画で政令で定めるものに基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する事業で、次に掲げる要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものに供するために地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資に係る法人で政令で定めるものを買収される場合

イ 当該計画に係る区域の面積が政令で定める面積以上であり、かつ、当該事業の施行区域の面積が政令で定める面積以上であること。

ロ 当該事業の施行区域内の道路、公園、緑地その他の公共の用に供する空地の面積が当該施行区域内に造成される土地の用途区分に応じて適正に確保されるものであること。

十三 次に掲げる事業（都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであることその他の政令で定める要件に該当すること）につき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人に買収される場合

イ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第五条第三項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づく同法第二条第二項に規定する商店街活性化事業又は同法第七条第三項に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく同法第二条第三項に規定する商店街活性化支援事業

ロ 中心市街地の活性化に関する法律第四十一条第二項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく同法第七条第七項に規定する中小小売商業高度化事業（同項第一号から第四号まで又は第七号に掲げるものに限る。）

ハ 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第四条第四項の規定による認定を受けた計画に基づく同法第二条第五項に規定する食品商業集積施設整備事業

十四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第五十三号）第十一条の二十九に規定する宅地等供給事業のうち同法第十七条第三号に掲げるもの又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第三号ロに規定する他の事業者との事業の共同化若しくは中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであることその他の他の政令で定める要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものの用に供するために買い取られる場合

十四の二 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第二項第五号イ又は第三項第五号イに規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するものとして市町村長又は特別区の区長が指定したものの用に供するために買い取られる場合

十五 地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人（以下この号において「特定法人」という。）が行う産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第二条第二項に規定する特定施設（同項第一号に規定する建設廃棄物処理施設を含むものを除く。）の整備の事業（当該事業が同法第四条第一項の規定による認定を受けた整備計画に基づいて行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の用に供するために、地方公共団体又は当該特定法人に買い取られる場合（第三十三条第一項第二号若しくは第三十三条の第二項第一号に掲げる場合又は第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

十六 広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第二十条第三項の規定による認可を受けた同項の基本計画に基づいて行われる同法第二条第一項第四号に掲げる廃棄物の搬入施設等の整備の事業の用に供するために、広域臨海環境整備センターに買い取られる場合

十七 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第六十一条第一項に規定する生産緑地区域内にある土地が、同法第十一条第一項、第十二条第二項又は第十五条第二項の規定に基づき、地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人に買い取られる場合

十八 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十二条第一項の規定により規制区域として指定された区域内の土地等が同法第十九条第二項の規定により買い取られる場合

十九 国、地方公共団体その他政令で定める法人が作成した地域の開発、保全又は整備に関する事業に係る計画で、国土利用計画法第九条第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項として同条第一項の土地利用基本計画に定められたものうち政令で定めるものに基づき、当該事業の用に供するために土地等が国又は地方公共団体（その設立に係る団体で政令で定めるものを含む。）に買い取られる場合

二十 都市再開発法第七条の第六第三項、大都市地域住宅等供給促進法第八条第三項（大都市地域住宅等供給促進法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（以下この号において「地方拠点都市地域整備促進法」という。）第二十二条第三項の規定により土地等が買い取られる場合又は土地等につき中心市街地の活性化に関する法律（以下この号において「中心市街地活性化法」という。）第十六条第一項に規定する土地地区画整理事業、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この号において「高齢者移動等円滑化法」という。）第三十九条第一項に規定する土地地区画整理事業大都市地域住宅等供給促進法による特定土地地区画整理事業若しくは地方拠点都市地域整備促進法による拠点整備土地地区画整理事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち中心市街地活性化法第十六条第一項、高齢者移動等円滑化法第三十九条第一項、大都市地域住宅等供給促進法第

第二十一条第一項若しくは地方拠点都市地域整備促進法第二十八条第一項の保留地に対応する部分の譲渡（中心市街地活性化法第十六条第一項の保留地に対応する部分の譲渡にあつては当該保留地の上に設置される事項に規定する都市福利施設又は公営住宅等の設置をする者が政令で定める者である場合に、中心市街地活性化法第十六条第一項の保留地に対応する部分の譲渡にあつては当該保留地上に設置される事項に規定する都市福利施設又は公営住宅等の設置をする者が政令で定める者である場合に、高齢者移動等円滑化法第三十九条第一項の保留地に対応する部分の譲渡にあつては当該保留地の上に設置される事項に規定する生活関連施設又は一般交通用施設を設置する者が政令で定める者である場合に限るものとし、当該生活関連施設又は一般交通用施設を設置する者が政令で定める者である場合を除く。）があつたとき。

二十一 土地地区画整理法による土地地区画整理事業（同法第三条第一項の規定によるものを除く。）が施行された場合において、土地等の上に存する建物又は構築物（以下この号において「建物等」という。）が建築基準法第三条第二項に規定する建築物その他の政令で定める建物等に該当していることにより換地（当該土地の上に存する権利の目的となるべき土地を含む。以下この号において同じ。）を定めることが困難であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされた当該土地等について土地地区画整理法第九十条の規定により換地が定められなかつたことに伴い同法第九十四条の規定による清算金を取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）

二十二 土地等につきマンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第四号に規定するマンション建替え事業が施行された場合において、当該土地等に係る同法の権利変換により同法第七十条の規定による補償金（当該個人（同条第一号に掲げる者に限る。）がやむを得ない事情により同法第五十六条第一項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合）における当該申出に基づき支払われるものに限る。）を取得するとき又は当該土地等が同法第五十一条第一項若しくは第六十四条第一項若しくは第三項の請求（当該個人にやむを得ない事情があつたと認められる場合として政令で定める場合にわたるものに限る。）により買い取られたとき。

二十三 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七条第一項の規定により管理地区として指定された区域内の土地が国若しくは地方公共団体に買い取られる場合又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第一項の規定により鳥獣の保護及び狩猟の適正化として指定された区域内の土地のうち文化財保護法第九十条第一項の規定により天然記念物として指定された鳥獣（これに準ずる鳥を含む。）の生息地で国若しくは地方公共団体に買い取られてその保存をしとして政令で定められるものが国若しくは地方公共団体に買い取られる場合（第三十三条第一項第二号又は前条第二項第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

二十四 自然公園法第七十二条に規定する都道府県立自然公園の区域内のうち同法第七十三条第一項に規定する条例の定めるところにより特別地域として指定された地域で、当該地域内における行為につき同法第二十条第一項に規定する特別地域内における行為に関する同法第二章第四節の規定による規制と同等の規制が行われている地域として環境大臣が認定した地域内の土地又は自然環境保全法第四十五条第一項に規定する都道府県自然環境保全地域のうち同法第四十六条第一項に規定する条例の定めるところにより特別地区として指定された地区で、当該地区内における行為につき同法第二十五条第一項に規定する特別地区内における行為に関する同法第四章第二節の規定による規制と同等の規制が行われている地区として環境大臣が認定した地区内の土地が地方公共団体に買い取られる場合

二十五 農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地で農業振興地域の整備に関する法律第八十八条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にあるものが、農業経営基盤強化促進法第十三条の第二項の協議に基づき、同項に規定する農地保有合理化法人又は農

地利用集積円滑化団体（当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、政令で定めるものに限る。）に買い取られる場合

3 個人の有する土地等につき、一の事業で前項第一号から第三号まで、第六号から第十六号まで、第十九号又は第二十二号の買取りに係るものの用に供するため に、これらの規定の買取りが二以上行われた場合には、これらの買取りが二以上の年にわたつて行われたときは、これらの買取りのうち、最初にこれらの規定の買取りが行われた年において行われたもの以外の買取りについては、第一項の規定は、適用しない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、同条第六項の規定は、第二項各号の買取りをする者について、それぞれ準用する。

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十二条の三 法人が土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に對する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項 から第三項 まで並びに第四百三十三条第一項 及び第二項 並びに第四百二条の四第十一項（第四百二条の四の第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四百二条の五第五項、第四十二條の五の二第五項、第四十二條の六第五項、第四十二條の七第七項、第四十二條の九第四項、第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第六項、第六十二條第一項、第八項、次条第一項、第六十七條の二第二項及び第六十八條第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 土地の譲渡等 次に掲げる行為をいう。

イ 土地（国内にあるものに限る。以下この号において同じ。）又は土地の上に存する権利（以下この節において「土地等」という。）の譲渡（適格現物出資又は適格現物分配による土地等の移転を除くもとのし、次に掲げる行為を含む。）

(1) 合併（適格合併を除く。）又は分割（適格分割を除く。）による土地等の移転

(2) 地上権又は賃借権の設定その他契約により他人（連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの

(3) 土地等の売買又は交換の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為その他の行為で土地等の譲渡に準ずるものとして政令で定めるもの

ロ その有する資産が主として土地等である法人の発行する株式又は出資（当該株式又は出資のうち次に掲げる出資、投資口又は受益権に該当するものを除く。）の譲渡（適格現物出資又は適格現物分配による移転を除くものとし、合併（適格合併を除く。）又は分割（適格分割を除く。）による移転を含む。）で、土地等の譲渡に類するものとして政令で定めるもの

(1) 資産の流動化に関する法律第二条第三項 に規定する特定目的会社であつて第六十七條の十四第一項第一号 ロ (1) 若しくは (2) に掲げるもの又は同号 ロ (3) 若しくは (4) に掲げるもの（同項第二号 二に規定する同族会社に該当するものを除く。）に該当するものの同法第二条第五項 に規定する優先出資及び同条第六項 に規定する特定出資

(2) 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項 に規定する投資法人であつて、第六十七條の十五第一項第一号 ロ (1) 又は (2) に掲げるもの（同項第二号 二に規定する同族会社に該当するものを除く。）に該当するものの同法第二条第十四項 に規定する投資口

(3) 法人課税信託のうち法人税法第二条第二十九号の二 ホに掲げる特定目的信託であつて、第六十八條の三の二第一項第一号ロに掲げる要件に該当するもの（同項第二号イに規定する同族会社に該当するものを除く。）の受益権

(4) 法人課税信託のうち法人税法第二条第二十九号の二 二に掲げる投資信託であつて、第六十八條の三の三第一項第一号ロに掲げる要件に該当するもの（同項第二号イに規定する同族会社に該当するものを除く。）の受益権

二 譲渡利益金額 当該土地の譲渡等による収益の額として政令で定めるところにより計算した金額から当該収益に係る原価の額及び当該土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をいう。

3 第一項の規定は、土地等の譲渡（適格現物出資又は適格現物分配による土地等の移転を除くものとし、前項第一号イ (1) 及び (2) に掲げる行為を含む。以下この節において同じ。）のうち、棚卸資産（その取得をした日から譲渡をした日までの間に当該法人の事業の用に供されたものとして

政令で定めるものを除く。)の譲渡で政令で定めるものに該当するものについては、適用しない。

4 第一項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に、その有する土地等(船舶資産に該当するものを除く。以下第八項まで及び第十項において同じ。)の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。

一 国、地方公共団体その他これらに準ずる法人に対する土地等の譲渡で政令で定めるもの

二 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とするものとして政令で定めるものに対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該業務を行うために直接必要であると認められるもの(土地開発公社に対する政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。)

三 土地等の譲渡で第六十五条の第二項に規定する取用換地等によるもの(前二号に掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。)

四 都市再開発法による第一種市街地再開発事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(前三号に掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。)

五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(第一号から第三号までに掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。)

六 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区の区域内における同法第八条に規定する認定建替計画(当該認定建替計画に定められた新築する建築物の敷地面積の合計が五百平方メートル以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。))に係る建築物の建替えを行う事業の同法第七条第一項に規定する認定事業者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(第二号から前号までに掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。)

七 都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業(当該認定計画に定められた建築物(その建築面積が財務省令で定める面積以上であるもの)の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。))の同法第二十三条に規定する認定事業者(当該認定計画に定めるところにより当該認定事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した独立行政法人都市再生機構を含む。))に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生事業の用に供されるもの(第二号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。)

八 都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業計画に係る同条に規定する都市再生整備事業(当該認定整備事業計画に定められた建築物(その建築面積が財務省令で定める面積以上であるもの)に限る。))の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。))の同法第六十五条に規定する認定整備事業者(当該認定整備事業計画に定めるところにより当該認定整備事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した独立行政法人都市再生機構を含む。))に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生整備事業の用に供されるもの(第二号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。)

九 マンションの建替えの円滑化等に関する法律第十五条第一項若しくは第六十四条第一項若しくは第三項の請求若しくは同法第五十六条第一項の申出に基づくマンション建替事業(同法第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業をいう。以下この号において同じ。))の施行者(同法第二条第一項第五号に規定する施行者をいう。以下この号において同じ。))に対する土地等の譲渡又は同法第二

条第一項第六号に規定する施行マンションが政令で定める建築物に該当し、かつ、同項第七号に規定する施行再建マンションの延べ面積が当該施行マンションの延べ面積以上であるマンション建替事業の施行者に対する土地等(同法第十一条第一項に規定する隣接施行敷地に係るものに限る。))の譲渡で、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション建替事業の用に供されるもの(前三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

十 建築面積が政令で定める面積以上である建築物の建築をする事業(当該事業の施行される土地の区域の面積が五百平方メートル以上であることその他の政令で定める要件を満たすもの)を行行者に対する都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(第六号から前号まで又は第十二号から第十六号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。)

十一 地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業を行行者に対する第六十五条の七第一項の表の第一号に規定する既成市街地等又はこれに類する地区として政令で定める地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(第六号から前号まで又は次号から第十六号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。)

十二 一団の宅地の造成(次に掲げる要件を満たすものに限る。))を行う個人(都市計画法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継(以下この号において「開発許可に基づく地位の承継」という。))があつた場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である個人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした個人とし、当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人若しくは包括受遺者が当該造成を行う場合には当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者とする。第七項において同じ。))又は法人(開発許可に基づく地位の承継があつた場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である法人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした法人とし、当該造成を行う法人の合併により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該造成を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該造成を行う法人の分割により当該造成に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該造成を行う場合には当該分割をした法人 又は当該分割承継法人とする。第七項において同じ。))に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等の用に供されるもの(第一号、第二号若しくは第六号から第八号までに掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。)

イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル(都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域その他の政令で定める区域内の当該一団の宅地の面積にあつては、政令で定める面積)以上のものであること。

ロ 当該一団の宅地の造成が、都市計画法第二十九条第一項の許可(同法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るもの)に限る。以下この項において「開発許可」という。))又は土地区画整理法第四条第一項、第十四条第一項若しくは第三項若しくは第五十一条の第二項の認可を受けて行われ、かつ、当該開発許可又は認可の内容に適合して行われると認められるものであること。

ハ 当該一団の宅地の造成が開発許可を受けて行われるものである場合には、当該宅地の造成と併せて公共施設の整備が適切に行われるものとして財務省令で定める要件を満たすものであること。

十三 開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地(次に掲げる要件を満たすものに限る。))の造成を行う個人(都市計画法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である個人又は当該地位の承継をした個人。第七項において同じ。))又は法人(同法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である法人又は当該地位の承継をした法人。第七項において同じ。))

に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第六号から第八号まで又は前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル（開発許可を要する面積が千平方メートル未満である区域内の当該一団の宅地の面積にあっては、政令で定める面積）以上のものであること。

ロ 当該一団の宅地の造成が当該開発許可の内容に適合して行われると認められるものであること。

十四 その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の造成を行う個人（当該建設を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者）又は法人（当該造成を行う法人の場合個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。第七項において同じ。）又は法人（当該造成を行う場合合併により消滅した法人又は当該合併に係る合併法人が当該造成を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該造成を行う法人の分割により当該造成に関する事業を引き継いだ当該承継法人が当該造成を行う場合には当該分割による当該分割に係る土地等の譲渡に該当するものを除く。）

イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル（政令で定める区域内の当該一団の宅地の面積にあっては、政令で定める面積）以上のものであること。

ロ 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において造成されるものであること。

ハ 当該一団の宅地の造成が、住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、当該認定の内容に適合して行われると認められるものであること。

十五 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。）の建設を行う個人（当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合は、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第七項において同じ。）又は法人（当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該建設を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該建設を行う場合に限り当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。次号及び第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第六号から第九号まで又は前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ 一団の住宅にあっては、その建設される住宅の戸数が二十五戸以上のものであること。

ロ 中高層の耐火共同住宅にあっては、住居の用途に供する独立部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第一項に規定する建物の部分に相当するものをいう。）が十五以上のものであること又は当該中高層の耐火共同住宅の床面積が千平方メートル以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 前号ロに規定する都市計画区域内において建設されるものであること。

ニ 当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事（当該中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が千平方メートル未満のものにあっては、市町村長）の認定を受けたものであること。

十六 住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。）の建設を行う個人又は法人に対する土地等（土地区画整理法による土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内の土地等と同法第九十八条第一項の規定による交換地の指定（仮に使用又は収益をする

ことができる権利の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。以下この号において同じ。）がされたものに限る。）の譲渡のうち、その譲渡が当該指定の効力発生の日（同法第九十九条第二項の規定により使用又は収益を開始することができる日が定められている場合には、その日）から三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に行われるもので、当該譲渡をした土地等につき交換地の指定がされた土地等が当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第六号から第九号まで又は第十号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ 住宅にあっては、その建設される住宅の床面積及びその住宅の用に供される土地等の面積が政令で定める要件を満たすものであること。

ロ 中高層の耐火共同住宅にあっては、前号ロに規定する政令で定める要件を満たすものであること。ハ 住宅又は中高層の耐火共同住宅が建築基準法 其他住宅の建築に関する法令に適合するものであると認められること。

5 前項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に、その有する土地等の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間。第七項及び第八項において「予定期間」という。）内に前項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが確定であると認められることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときについて準用する。この場合において、前項「次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされた」とあるのは、「次に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する」と読み替えるものとする。

6 第四項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び第九項において同じ。）の場合において第六十五条の四第一項第三号に掲げる場合に該当することとなつた法人の有する土地等につき当該法人が同項の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第四項の規定に該当する土地等の譲渡に該当しないものとみなす。

7 第五項の規定（連結事業年度における土地等の譲渡にあっては、第六十八条の六十八第五項の規定）の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした第四項第十二号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設を行う個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が予定期間内に同項第十二号から第十四号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該譲渡に係る土地等の譲渡をした法人に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該土地等の譲渡についてその該当することとなつたことを証する財務省令で定める書類を交付しなければならない。

8 第五項の規定（連結事業年度における土地等の譲渡にあっては、第六十八条の六十八第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡（当該法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定（当該被合併法人の連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）の全部又は一部が予定期間の末日において第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該法人に対し、課する同日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第四百三十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項（第四十二条の四の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第一項、次条第一項、第六十七条の第二項及び第六十八条第一項その他の法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額を加算した

金額とする。

9 法人が土地等の譲渡（第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡（第六十八條の六十八條第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡を含む。）を除く。）をした場合（第六十四條の第二項又は第六十八條の七十一條第五項の規定によりこれらの規定に規定する合併法人等が当該土地等の譲渡をしたその適格合併（これらの規定に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人からこれらの規定に規定する特別勘定の金額の引継ぎを受け た場合その他の政令で定める場合を含む。）における第一項の規定に規定する特別勘定の金額につき法人税法第五十條の規定又は第六十四條から第六十五條の二まで若しくは第六十五條の七から第六十六條の二までの規定により損金の額に算入された金額（第六十五條の六の規定により損金の額に算入された額）については、当該金額を控除した金額。以下この項において「損金算入額」という。）があるときは、当該損金算入額に相当する金額を当該事業年度の譲渡利益金額から控除するものとし、当該土地等の譲渡につき第六十四條の二第九項から第十二項まで（これらの規定を第六十五條第三項において準用する場合を含む。）、第六十五條の七第四項（第六十五條の八第十四項において準用する場合を含む。）、第六十五條の七第十二項（第六十五條の八第十五項において準用する場合を含む。）、第六十五條の八第九項から第十三項まで、第六十五條の第十二項から第十三項まで又は第六十五條の第十四項から第十三項までの規定により益金の額に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該事業年度の譲渡利益金額に加算するものとする。

10 第五項の規定は、法人税法第五十一條第一項に規定する法人税申告書（同法第二条第三十六號に規定する修正申告書を除く。）に、当該土地等の譲渡が第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するものであることを証する財務省令で定める書類及び当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額として政令で定める金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

11 第一項又は第八項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 法人税法第六十七條の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二條の三第一項又は第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二條の三第一項又は第八項」とする。

二 第四十二條の四（第四十二條の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二條の五から第四十二條の七まで及び第四十二條の九から第四十二條の十三までの規定の適用については、第四十二條の四第一項、第四十二條の五第二項、第四十二條の五の第二項、第四十二條の六第二項、第四十二條の七第二項、第四十二條の九第一項及び第四十二條の十第二項中「並びに第四十二條の十二」とあるのは「、第四十二條の十二並びに第六十二條の三」と、第四十二條の十一第二項中「並びに次条」とあるのは「、次条並びに第六十二條の三」と、第四十二條の十二第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「、前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二條の三」と、第四十二條の十三第三項中「並びに前条」とあるのは「、前条並びに第六十二條の三」とする。

12 前項に規定するもののほか、法人税の申告又は還付に関する法人税法その他の法人税に関する法令の規定の適用に関する事項その他の第一項又は第五項若しくは第八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13 第一項の規定は、法人が平成十年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間にした土地の譲渡等については、適用しない。

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第六十五條の四 法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額とを合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうちに同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいづれについても第六十五條の七から第六十五條の九まで又は第六十五條の十一から第六十六條の二までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と千五百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八條の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 地方公共団体（その設立に係る団体で政令で定めるものを含む。第十号において同じ。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、成田国際空港株式会社、地方住宅供給公社又は日本勤労者住宅協会の行う住宅の建設又は宅地の造成を目的とする事業（政令で定める事業を除く。）の用に供するためにこれらにこれらに買い取られる者（第六十四條第一項第二号若しくは第四号、第六十五條第一項第一号又は前条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

二 第六十四條第一項第一号に規定する土地取用法等に基づく取用（同項第二号の買取り及び同条第二項第一号の使用を含む。）を行う者若しくはその者に代わるべき者として政令で定める者によつて当該取用の対償に充てるため買い取られる場合、住宅地区改良法第二条第六項に規定する改良住宅を同条第三項に規定する改良地区の区域外に建設するため買い取られる場合又は公営住宅法第二条第四号に規定する公営住宅の買取りにより地方公共団体に買い取られる場合（第六十四條第一項第二号若しくは第四号若しくは第六十五條第一項第一号に掲げる場合又は政令で定める場合に該当する場合を除く。）

三 一団の宅地の造成に関する事業（次のイ及びニ又はロ又はハ及びヒに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。）又は一団の住宅建設に関する事業（次のハ及びヒに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。）の用に供するために、平成六年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に、買い取られる場合（当該事業により造成され、又は建設される宅地又は住宅の分譲を受けることを約して買い取られる場合を除くものとし、当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものである場合には政令で定める場合に限る。）

イ 当該一団の宅地の造成が都市計画法第二十九條第一項の許可（同法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。）を受けて行われるものであり、かつ、その造成に係る一団の土地の面積が五ヘクタール以上のものであること（当該造成される宅地のうちに当該事業の用に供するために土地等が買い取られる者に対して分譲されるもの（以下この号において「優先分譲宅地」という。）がある場合（政令で定める場合に限る。）には、その一団の土地の面積のうち優先分譲宅地の合計面積の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、その一団の土地の面積から優先分譲宅地の合計面積を控除した面積が五ヘクタール以上のものであること。）その他政令で定める要件を満たすものであること。

ロ 当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものであり、かつ、その造成に係る一団の土地（当該土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内に

において当該土地等の買取りをすする個人又は法人又はは法人的有する当該施行地区内にある一団の土地に限る。)の面積が五ヘクタール以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 当該一団の住宅建設が都市計画法第四十二条に規定する都市計画区域内において行われるものであり、かつ、その事業により建設される住宅の戸数が五十戸以上のものであること(当該建設される住宅のうち、当該事業の用に供するために土地等が買取りられる者に対し分譲されるもの(以下この号において「優先分譲住宅」という。)がある場合には、当該建設される住宅の戸数のうちに優先分譲住宅の合計戸数の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、当該建設される住宅の戸数から優先分譲住宅の合計戸数を控除した戸数が五十戸以上のものであること。)その他政令で定める要件を満たすものであること。

ニ 当該造成される宅地(優先分譲宅地がある場合には、優先分譲宅地以外のもの)又は当該建設される住宅(優先分譲住宅がある場合には、優先分譲住宅以外のもの)の分譲が公募の方法により行われるものであること。

四 公有地の拡大の推進に関する法律第六条第一項の協議に基づき地方公共団体、土地開発公社又は政令で定める法人に買い取られる場合(第六十四条第一項第二号又は前条第一項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地が同法第九条第二項の規定により買い取られる場合

六 地方公共団体又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第十三条の第二項に規定する沿道整備推進機構(政令で定めるものに限る。)が同法第二条第二号に掲げる沿道整備道路の沿道の整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるもの用に供するために、都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合(第六十四条第一項第二号若しくは第四号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

七 地方公共団体又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三百条第一項に規定する防災街区整備推進機構(政令で定めるものに限る。)が同法第二条第二号に掲げる防災街区としての整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるもの用に供するために、都市計画法第八条第一項第五号の二に掲げる特定防災街区整備地区又は同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合(第六十四条第一項第二号若しくは第四号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

八 地方公共団体又は中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項に規定する中心市街地整備推進機構(政令で定めるものに限る。)が同法第十六条第一項に規定する認定中心市街地(以下この号において「認定中心市街地」という。)の整備のために同法第十二条第一項に規定する認定基本計画の内容に即して行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるもの用に供するために、認定中心市街地の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合(第六十四条第一項第二号若しくは第四号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

九 地方公共団体又は景観法第九十二条第一項に規定する景観整備機構(政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)が同法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ロに規定する景観重要公共施設の整備に関する事業(当該事業が当該景観整備機構により行われるもの

である場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。)の用に供するために、当該景観計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合(第六十四条第一項第二号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第二号、第四号若しくは前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

十 地方公共団体又は都市再生特別措置法第七十三条第一項に規定する都市再生整備推進法人(政令で定められるものに限る。以下この号において同じ。)が同法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業(当該事業が当該都市再生整備推進法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。)の用に供するために、当該都市再生整備計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合(第六十四条第一項第二号若しくは第四号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは第六号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。)

十一 地方公共団体又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第三十四条第一項に規定する歴史的風致維持向上支援法人(政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)が同法第十二条第一項に規定する認定重点区域における同法第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業(当該事業が当該歴史的風致維持向上支援法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。)の用に供するために、当該認定重点区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合(第六十四条第一項第二号若しくは第四号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは第六号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。)

十二 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画で政令で定めるものに基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する事業で、次に掲げる要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものに買い取られるために地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資に係る法人で政令で定めるものに買い取られる場合

イ 当該計画に係る区域の面積が政令で定める面積以上であり、かつ、当該事業の施行区域の面積が政令で定める面積以上であること。

ロ 当該事業の施行区域内の道路、公園、緑地その他の公共の用に供する空地の面積が当該施行区域内に造成される土地の用途区分に応じて適正に確保されるものであること。

十三 次に掲げる事業(都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われものであることその他政令で定める要件に該当すること)につき財務省令定めるところにより証明がされたものに限る。)の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人に買い取られる場合

イ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第五条第三項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づく同法第二条第二項に規定する商店街活性化事業又は同法第七条第三項に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく同法第二条第三項に規定する商店街活性化支援事業

ロ 中心市街地の活性化に関する法律第四十一条第二項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく同法第七条第七項に規定する中小小売商業高度化事業(同項第一号から第四号、または第七号に掲げるものに限る。)

ハ 食品流通構造改善促進法第四条第四項の規定による認定を受けた計画に基づく同法第二条第五項に規定する食品商業集積施設整備事業

十四 農業協同組合法第十一条の二十九に規定する宅地等供給事業のうち同法第十条第五項第三号ロに掲げるもの又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号ロに規定する他の事業若との事業の共同化若しくは中小企業の集積の活性化に資する事業の用に供する土地の造成に関する

る事業で、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものの用に供するために買い取られる場合

十四の二 総合特別区域法第二条第五号イ又は第三項第五号イに規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するものとして市町村長又は特別区の区長が指定したものの用に供するために買い取られる場合

十五 地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人（以下この号において「特定法人」という。）が行う産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第二条第二項に規定する特定施設（同項第一号に規定する建設廃棄物処理施設を含むものを除く。）の整備の事業（当該事業が同法第四条第一項の規定による認定を受けた整備計画に基づいて行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の用に供するために、地方公共団体又は当該特定法人に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第六十五条第一項第一号に掲げる場合又は第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

十六 広域臨海環境整備センター法第二十条第三項の規定による認可を受けた同項の基本計画に基づいて行われる同法第二条第一項第四号に掲げる廃棄物の搬入施設の整備の事業の用に供するために、広域臨海環境整備センターに買い取られる場合

十七 生産緑地法第六条第一項に規定する生産緑地地区内にある土地が、同法第十一条第一項、第十二条第二項又は第十五条第二項の規定に基づき、地方公共団体、土地開発公社その他の政令で定める法人に買い取られる場合

十八 国土利用計画法第十二条第一項の規定により規制区域として指定された区域内の土地等が同法第十九条第二項の規定により買い取られる場合

十九 国、地方公共団体その他の政令で定める法人が作成した地域の開発、保全又は整備に関する事業に係る計画で、国土利用計画法第九条第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項として同条第一項の土地利用基本計画に定められたものうち政令で定めるものに基づき、当該事業の用に供するために土地等が国又は地方公共団体（その設立に係る団体に政令で定めるものを含む。）に買い取られる場合

二十 都市再開発法第七条の第六第三項、大都市地域住宅等供給促進法第八条第三項（大都市地域住宅等供給促進法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは地方拠点都市地域整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（以下この号において「地方拠点都市地域整備等促進法」という。）第二十条第三項の規定により土地等が買い取られる場合又は土地等につき中心市街地の活性化に関する法律（以下この号において「中心市街地活性化法」という。）第十六条第一項に規定する土地地区面整理事業、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この号において「高齢者移動等円滑化法」という。）第三十九条第一項に規定する土地地区面整理事業、大都市地域住宅等供給促進法による特定土地地区面整理事業若しくは地方拠点都市地域整備等促進法による拠点整備土地地区面整理事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち中心市街地活性化法第十六条第一項、高齢者移動等円滑化法第三十九条第一項、大都市地域住宅等供給促進法第二十一条第一項若しくは地方拠点都市地域整備等促進法第二十八条第一項の保留地に対応する部分の譲渡（中心市街地活性化法第十六条第一項の保留地に対応する部分の譲渡にあつては当該保留地の上に設置される同項に規定する都市福利施設又は公営住宅等の設置をする者が政令で定める者である場合）、中心市街地活性化法第十六条第一項の保留地に対応する部分の譲渡にあつては当該保留地の上に設置される同項に規定する都市福利施設又は公営住宅等の設置をする者が政令で定める者であ

る場合に、高齢者移動等円滑化法第三十九条第一項の保留地に対応する部分の譲渡にあつては当該保留地の上に設置される同項に規定する生活関連施設又は一般交通用施設の設置をする者が政令で定める者である場合に限るものとし、当該生活関連施設又は一般交通用施設の設置をする者を除く。）があつたとき。

二十一 土地地区面整理法による土地地区面整理事業（同法第三条第一項の規定によるものを除く。）が施行された場合において、土地等の上に存する建物又は構築物（以下この号において「建物等」という。）が建築基準法第三条第二項に規定する建築物その他の政令で定める建物等に該当していることにより換地（当該土地の上に存する権利の目的となるべき土地を含む。以下この号において同じ。）を定めることが困難であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされた当該土地等について土地地区面整理法第九十条の規定により換地が定められなかつたことに伴い同法第九十四条の規定による清算金を取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）

二十二 土地等につきマンスションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第一項第四号に規定するマンスション建替事業が施行された場合において、当該土地等に係る同法の権利変換により同法第七十条の規定による補償金（当該法人（同条第一号に掲げる者に限る。）がやむを得ない事情により同法第五十六条第一項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。）を取得するとき又は当該土地等が同法第十五条第一項若しくは第六十四条第一項若しくは第三項の請求（当該法人にやむを得ない事情があつたと認められる場合として政令で定める場合にされたものに限る。）により買い取られたとき。

二十三 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律第三十七条第一項の規定により管理地区として指定された区域内の土地が国若しくは地方公共団体に買い取られる場合又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項の規定により環境大臣が特別保護地区として指定された区域内の土地のうち文化財保護法第九十条第一項の規定により天然記念物として指定された鳥獣（これに準ずる鳥を含む。）の生息地で国若しくは地方公共団体に買い取られる場合又は鳥獣の保護に関する法律第二項第四号に掲げる場合に該当する場合（第六十四条第一項第二号又は前条第二項第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

二十四 自然公園法第七十二条に規定する都道府県立自然公園の区域内のうち同法第七十三条第一項に規定する条例の定めるところにより特別地域として指定された地域で、当該地域内における行為につき同法第二十条第一項に規定する特別地域内における行為に関する同法第二章第四節の規定による規制と同等の規制が行われている地域として環境大臣が認定した地域内の土地又は自然環境保全法第四十五条第一項に規定する都道府県自然環境保全地域のうち同法第四十六条第一項に規定する条例の定めるところにより特別地区として指定された地区で、当該地区内における行為につき同法第二十五条第一項に規定する特別地区内における行為に関する同法第四章第二節の規定による規制と同等の規制が行われている地区として環境大臣が認定した地区内の土地が地方公共団体に買い取られる場合

二十五 農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地で農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にあるものが、農業経営基盤強化促進法第十三条の第二項の協議に基づき、同項に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、政令で定めるものに限る。）に買い取られる場合

2 法人の有する土地等につき、一の事業で前項第一号から第三号まで、第六号から第十六号まで、第十九号又は第二十二号の買取りに係るものの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年に行わたつて行われたときは、これらの買取りのうち、最初にこれらの規定の買取りが行われた年に行わたつて行われたもの以外の買取りについては、同項の規

定は、適用しない。

- 3 法人の有する土地等につき、一の事業で第一項第一号から第三号まで、第六号から第十六号まで、第十九号又は第二十二号の買取りに係るものの用に供するために、これらの買取りが次の各号に掲げる法人に該当する法人から行われた場合には、当該各号に定める買取りについては、同項の規定は、適用しない。
 - 一 適格合併に係る被合併法人 当該適格合併により合併法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り
 - 二 適格分割に係る分割法人 当該適格分割により分割承継法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り
 - 三 適格現物出資に係る現物出資法人 当該適格現物出資により被現物出資法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り
 - 四 適格現物分配に係る現物分配法人 当該適格現物分配により被現物分配法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り
- 4 前条第四項、第五項及び第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、同条第六項の規定は、第一項各号の買取りをする者について、それぞれ準用する。
- 5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

- 第六十八條の六十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第二項 から第三項 まで並びに第六十八條の九第十一項 (第六十八條の九の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六十八條の十第五項、第六十八條の十の二第五項、第六十八條の十一第五項、第六十八條の第十二項、第六十八條の第十三第四項、第六十八條の第十四第四項、第六十八條の第十五第五項、前条第一項、次条第一項、第六十八條の百第一項及び第六十八條の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子 法人ごとに算出した当該土地の譲渡等 (次条第一項の規定の適用があるものを除く。)に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。
- 2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 土地の譲渡等 次に掲げる行為をいう。
 - イ 第六十二條の三第二項第一号イに規定する土地等の譲渡
 - ロ 第六十二條の三第二項第一号ロに規定する株式又は出資の譲渡で、土地等 (同号イに規定する土地等をいう。以下この節において同じ。)の譲渡に類するものとして政令で定めるもの
 - 二 譲渡利益金額 当該土地の譲渡等による収益の額として政令で定めるところにより計算した金額から当該収益に係る原価の額及び当該土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をいう。
 - 3 第一項の規定は、土地等の譲渡 (第六十二條の三第三項に規定する土地等の譲渡をいう。以下この節において同じ。)のうち、棚卸資産 (その取得をした日から譲渡をした日までの間において当該土地等の譲渡をした連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供したのものとして政令で定めるものを除く。)の譲渡で政 令で定めるものに該当するものについては、適用しない。
 - 4 第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に、その有する土地等 (棚卸資産に該当するものを除く。以下第八項まで及び第九項において同じ。)の譲渡をした場合において、当該土地等が第六十二條の三第四項各号に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。
 - 5 前項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に、その有する土地等の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が第六十二條の三第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときに適用する。この場合において、前項中 「第六十二條の三第四項各号に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされた」とあるのは、「次項に規定する確定優良 住宅地等予定地のための譲渡に該当する」と読み替えるものとする。
 - 6 第四項 (前項において準用する場合を含む。以下この項及び第九項において同じ。)の場合において、第六十五條の四第一項第三号に掲げる場合に該当することとなつた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等につき当該連結親法人又はその連結子法人が第六十八條の七 十五第一項の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第四項の規定に該当する土地等の譲渡に該当しないものとみなす。
 - 7 第五項の規定 (連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十二條の三第五項の規定)の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした同条第四項第十二号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法

人は、当該譲渡の全部又は一部が予定期間（同条第五項に規定する予定期間をいう。次項において同じ。）内に同条第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該適用に係る土地等の譲渡をした連結親法人又はその連結子法人に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該土地等の譲渡についてその該当することとなつたことを証する財務省令で定める書類を交付しなければならない。

8 第五項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十二条の第三五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡（当該連結親法人又はその連結子法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定（当該被合併法人の連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）の全部又は一部が予定期間の末日において同条第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該連結親法人に対して課する同日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第二項から第三項まで並びに第六十八条の第九十一項（第六十八条の九の第二七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の第十五項、第六十八条の十一の第二五項、第六十八条の十一の第五項、第六十八条の第十二七項、第六十八条の第十三第四項、第六十八条の第十四五項、第六十八条の十五五項、前条第一項、第一項、次条第一項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額の合計額を加算した金額とする。

9 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が土地等の譲渡（第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡（第六十二条の三第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡を含む。）を除く。）をした場合（第六十八条の七十一第五項又は第六十四条の二第四項の規定によりこれらの規定に規定する合併法人等である連結法人が当該土地等の譲渡をしたその適格合併等（これらの規定に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人からこれらの規定に規定する特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合その他の政令で定める場合を含む。）における第一項の規定の適用については、当該土地等の譲渡につき法人税法第八十一条の第三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十条の規定又は第六十八条の七十七から第六十八条の七十七の二まで若しくは第六十八条の七十七の規定により損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額（第六十八条の七十七の規定により損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「損金算入額」という。）があるときは、当該損金算入額に相当する金額を当該連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人の譲渡利益金額から控除するものとし、当該土地等の譲渡につき第六十八条の七十一第一項から第十三項まで（これらの規定を第六十八条の七十三第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十八第四項（第六十八条の七十九第九項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十九第九項（第六十八条の七十九第九項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十九第十項から第十四項まで、第六十八条の八十三第三項から第十四項まで又は第六十八条の八十五第十項から第十四項までの規定により益金の額に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人の譲渡利益金額に加算するものとする。

10 第五項の規定は、法人税法第五百一十一条第一項に規定する法人税申告書（同法第二条第三十六号に規定する修正申告書を除く。）に、当該土地等の譲渡が第五項に規定する確定優良住宅地等予定地等のための譲渡に該当するものであることを証する書類及び当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額として政令で定める金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付がある場

合に限り、適用する。

11 第一項又は第八項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 法人税法第八十一条の十三の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八條の六十八第一項又は第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八條の六十八第一項又は第八項」とする。

二 第六十八条の九（第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六十八条の十から第六十八条の十五の三までの規定の適用については、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十の二第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二第二項、第六十八条の十三第三項及び第六十八条の十四第二項中「並びに第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五第二項中「並びに次条」とあるのは「次条並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五の二第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五の三第一項中「並びに前条」とあるのは「前条並びに第六十八条の六十八」とする。

12 前項に定めるもののほか、法人税の申告又は選付に関する法人税法その他の法人税に関する法令の規定の適用に関する事項その他第一項又は第五項又は第八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13 第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間にした土地の譲渡等については、適用しない。

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除)

第六十八條の七十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の所有する土地等が第六十五條の四第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度のうちに同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十八條の七十八から第六十八條の八十八まで又は第六十八條の八十二から第六十八條の八十五の三までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と千五百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十五條の四第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の所有する土地等につき、一の事業で第六十五條の四第一項第一号から第三号まで、第六号から第十六号まで、第十九号又は第二十二号の買取りに係るものの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年にわたつて行われたときは、これらの買取りのうち、最初にこれらの規定の買取りが行われた年において行われたもの以外の買取りについては、前項の規定は、適用しない。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の所有する土地等につき、一の事業で第六十五條の四第一項第一号から第三号まで、第六号から第十六号まで、第十九号又は第二十二号の買取りに係るものの用に供するために、これらの買取りが次の各号に掲げる法人に該当する連結法人から行われた場合には、当該各号に定める買取りについては、第一項の規定は、適用しない。

一 適格合併に係る被合併法人 当該適格合併により合併法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

二 適格分割に係る分割法人 当該適格分割により分割承継法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

三 適格現物出資に係る現物出資法人 当該適格現物出資により被現物出資法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

四 適格現物分配に係る現物分配法人 当該適格現物分配により被現物分配法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

4 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5.1.2. 地方税法

【附則 34 条の 2 抜粋】

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三十四條の二 昭和六十三年年度から平成二十六年年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条、次条及び附則第三十五條において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条及び附則第三十五條において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。第四項において同じ。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（附則第三十四條の三第一項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する道府県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の一・六に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 三十二万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から二千万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

2 前項の規定は、昭和六十三年年度から平成二十六年年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなること）が確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する道府県民税の所得割について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その所有する土地等につき、租税特別措置法第三十三條から第三十三條の四まで、第三十四條から第三十五條の二まで、第三十六條の二、第三十六條の五、第三十七條、第三十七條の四から第三十七條の七まで又は第三十七條の九の二から第三十七條の九の五までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 昭和六十三年年度から平成二十六年年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第四項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける同項に規定する譲渡所得（附則第三十四條の三第三項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市町村民税の所得割の額は、前条第四項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二・四に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 四十八万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から二千万円を控除した金額の百分の三に相当する金額

五 前項の規定は、昭和六十三年度から平成二十六年まででの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第四項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなること）が確定であることと認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第四項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市町村民税の所得割について準用する。

六 第四項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条の二まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四から第三十七条の七まで又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の五までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第四項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

七 第二項又は第五項の規定の適用を受けた者からこれらの規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設を行う個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が第二項又は第五項に規定する期間内に同条第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該第二項又は第五項の規定の適用を受けた者に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該譲渡についてその該当することとなつたことを証する総務省令で定める書類を交付しなければならぬ。

八 第二項又は第五項の規定の適用を受けた者は、これらの規定の適用を受けた譲渡に係る前項に規定する書類の交付を受けた場合には、総務省令で定めるところにより、当該書類を市町村長に提出しなければならぬ。

九 第二項又は第五項の規定の適用を受けた者は、これらの規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部がこれらの規定に規定する期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、当該期間を経過した日から四月以内に、総務省令で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

十 前項に定める場合には、その該当しないこととなつた譲渡は、第二項又は第五項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

十一 前項の規定により課されることとなる道府県民税又は市町村民税の所得割については、次に定めるところによる。

一 第十七条の五第一項及び第二項並びに第十八条第一項中「法定納期限」とあるのは、「附則第三十条の二第九項に規定する申告の期限」とする。

二 第三百二十一条の二第二項中「不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第三百二十一条の各納期限」とあるのは、「不足税額に当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日」と、「納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日」とあるのは、「納付すべきこととされる日の翌日」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

三 前二号に定めるもののほか、前項の規定の適用がある場合における道府県民税又は市町村民税の

所得割に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例）

第三十四条の二の二 前条第二項又は第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、これらの規定に規定する期間（その末日が平成七年十二月三十一日であるものに限る。）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、平成八年一月一日から起算して二年以内の日で政令で定めることとなることが確定であると認められることにより、当該譲渡に該当する土地等の譲渡に該当することとなるときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を前条第二項又は第五項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

以上

巻末資料3 調査対象事例に関する各種資料

(1) 札幌市

「札幌市都心における都市再生整備推進法人の指定等に関する事務取扱要綱」

札幌市都心における都市再生整備推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(平成23年11月11 日市民まちづくり局理事決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市の都心における都市再生特別措置法(平成14年法律第22号。以下「法」という。)による都市再生整備推進法人(以下「推進法人」という。)

の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第73条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、都市再生整備推進法人指定申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 事務所の所在地及び組織図、事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 過去のまちづくり活動の実績を記載した書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 活動地域内の他の民間組織(町内会、商店街組織等)からの都市再生整備推進法人推薦書(様式第2号)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第73条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること。
- (3) 札幌市内に事務所を有し、札幌市の「都心まちづくり計画(平成14年6月策定)」及び「さっぽろ都心まちづくり戦略(平成23年1月策定)」の計画対象区域内で活動を行っていること。
- (4) 法第74条の規定による推進法人の業務の全部又は一部を適正かつ確実にを行うために必要な組織体制や人員体制及び必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。

(5) 関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができると認められること。

2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、都市再生整備推進法人指定書(様式第3号)により当該申請者に通知するとともに、法第73条第2項の規定により公示するものとする。

(名称等の変更)

第4条 推進法人は、法第73条第3項の規定による変更の届出を行う場合は、都市再生整備推進法人名称等変更届出書(様式第4号)により行うものとし、市長は、当該届出があったときは、法第73条第4項の規定により公示するものとする。

(事業の報告)

第5条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

3 市長は、法第76条第1項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告させることができる。

(改善命令)

第6条 市長は、法第76条第2項の規定により、業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第7条 市長は、法第76条第3項の規定により、前条の規定による命令に違反したときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、法第76条第4項の規定により公示するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定の取消しを行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定により聴聞を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月11日から施行する。

都市再生整備推進法人指定申請書

平成 年 月 日

（あて先）札幌市長

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

印

（事務所の所在地）

都市再生特別措置法第73条第1項の規定による都市再生整備推進法人の指定を受けたいので、下記の書類を添付のうえ申請します。

記

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 事務所の所在地及び組織図、事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 過去のまちづくり活動の実績を記載した書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 活動地域内の他の民間組織（町内会、商店街組織等）からの都市再生整備推進法人推薦書（様式第2号）
- (10) その他、都市再生整備推進法人の業務に関し参考となる書類

都市再生整備推進法人推薦書

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

名 称

代表者氏名

印

都市再生特別措置法第73条第1項の規定による都市再生整備推進法人の指定について、
下記法人を推薦いたします。

記

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

(事務所の所在地

)

札幌市都市再生整備推進法
第3条第2項関係
平成 年 月 日

都市再生整備推進法人指定書

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

(事務所の所在地)

平成 年 月 日付けの都市再生整備推進法人指定申請については、札幌市都心における都市再生整備推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第3条第1項各号のいずれにも該当すると認められることから、都市再生特別措置法第73条第1項の規定により都市再生整備推進法人として指定します。

都市再生特別措置法をはじめとする法令等を遵守し、都市再生のため適正かつ確実に業務を遂行してください。

札幌市長

印

様式第4号（第4条関係）

都市再生整備推進法人名称等変更届出書

平成 年 月 日

（あて先）札幌市長

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

印

（事務所の所在地

）

都市再生特別措置法第73条第3項の規定により届け出ます。

指定年月日・指定番号	平成 年 月 日 札都心指定第 号	
変更予定年月日	平成 年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※ 該当する□に、レ印を記入してください。

(2) 飯田市

「飯田市都市再生整備推進法人 公募要領」

飯田市都市再生整備推進法人 公募要領

飯田市都市再生整備推進法人を公募します。

1 はじめに — 官民連携のまちづくり

まちづくりに関する取り組みは、一般的にはこれまで行政が中心となって推進してきた事例が多かったですが、最近では、まちづくり会社やNPO等の民間組織がまちづくりに積極的に取り組む事例が増加しています。

このような取り組みは、地域の特性に応じたまちのにぎわいや都市の魅力向上等の面からも有効であることから、行政としても積極的に支援していくことが重要となっています。

都市再生特別措置法においても、まちづくりに取り組む団体を支援する制度や、道路空間を活用してにぎわいのあるまちづくりを実現する制度等、官民連携のまちづくりを推進する制度が新しく創設されています。

飯田市では、従来から市民の皆さんに積極的にまちづくりに参加していただいておりますが、今回、まちづくり会社やNPO等に法的な位置付けを与え、優良なまちづくりの担い手として積極的な連携を図る制度「都市再生整備推進法人制度」を活用すべく、行政と連携したまちづくりを推進する法人を公募します。

2 都市再生整備推進法人制度について

○都市再生整備推進法人とは

都市再生整備推進法人（以下「都市再生法人」とは、都市再生特別措置法（都市再生法）に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するものです。

○都市再生特別措置法の改正

平成23年4月に都市再生特別措置法が改正され、都市再生法人に「まちづくり会社」（株式会社においては市町村の3%以上出資が必要です。）が指定できるように改正されました。

○都市再生法人になれる法人

- ・まちづくり会社（改正都市再生法により追加）
- ・NPO法人
- ・一般社団法人（公益社団法人を含む）
- ・一般財団法人（公益財団法人を含む）

○都市再生法人の主な業務

- ・まちなかの賑わいや交流創出のための施設の整備、管理運営
- ・都市開発事業の実施やその支援
- ・まちづくりに関する専門家派遣、情報提供等

○都市再生法人のメリット

都市再生法人に指定されることにより、都市再生法に基づく公的な位置付けが得られ、主に以下の事項が出来るようになります。

①都市再生整備計画の提案

「都市再生整備計画(※)」の作成や変更を市町村に提案出来ます。都市再生法人が行おうとしている事業を都市再生法人の発意により公的な計画である都市再生整備計画に位置付けることが可能となり、円滑な事業の推進につながります。

②都市利便増進協定への参画

地域のまちづくりを地域住民が自主的に行うための協定制度(都市再生法に規定)に地権者以外では唯一参画が可能となります。

③市町村や国等による支援

都市再生法の規定には、国及び関係地方公共団体は都市再生法人に必要な支援をするものとあり、市町村や国からの積極的な支援(情報の提供や助言)を受けることができます。

④土地譲渡にかかる税制優遇

都市再生法人に土地を譲渡した個人・法人に対して、譲渡にかかる所得税や法人税等の税制優遇があります(ただし税制優遇には一定の条件があります)。

⑤エリアマネジメント融資

まちづくりを行う法人に対する国の融資制度であるエリアマネジメント融資の融資対象となります(ただし融資にあたっては市町村の協力等一定の条件があります)。

⑥民間まちづくり活動促進事業による支援

都市再生法人が主体となったまちづくり計画・協定の作成やそれに基づく施設整備等に対する補助制度が創設されました(ただし事業実施にあたっては市町村の協力等一定の条件があります)。

⑦民間都市開発推進機構による支援

住民参加型まちづくりファンド支援業務において、24年度から都市再生法人の指定を受けたまちづくり会社が支援対象に追加拡充されます(ただし支援にあたっては市町村の協力等一定の条件があります)。

上記の他にも、市が地域のまちづくりの担い手として公的に指定することにより、まちづくり会社の信用が担保されるとともに、市町村にとっても、地域のまちづくりの担い手として、積極的な支援が可能となります。

※「都市再生整備計画」とは

全国の市町村における都市再生を推進するため、市町村は都市再生法に基づき、都市再生整備計画を作成することができます。

都市再生整備計画を作成することにより、街並みの整備や、中心市街地の活性化、歴史・文化を活かしたまちづくりなど市町村が行うまちづくり事業に対して、国が交付金(社会資本整備総合交付金、旧まちづくり交付金)を交付したり、(財)民間都市開発推進機構による民間プロジェクトへの金融支援などが受けられます。

また、都市再生整備計画区域内における特例として、都市計画の特例や、道路占用許可の特例、民間による協定制度等があり、都市再生整備計画を作成することにより、市町村と民間の協働による地域のまちづくりを総合的に推進できるようになります。

これまでに全国で913市町村、延べ2041地区で計画が作成されています。

3 指定の概要

(1) 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

(2) 審査

都市再生法人になろうとする法人が市長に対して行う申請に対し、次の基準に従って市長が審査します。

ア 法人の活動目的・活動内容について

- ・不特定多数の利益を目的として活動を行う法人であること。
- ・まちづくりの推進を活動目的としていること。

イ 法人の活動実績について

- ・都市再生法人を申請する組織又はその母体となっている組織に、過去にまちづくり活動の実績があること。

ウ 法人の組織形態・運営体制について

- ・市内に事務所を有し、当該市内で活動を行っていること（当該市外を活動範囲に含んでいても構わない）。
- ・都市再生法人の業務を適正かつ確実にを行うために、
 - 必要な組織体制や人員体制を備えていること。
 - 必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
 - 関係する行政機関や民間団体等と既に十分な連携を図っていること、又はこの先図ることが出来ると認められること。

(3) 審査結果等の通知及び公表

審査結果は、提案書類を提出した申請者に対して速やかに通知します。

また、審査の経過及び結果は、飯田市都市再生整備推進法人として選定後、飯田市ウェブサイトへの掲載等により公表します。

(4) 問い合わせ先

飯田市 産業経済部 商業・市街地活性化課 中心市街地活性化係
〒395-0044 飯田市本町1丁目12番地
電話：0265(52)1715 Fax：0265(52)1719
E-mail：shigaichi@city.iida.nagano.jp

4 公募及び指定のスケジュール

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 公募要領等の配布期間 | 平成24年2月15日(水)～同年3月16日(金) |
| (2) 公募要領等に関する質問の受付 | 平成24年2月15日(水)～同年2月24日(金) |
| (3) 質問に対する回答日 | 平成24年3月2日(金) 予定 |
| (4) 申請書類の受付期間 | 平成24年3月5日(月)～同年3月16日(金) |
| (5) 選定結果の通知 | 平成24年3月末 予定 |

5 申請に関する事項

(1) 申請者の資格

次に掲げる法人とし、個人での申請はできません。

- ア 一般社団法人（公益社団法人を含む）
- イ 一般財団法人（公益財団法人を含む）
- ウ NPO法人
- エ まちづくり会社

(2) 欠格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する法人は、申請することができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による飯田市の一般競争入札への参加停止又は第 167 条の 11 の規定による飯田市の指名競争入札への指名停止の措置を受けていること。
- イ 法人市民税、固定資産税その他の市税を滞納していること。
- ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にあること。

(3) 申請方法

ア 申請書類

- (7) 飯田市都市再生整備推進法人指定申請書（様式第 1 号）
- (4) 定款
- (9) 登記事項証明書
- (2) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 事務所の所在地及び組織図、事務分担を記載した書面
- (6) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (4) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (9) 過去のまちづくり活動の実績を記載した書面
- (9) 活動地域を示す図面
- (2) 活動地域内の他の民間組織（町内会、商店街組織等）からの飯田市都市再生整備推進法人推薦書（様式第 2 号）
- (9) その他、都市再生法人の業務に関し参考となる書類

イ 提出部数

申請書類を(7)から(9)までの順に並べ、原本を 1 部のみ提出してください。

- (注意事項) ① 原本はホッチキス等で留めず、クリップ留め等により提出してください。
- ② 各書類には、ページ数を付してください。
 - ③ 用紙サイズについては原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A 4 サイズに統一してください。

ウ 公募要領等の配布

- (7) 配布期間
平成 24 年 2 月 15 日(水)～ 同年 3 月 16 日(金)
(飯田市役所開庁時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)
- (4) 配布場所
〒395-0044 飯田市本町 1 丁目 12 番地
飯田市 産業経済部 商業・市街地活性化課 中心市街地活性化係（飯田商工会議所 1 階）
飯田市ウェブサイトからもダウンロードができます。
http://www.city.iida.lg.jp/iidaspher/www/normal_top.jsp

エ 申請書類の受付期間

平成 24 年 3 月 5 日(月)から同月 16 日(金)までの午後 5 時 15 分まで（簡易書留郵便等による郵送の場合は、平成 24 年 3 月 16 日(金)の午後 5 時 15 分必着）

オ 提出先

- (7) 持参による場合

受付期間内の午前8時30分から午後5時15分までの間に、以下の住所に持参してください。

飯田市本町1丁目12番地

飯田市 産業経済部 商業・市街地活性化課 中心市街地活性化係（飯田商工会議所1階）

(4) 送付による場合

以下の宛て先に、簡易書留郵便等で送付（受付期間内必着）してください。

〒395-8501 飯田市大久保町2534番地

飯田市 産業経済部 商業・市街地活性化課 中心市街地活性化係

(4) 質問の受付及び回答

公募要領等の内容に関する質問は、質問書により受け付けます。

ア 受付期間

平成24年2月15日(水)から同月24日(金)の午後5時30分まで

イ 提出方法

質問書（様式を問いません。）に必要事項をご記入の上提出していただくか、FAX又は電子メールにて提出してください。電話での質問には一切応じられませんのでご注意ください。

ウ 提出先

(7) 持参による場合

受付期間内の午前8時30分から午後5時15分までの間に、以下の住所に持参してください。

飯田市本町1丁目12番地

飯田市 産業経済部 商業・市街地活性化課 中心市街地活性化係（飯田商工会議所1階）

(4) FAX又は電子メールによる場合

FAX番号 : 0265-52-1719

電子メールアドレス : shigaichi@city.iida.nagano.jp

エ 回答方法：平成24年3月2日（金）（予定）に、前述の飯田市ウェブサイトへの掲載により回答します。

(5) 留意事項

ア 接触の禁止

飯田市職員その他本公募関係者に対して、本公募に関連して接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には、飯田市都市再生整備推進法人の選定に関して失格となることがあります。

イ 虚偽の記載をした場合の失格

申請書類に虚偽の記載があった場合は、飯田市都市再生整備推進法人の選定に関して失格とします。

ウ 申請書類の取扱い

提出された申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

エ 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式は問いません。）を提出してください。

オ 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

都市再生法人の選定は、飯田市が実施します。選定にあたっては、申請書類に対して、後述の評価基準項目により総合的に審査します。

(2) 評価基準項目

ア 法人の活動目的・活動内容について

- ・不特定多数の利益を目的として活動を行う法人であること。
- ・まちづくりの推進を活動目的としていること。

イ 法人の活動実績について

- ・都市再生法人を申請する組織又はその母体となっている組織に、過去にまちづくり活動の実績があること。

ウ 法人の組織形態・運営体制について

- ・市内に事務所を有し、当該市内で活動を行っていること（当該市外を活動範囲に含んでいても構わない）。
- ・都市再生法人の業務を適正かつ確実にを行うために、
 - 必要な組織体制や人員体制を備えていること
 - 必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること
 - 関係する行政機関や民間団体等と既に十分な連携を図っていること、又はこの先図ることが出来ると認められること

7 選定結果の通知、指定の手続等

(1) 選定結果の通知

選定結果については、平成24年3月下旬に、申請者全てに文書で通知します。

(2) 指定の手続

都市再生特別措置法の規定に基づき、飯田市が上述の6(2)評価基準項目に照らし合わせた上で、審査の結果適当と認めた場合は申請者を都市再生法人として指定し、その旨を当該申請者に通知するとともに、飯田市ウェブサイトへの掲載等により公共します。また、審査の結果不適当と認めた場合は申請者に対してその旨を通知します。

8 情報の公開

(1) 申請書類について

申請者が飯田市に提出した申請書類について、飯田市情報公開条例（平成14年飯田市条例第22号）に基づき情報公開請求がなされた場合は、当該申請書類は請求者に公開されます。

その他飯田市が必要と認めた場合、飯田市は、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(2) 審査の経過及び選定結果について

審査の経過及び選定結果については、飯田市ウェブサイトで公表します。

9 添付資料

(1) 別添資料

飯田市都市再生整備推進法人の指定等に関する事務取扱要領

(2) 別紙様式

- ア 飯田市都市再生整備推進法人指定申請書（様式第1号）
- イ 飯田市都市再生整備推進法人推薦書（様式第2号）
- ウ 飯田市都市再生整備推進法人指定書（様式第3号）
- エ 飯田市都市再生整備推進法人名称等変更届出書（様式第4号）

10 その他

次に掲げる場合は、飯田市は、都市再生法人の指定を取り消し、又は期間を定めて都市再生法人の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 都市再生法人が行う業務の適正を期すために飯田市が行う指示に従わない場合
- (2) 都市再生法人による業務を継続することが適当でないと飯田市が認めた場合

11 事務担当

飯田市 産業経済部 商業・市街地活性化課 中心市街地活性化係
〒395-0044 飯田市本町1丁目12番地
電話：0265(52)1715 Fax：0265(52)1719
E-mail：shigaichi@city.iida.nagano.jp

「飯田市都市再生整備推進法人の指定等に関する事務取扱要領」

飯田市都市再生整備推進法人の指定等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）の規定に基づき、飯田市の都市再生整備推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第73条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生整備推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

(4) 事務所の所在地及び組織図、事務分担を記載した書面

(5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

(6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

(7) 過去のまちづくり活動の実績を記載した書面

(8) 活動地域を示す図面

(9) 活動地域内の申請者以外の民間組織（まちづくり委員会、商店街組合等）からの飯田市都市再生整備推進法人推薦書（様式第2号）

(10) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となると市長が認めた書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第73条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

(1) まちづくりの推進を活動目的としていること。

(2) 申請者又は当該申請者の母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること。

(3) 飯田市内に事務所を有し、飯田市中心市街地活性化基本計画（平成20年7月内閣総理大臣認定）の区域内で活動を行っていること。

(4) 法第74条の規定による推進法人の業務の全部又は一部を適正かつ確実に行うために必要な組織体制、人員体制及び必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。

(5) 関係する行政機関、活動する地域内における申請者以外の民間組織等と十分な連携を図ることができることと認められること。

2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、都市再生整備推進法人指定書（様式第3号）により当該申請者に通知するとともに、法第73条第2項の規定により公示するものとする。

(名称等の変更)

第4条 推進法人は、法第73条第3項の規定による変更の届出を行う場合は、都市再生整備推進

法人名称等変更届出書（様式第4号）により行うものとし、市長は、当該届出があったときは、法第73条第4項の規定により公示するものとする。

（事業の報告）

第5条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

3 市長は、法第76条第1項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告させることができる。

（改善命令）

第6条 市長は、法第76条第2項の規定により、業務を適正かつ確実に実施していないと認めた場合は、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消）

第7条 市長は、法第76条第3項の規定により、前条の規定による命令に違反した場合は、第3条の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、法第76条第4項の規定により公示するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定の取消しを行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき聴聞を行うものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年2月15日から施行する。

飯田市都市再生整備推進法人指定申請書

年 月 日

（あて先）飯田市長

法人の住所
法人の名称
代表者氏名 印
（事務所の所在地）

都市再生特別措置法第73条第1項の規定による都市再生整備推進法人の指定を受けたいので、下記の書類を添付のうえ申請します。

記

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 事務所の所在地及び組織図、事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 過去のまちづくり活動の実績を記載した書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 活動地域内の他の民間組織（町内会、商店街組織等）からの飯田市都市再生整備推進法人推薦書（様式第2号）
- (10) その他、都市再生整備推進法人の業務に関し参考となる書類

飯田市都市再生整備推進法人推薦書

年 月 日

（あて先）飯田市長

住所

名称

代表者氏名

印

都市再生特別措置法第73条第1項の規定による都市再生整備推進法人の指定について、下記法人を推薦いたします。

記

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

（事務所の所在地）

様式第3号（第3条第2項関係）

飯田市指定第 号

年 月 日

飯田市都市再生整備推進法人指定書

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

（事務所の所在地）

平成 年 月 日付け都市再生整備推進法人指定申請については、飯田市都市再生整備推進法人の指定等に関する事務取扱要領第3条第1項各号のいずれにも該当すると認められることから、都市再生特別措置法第73条第1項の規定により都市再生整備推進法人として指定します。

都市再生特別措置法をはじめとする法令等を遵守し、都市再生のため適正かつ確実に業務を遂行してください。

飯田市長

印

飯田市都市再生整備推進法人名称等変更届出書

年 月 日

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

（事務所の所在地）

印

都市再生特別措置法第73条第3項の規定により届け出ます。

指定年月日・指定番号	年 月 日 飯田市指定第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※ 該当する口に、レ印を記入してください。

(4) 広島市

「広島県による都市・地域再生等利用区域の指定」

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

広島県知事
(道路河川管理課)

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第 22 第 1 項の規定に基づき、準則に定める要件に該当すると認めて指定する都市・地域再生等利用区域は、次のとおりとする。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川太田川水系指定区間京橋川の河川区域内で、別図に示す区域。

(2) 指定年月日

平成 23 年 4 月 12 日

2 都市・地域再生等占用方針

(1) 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けられる施設

準則第 22 第 3 項第 1 号に掲げる広場及び同項第 6 号に掲げる広場と一体をなすオープンカフェ等

(2) 許可方針

上記(1)に係る標準的な許可条件は、次のとおりとする。

この占用又は工事の実施に当たっては、河川法その他の法令の規定、広島県土木局長通知及び次の条件を遵守すること。

ア この工事の施工費及び将来の修理保存費は、許可を受けた者が負担すること。

イ この占用又は工事に原因して生じたと認められる種々の障害については、自らの費用で至急に復旧し、又はこれに代わるべき施設をすること。

ウ この工作物の用途を廃止したときは、〇〇建設事務所にその旨届け出ること。

エ この工事に着手しようとする際及び工事がしゅん工した際には、〇〇建設事務所にその旨届け出ること。

オ この占用又は工事によって損失を受ける者があるときは、その当事者の間で協議をし、許可を受けた者がその損失を補償すること。

カ この工事の施行に当たっては、別途〇〇建設事務局長が指示することに従うこと。

キ この許可に係る地位の承継については、地位の承継の日から起算して 30 日以内にその旨を〇〇建設事務所に届け出ること。

ク この許可に係る権利譲渡については、河川法第 34 条の規定により事前に〇〇建設事務局長の承認を得なければならない。

ケ この占用又は工事の許可は、工事期間満了の際、この許可に係る工事に着手していない場合は、その効力を失うものとする。

コ 次の場合には、許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、この条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築、若しくは除却その他必要な施設の設置若しくは河川を原状に回復することを命じることがある。この場合はその処分に従うこと。

(ア) 河川法、これに基づく政令若しくは規則又はこの許可条件に違反したとき。

(イ) この占用又は工事が河川管理上著しい支障を生ずることとなったとき、若しくは河川工事上支障があるとき又は公益上支障があるとき。

サ コの(ア)に該当したため、その処分を受けた場合には、その履行に要する経費は自らが負担すること。

3 都市・地域再生等占用主体

(1) 都市・地域再生等占用主体

準則第 22 第 4 項第 1 号に掲げる者（準則第 6 に掲げる占用主体）

◎河川敷地占用許可準則（抜粋）

（占用主体）

第 6 占用の許可を受けられる者とは、次の各号に掲げるものとする。ただし、第 7 第 1 項第 5 号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第 6 号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けられるものとする。

一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）

二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、都市基盤整備公団、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人

三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者

四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者

- 五 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となつて行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者
- 六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者

(2) 施設使用者の要件

河川敷地占用許可準則第四章の規定に基づく都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占有の特例に関する取扱い（平成 23 年 4 月 1 日広島県土木局長制定）第 9 及び第 10 に適合すること。

※施設使用者とは、準則第 25 第 2 項の規定に基づき、都市・地域再生等占有施設について、公的占有者と使用契約を締結して使用する者をいう。
 ※公的占有者とは、準則第 23 の占有の許可を受けた準則第 22 第 4 項第 1 号に掲げる者をいう。

◎河川敷地占用許可準則第四章の規定に基づく都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占有の特例に関する取扱いについて（抜粋）

（施設使用者等の要件）

第 9 施設使用者及び準則第 22 第 4 項第 2 号に規定する者（以下「施設使用者等」という。）は、次の各号に掲げる事由のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力行為の常習者又はそのおそれのある者。

※ア 暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 7 7 号）（以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体をいう。

※イ 暴力団員とは、暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団の構成員をいう。

※ウ 暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であつて暴力団の周辺にあり、これと交わりをもつ次のいずれかに該当する者をいう。

- (ア) 暴力団の威力を背景に暴対法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為を行うおそれがある者
- (イ) 暴力団又は暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 7 号）に基づく処分の対象となつている団体及びその構成員である者。

(5) 成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当する者。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる場合の施設使用者等の対象者は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人 当該法人の役員、支配人、支店及び支店に準ずる営業所の代表者
- (2) 個人 本人若しくはその使用人のうち支配人、支店及び支店に準ずる営業所の代表者

（広島県暴力団排除条例の適用等）

第 1 0 施設使用者等は、広島県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 37 号）第 10 条及び第 11 条の規定に違反する行為を行つてはならない。

2 施設使用者等は、その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としてはならない。

3 施設使用者等は、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。

(1) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与すること。

(2) 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的及び儀礼的なものと認められる限度を越えた贈答を行うなど、暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(3) その行う事業に関し、情を知つて、次の各号のいずれかに該当する事業者を利用すること。

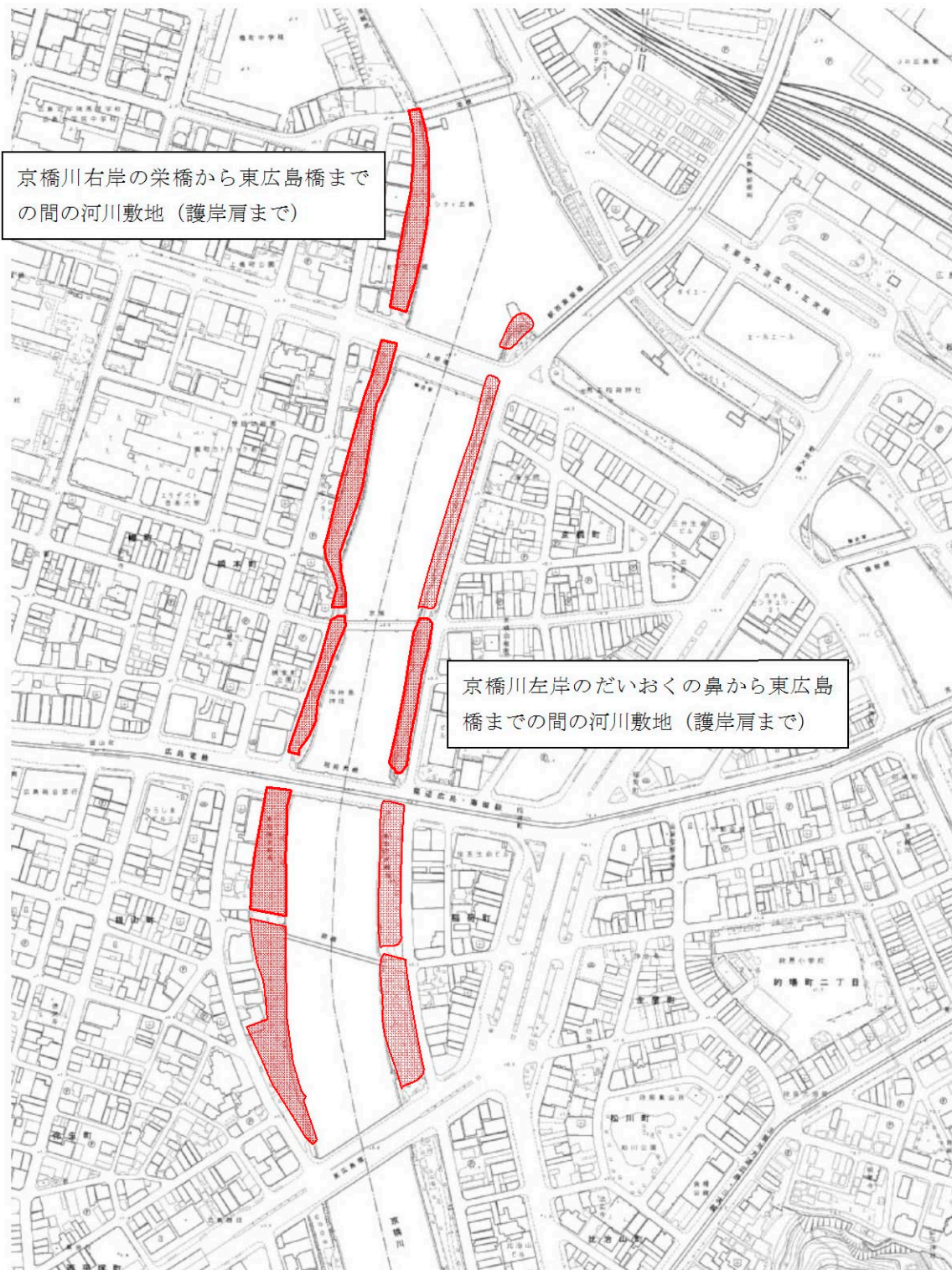
ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 第 1 号に規定する行為をし、又は前号に規定する関係を有している事業者

(4) 情を知つて、前号アに該当する事業者に資金等を提供し、又は便宜を供与すること。

※ア 暴力団員等とは、暴力団員及び現に同条例第 19 条第 3 項の規定に基づく公表が行われている者をいう。

都市・地域再生等利用区域図（拡大版）



出所) 広島県公式サイト「河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定(京橋川)」より

(5) 福岡市

「福岡市 都市再生歩行者経路協定認可要領」

福岡市 都市再生歩行者経路協定認可要領

(目的)

第1条 本要領は、都市再生特別措置法（以下「法」という。）第45条の2第1項に規定する都市再生歩行者経路協定に関し、必要な事項を定める。

(都市再生歩行者経路協定の認可の申請)

第2条 法第45条の2第4項の規定による都市再生歩行者経路協定の認可を受けようとする者は、都市再生歩行者経路協定認可申請書（別紙様式1）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 都市再生歩行者経路協定書
- (2) 都市再生歩行者経路協定締結の理由を記載した書面
- (3) 都市再生歩行者経路協定の区域及び位置を示す図面
- (4) 申請者が都市再生歩行者経路協定の認可申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 土地所有者等（法第45条の2第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）の全員の住所、氏名、権利の種別並びに権利の目的となっている土地及び建築物の所在地を記載した書面。
- (6) 土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 法第45条の2第3項に規定する協定区域隣接地（以下「協定区域隣接地」という。）を定める場合には、当該協定区域隣接地の区域及び位置を示す図面
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

(都市再生歩行者経路協定の変更又は廃止の認可の申請)

第3条 法第45条の5第1項又は法第45条の9第1項の規定による都市再生歩行者経路協定の変更又は廃止の認可を受けようとする者は、都市再生歩行者経路協定変更・廃止認可申請書（別紙様式2）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書（都市再生歩行者経路協定を廃止しようとする場合においては、第1号、第3号及び第8号に規定する書類を除く。）を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 都市再生歩行者経路協定の変更書
- (2) 都市再生歩行者経路協定の変更又は廃止の理由を記載した書面
- (3) 変更した都市再生歩行者経路協定の区域及び位置を示す図面
- (4) 申請者が都市再生歩行者経路協定の変更又は廃止の認可申請に係る代表者であることを証する書面

- (5) 土地所有者等の全員の住所、氏名、権利の種別並びに権利の目的となっている土地及び建築物の所在地を記載した書面。
- (6) 土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 都市再生歩行者経路協定の廃止の場合、土地所有者等の過半数の合意のあったことを証する書面
- (8) 協定区域隣接地を定めている場合には、変更した協定区域隣接地の区域及び位置を示す図面
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

(都市再生歩行者経路協定に係る認可の通知)

第4条 市長は、第2条又は第3条の認可をしたときは、当該認可を受けた者に対し都市再生歩行者経路協定認可通知書（別紙様式3）又は都市再生歩行者経路協定変更・廃止認可通知書（別紙様式4）によりその旨通知するものとする。

(都市再生歩行者経路協定区域内の借地権消滅等届)

第5条 法第45条の6第3項の規定による届出をしようとする者は、借地権消滅等届（別紙様式5）に都市再生歩行者経路協定区域から除かれるべき事実が生じたことを証する書類及び土地の位置を表示した図面を添えて市長に提出するものとする。

(都市再生歩行者経路協定加入届)

第6条 法第45条の8第1項又は第2項の規定により都市再生歩行者経路協定に加わろうとする者は、都市再生歩行者経路協定加入届（に土地の登記簿謄本及び土地の位置を表示した図面を添えて、市長に提出しなければならない。

(一人都市再生歩行者経路協定の効力発効届)

第7条 法第45条の11第4項の規定により当該都市再生歩行者経路協定が効力を有することとなったときは、同条第2項の規定による認可を受けた者は、一人都市再生歩行者経路協定効力発生届（別紙様式6）に新たに土地所有者等となった者の土地又は建築物の登記簿謄本及び土地又は建築物の位置を表示した図面を添えて市長に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成23年 月 日から施行する。

平成23年 月 日 制 定

(別紙様式1)

歩行者経路協定認可申請書

都市再生特別措置法第45条の2第1項の規定による都市再生歩行者経路協定の認可について、関係図書を添えて申請します。

平成 年 月 日

住 所
申請者
氏 名
(住所及び代表者氏名)
電 話

(あて先) 福岡市長

1. 区域の地名及び地番
2. 協定の名称
3. 有効期間
4. 違反があった場合の措置内容
5. 土地の所有者等の人数

土地の所有者（うち共有者）	土地の地上権者（うち共同地上権者）	土地の賃借権者（うち共同賃借権者）	合 計
人	人	人	人
(人)	(人)	(人)	(人)

6. 特記事項

歩行者経路協定（変更・廃止）認可申請書

都市再生特別措置法第 条 の規定による都市再生歩行者経路協定の（変更・廃止）の認可について、関係図書を添えて申請します。

平成 年 月 日

住 所
申請者
氏 名
(住所及び代表者氏名)
電 話

(あて先) 福岡市長

1. 認可年月日及び文書番号
2. 区域の地名及び地番
3. 協定の名称
3. 有効期間
4. 違反があった場合の措置内容
5. 変更の場合は、その変更の内容
6. 土地の所有者等の人数

土地の所有者（うち共有者）	土地の地上権者（うち共同地上権者）	土地の賃借権者（うち共同賃借権者）	合 計
人	人	人	人
(人)	(人)	(人)	(人)

7. 特記事項

〇〇 〇〇 様

歩行者経路協定認可通知書

都市再生特別措置法第45条の2第4項の規定により、平成 年 月 日付けにて申請のあった都市再生歩行者経路協定を認可したので通知します。

認可番号

認可年月日 平成 年 月 日

福岡市長 高島 宗一郎

1. 区域の地名及び地番
2. 協定の名称
3. 有効期間
4. 違反があった場合の措置内容
5. 土地の所有者等の人数

土地の所有者（うち共有者）	土地の地上権者（うち共同地上権者）	土地の賃借権者（うち共同賃借権者）	合計
人	人	人	人
（人）	（人）	（人）	（人）

6. 特記事項

〇〇 〇〇 様

歩行者経路協定（変更・廃止）認可通知書

都市再生特別措置法第 条 の規定により、平成 年 月 日付けにて申請のあった都市再生歩行者経路協定の（変更・廃止）を認可したので通知します。

認可番号

認可年月日 平成 年 月 日

福岡市長 高島 宗一郎

1. 認可年月日及び認可番号
2. 区域の地名及び地番
3. 協定の名称
3. 有効期間
4. 違反があった場合の措置内容
5. 変更の場合は、その変更の内容
6. 土地の所有者等の人数

土地の所有者（うち共有者）	土地の地上権者（うち共同地上権者）	土地の賃借権者（うち共同賃借権者）	合計
人	人	人	人
（人）	（人）	（人）	（人）

6. 特記事項

(別紙様式5)

借地権消滅等届

都市再生特別措置法第45条の6第 項の規定により、都市再生歩行者経路協定区域から除かれることとなったので関係図書を添えて届け出ます。

平成 年 月 日

住 所
届出者
氏 名
(住所及び代表者氏名)
電 話

(あて先) 福岡市長

1. 建築協定の名称
2. 認可年月日及び認可番号
3. 借地権消滅等年月日
4. 借地権の消滅等に係る土地の地名及び地番
5. 借地権の消滅等に係る土地の所有者の住所及び氏名

歩行者経路協定加入届

都市再生特別措置法第 条 の規定により、認可のあった都市再生歩行者経路協定に加入したいので、関係図書を添えて届け出ます。

平成 年 月 日

住 所
届出者
氏 名
(住所及び代表者氏名)
電 話

(あて先) 福岡市長

1. 建築協定の名称
2. 届出に係る土地の地名及び地番
3. 認可年月日及び認可番号
4. 特記事項

一人都市再生歩行者経路効力発生届

都市再生特別措置法第45条の11第4項の規定により、都市再生歩行者経路協定の効力を有することとなったので、関係図書を添えて届け出ます。

平成 年 月 日

住 所
届出者
氏 名
(住所及び代表者氏名)
電 話

(あて先) 福岡市長

1. 建築協定の名称
2. 認可年月日及び認可番号
4. 効力を有することとなった年月日
5. 効力発生に係る土地の状況

効力発生に係る土地の地名及び地番	所有者等の住所及び氏名

都市再生整備計画を活用した官民連携方策検討調査

平成 24年 3月

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
TEL : 03-5253-8407 (直通) FAX : 03-5253-1589

調査実施機関：株式会社 野村総合研究所